

# 羽 村 市 環 境 基 本 計 画

羽 村 市



第 1 章	環境基本計画の目標	1
1	基本的考え方	1
2	環境基本計画の目標	2
3	それぞれの取り組み	3
第 2 章	計画策定の背景	4
1	計画策定の背景	4
2	計画の位置づけ	1 1
3	環境の範囲	1 2
4	対象地域	1 3
5	計画の期間	1 3
第 3 章	施策の基本方針	1 4
第 1 節	環境への負荷の少ない、公害のないまち	
1	大気汚染・悪臭の防止	1 7
2	水質汚濁と土壌汚染の防止	2 4
3	騒音・振動の防止	3 1
4	地盤沈下の防止	3 7
5	有害化学物質による汚染の防止	3 9
6	電磁波による被害の防止	4 2
7	光害の防止	4 4
8	心の和む都市景観の創出	4 7
9	災害に強いまちづくり	5 0
10	市民が安心して暮らすことのできるまちづくり	5 3
第 2 節	ごみの発生を抑制し、資源化を積極的に進め、 循環型社会を目指すまち	
1	ごみの減量とリサイクルの推進	5 7
2	ポイ捨ての禁止	6 9
第 3 節	多摩川を守り、緑を育て、歴史と文化を大切にするまち	
1	緑を守り育てる	7 2
2	農地を守り農業を育てる	7 9
3	河川・水辺の景観、清流の保全	8 2
4	河川と水辺の生物の保護	8 5

5	湧水の保全、湿地の創出 -----	8 8
6	羽村の歴史と風土、個性あふれる景観の保全 -----	9 0
第4節	地球環境を大切にすまち	
1	地球環境の保全 -----	9 3
2	エネルギーの有効利用 -----	9 8
第5節	環境学習と情報公開を進め、市民・事業者・市が それぞれの役割を果し、協力し合って行動すまち	
1	人づくり -----	1 0 1
2	連携のしくみづくり -----	1 0 4
3	情報の整備と公開 -----	1 0 6
第4章	進め方とチェック体制 -----	1 0 8
1	進め方とチェック体制 -----	1 0 8
2	国や東京都、近隣自治体との連携 -----	1 1 0
参考資料	-----	1 1 1
1	羽村市の環境 -----	1 1 3
2	環境基準一覧 -----	1 2 3
3	公害苦情件数 -----	1 2 8
4	ダイオキシン類 -----	1 2 9
5	その他の用語説明など -----	1 3 5
6	市民による環境基本計画素案作成経緯 -----	1 3 8
7	庁内における環境基本計画検討経緯 -----	1 4 2

# 第1章 環境基本計画の目標

## 1 基本的考え方

私たちは、これまで便利さを求めるあまり、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を与え続けていることに気づきました。自然を損なわずに、現在および将来の市民が、健康で安全な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、羽村の市民、事業者、市が協力し、

川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし

続けられるまち 羽村

を目指します。

## 2 環境基本計画の目標

羽村市環境基本計画の基本的考え方である「川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村」を実現するために、5つの環境目標を設定します。

### (1) 環境への負荷の少ない、公害のないまち

市民一人ひとりが環境の大切さを考え、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・地盤沈下など公害がなく、環境への負荷の少ないまちを目指します。

### (2) ごみの発生を抑制し、資源化を積極的に進め、循環型社会を目指すまち

「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会構造やライフスタイルを見直し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみの減量に努めるとともに、資源化を積極的に進め、環境負荷が少なく、次世代へ繋げる循環型社会の構築を目指します。

### (3) 多摩川を守り、緑を育て、歴史と文化を大切にするまち

市街地に残された緑や多摩川を保全し、そこに生息する多様な生き物と共生し、羽村の歴史や文化など、先人の残した遺産を保護しながら、自然と調和した緑と歴史を大切にするまちを目指します。

### (4) 地球環境を大切にするまち

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨、動植物生態系の破壊など、地球規模で発生している問題について、改善に向けて取り組みます。

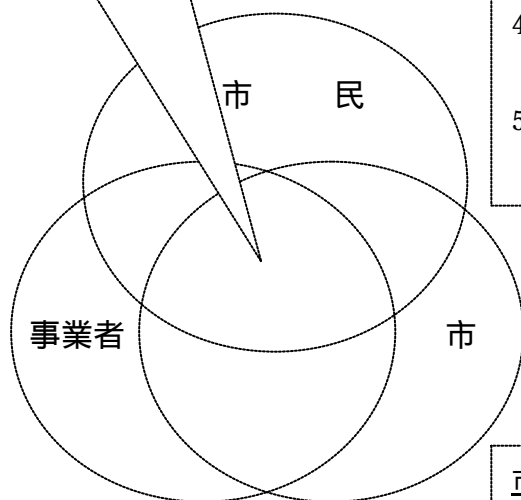
### (5) 環境学習と情報公開を進め、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、協力し合って行動するまち

環境問題に対する活動が活発に行われるよう、羽村市および周辺の環境情報を常時公開し、環境学習を深め、市民・事業者・市が互いに協力し、環境の保全と創造に向けた自主的な取り組みを積極的に実践します。

### 3 それぞれの取り組み

「川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村」を実現するため、市民、事業者、市は5つの目標の達成に向けて、それぞれの役割を果たすことが必要です。

川や緑を守り育て、  
水や空気や土を汚さず、  
健康で安全に暮らし続け  
られるまち 羽村



#### 市民の役割

1. 環境学習を深め、市民各自が環境負荷の低減に取り組み、環境保全に努めます。
2. ごみの減量と分別と再生品の利用に努めます。
3. 資源・エネルギーの節約に努め、無駄のない暮らしを進めます。
4. 自然や歴史・文化を大切にし、多様な生物との共生を目指します。
5. 環境保全活動に積極的に参加し、事業者・市との連携を進めます。

#### 事業者の役割

1. 法令・条例を守り、公害を出さない事業活動を行います。
2. ごみの発生を抑制し、資源・エネルギーを循環させる事業活動を行います。
3. 再生品の利用と環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を進めます。
4. 従業員等の環境学習を深めるとともに、環境マネジメントシステムの構築を目指します。
5. 情報公開に努め、市民・市との連携を進めます。

#### 市の役割

1. 市自らの活動における環境保全の取り組みを進めるとともに、環境基本計画に基づく施策を推進します。
2. 地球環境の保全を視野に入れ、公害を発生させない施策を進め、環境情報を公開します。
3. ごみの分別回収を徹底し、資源化を進めます。
4. 多摩川や公共緑地の保全に努めるとともに、民有地の緑被率の向上に向けて働きかけます。
5. 環境意識の啓発に努め、市民・事業者との連携を進めます。

## 第 2 章 計画策定の背景

### 1 計画策定の背景

#### (1) 環境問題の変遷

戦後の復興と公衆衛生問題（昭和 20 年代）

戦後の復興の中で、我が国では生活基盤整備の遅れによる伝染病の発生や台風等による家屋の崩壊、水害の発生等、公衆衛生や自然災害が問題となっていました。

エネルギー改革と顕在化する産業公害（昭和 30 年代）

石炭から石油へとエネルギー源の転換が行われ、重工業コンビナートを中核とする地域開発が押し進められました。また、水俣病に代表されるように産業活動による重大な公害問題が生じてきました。

経済の高度成長に伴い激化する産業公害と自然破壊（昭和 40 年代）

日本経済が飛躍的に拡大した経済の高度成長期であり、産業が優先されたことにより自然環境の破壊や公害問題が大きな社会問題となりました。首都圏には、人口と産業が集中したにもかかわらず、都市基盤の整備や公害防止対策が立ち後れたために、大気汚染や水質汚濁が広がりました。これに対し、国や自治体は昭和 42 年に公害対策基本法、昭和 46 年に環境庁や自治体の公害部門を新設するなど、公害の防止に取り組み始めました。

沈静化する産業公害、顕在化する都市・生活型公害（昭和 50 年代）

昭和 48 年の第一次石油ショックを契機に、産業・経済の省エネルギー化が進み、石油利用に伴い発生する汚染物質を減少させ、公害の改善に貢献しました。また、国や自治体の公害対策の推進に伴って、産業公害は一応の沈静化がなされました。

代わって、自動車交通の増加に伴う大気汚染や騒音・振動などの自動車公害、生活排水による水質汚濁、日常生活に起因する近隣騒音、ごみ問題など、都市・生活型公害が顕在化してきました。

自動車公害は、急激な経済成長に伴い、貨物輸送量の増加や一般家庭における自家用車の普及を背景に、昭和 40 年代半ばから顕著になってきました。50 年代に入って、さらにトラック輸送を中心として自動車交通量が増加し、自動車が大気汚染や騒音の最大の発生源となってきました。

水質汚濁は、法令等に基づく規制・指導などにより、以前に比べ大きく改善されましたが、十分とは言える状況には至りませんでした。特に、生活排水による汚濁は、都市への人口集中や下水道整備の遅れなどによって、改善は進みませんでした。

また、高度経済成長期を経て大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着しつつあり、大量に発生したごみ処理などの問題も顕在化してきました。

このように、昭和 50 年代は「環境問題 = 産業公害」から「環境問題 = 都市・生活



型公害」への転換の時代と言えます。また、昭和 40 年代に破壊が進んだ自然環境の保全、特に都市近郊の緑地を保全、回復しようという動きが盛んとなってきました。

活発な都市活動と大量消費型生活によって増大する環境への負荷(昭和 60 年代) 昭和 60 年代に入ってから、都市部への人口集中、都市活動の活発化が進み、自動車公害などの都市・生活型公害は依然として厳しい状況にありました。また、高度経済成長期を経て定着した大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式は、ごみ問題を拡大し複雑化するとともに、エネルギー問題、ヒートアイランド現象、ひいては地球環境問題の一因ともなってきました。地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少などの地球規模の環境問題について我が国で関心が高まったのも、昭和 60 年代に入ってからです。

このように、私たちの日常の生活が、国境を越え、あるいは、時間を越えて環境に影響を及ぼすといった重大な問題を抱え、地球的規模での対応が必要とされる時代に入ったと言えます。また、都市において身近な自然が減少し、生活の中での自然との関わりが希薄化し、人々は物質的豊かさだけでなく、良好な環境の中でゆとりとうるおいのある生活を求める方向に変化してきました。

#### 地球環境問題 (近年)

我が国の環境行政は、昭和 42 年に制定された「公害対策基本法」および昭和 47 年に制定された「自然環境保全法」を基本として、工場から排出される煙や排水の濃度規制や総量排出規制等、規制的手法を中心に環境保全対策を推進してきました。特に、大都市圏における自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、騒音等の都市・生活型環境問題、増え続けるごみの問題、地球の温暖化等の地球環境問題については、従来の規制的手法を中心とする取り組みだけでは、不十分であることが明らかになってきました。

そこで、平成 5 年 11 月に「現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」を目的とした「環境基本法」が公布・施行されました。環境基本法では、国、地方公共団体、事業者、市民がそれぞれ一丸となって行動を起こすよう求めています。また、同年 12 月には、地球サミットにおいて採択された「アジェンダ 21」にならい、「『アジェンダ 21』行動計画」を持続可能な開発委員会に提出し、さらに、平成 6 年 12 月には「環境基本計画」を閣議決定し、国際社会の一員として、地球環境問題の解消に向けた取り組みをはじめました。

また、平成 7 年 10 月には、国際条約である「生物多様性に関する条約」に基づいて、地球上のあらゆる生物の多様性を包括的に保全することを目標とした「生物多様性国家戦略」を策定しています。

平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第三回締約国会議(地球温暖化防止京都会議：C O P 3)では、京都議定書を採用し、先進国全体で 2008 年から 2012 年の期間に 1990 年水準の温室効果ガス排出量から 5 %以上削減することを目

指し、日本6%、米国7%、EU8%など先進国の具体的な削減目標を定めました。これを受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組む「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布されました。

一方、産業構造の変化や技術革新による製造工程の変化などにより、多くの化学物質が製造・使用されるようになりました。これらの中には人の健康や生態系に対し有害なものもあり、このような有害化学物質による環境汚染が顕在化してきました。特に、ダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）は、現在の私たちの生活だけではなく、未来をも脅かす問題として、昨今、非常に大きな社会的関心を集めています。

国は、平成10年5月に内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）問題への対応方針である「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を取りまとめ公表しました。同年8月には「ダイオキシン対策に関する5カ年計画」を策定し、発生源対策やモニタリング調査などを進めてきました。平成11年7月には「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、ダイオキシン類の耐用一日摂取量や排出ガスおよび排出水の規制、廃棄物処理に関する規制、汚染土壌対策などについて規定し、ダイオキシン類による環境汚染の防止およびその浄化等を進めています。また、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」(PRT R法)を制定し、PRT R制度やMSDSを導入するなど、化学物質対策を進めています。

PRT R制度  
(Pollutant Release and Transfer Register)  
有害性のある化学物質の環境への排出量  
および廃棄物に含まれての移動量を登録  
して公表する仕組みのこと。

さらに、増え続けるごみによる様々な問題や資源枯渇の問題、地球環境問題、有害化学物質の問題など、様々な問題を解消し「持続可能な社会」を実現するため、資源循環型社会の構築をめざし様々な取り組みを進めています。

MSDS (Material Safety Data Sheet)  
製品安全データシートのこと、化学物質  
の性状、危険性、有害性、環境影響、取り  
扱いなど、使用者が化学製品を安全に取扱  
うために不可欠な情報が記載されたもの。  
製造者が作成し、使用者に情報を提供する。

これまでも、「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)や「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)を制定し、容器包装や一般家庭から排出される冷蔵庫やテレビなどのリサイクルを進めてきました。平成12年度には大きな動きが見られました。平成12年4月に容器包装リサイクル法が完全施行されたことをはじめに、平成12年6月には「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みを示しています。

そのほか、平成12年5月～6月にかけて、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)を制定し、また「再生資源の利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)を改正し、様々な分野での取り組みを進めています。

## (2) 東京都の取り組み

昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期における公害の激化により、人の健康や生活環境への深刻な影響が懸念されるようになり、行政に対して公害問題への積極的な対応が求められるようになりました。

このため、東京都では昭和 44 年に、それまでの「工場公害防止条例」、「騒音防止条例」、「ばい煙防止条例」の公害関係三条例を統合して、「東京都公害防止条例」を制定し、発生源に対する規制を強化しました。さらに、公害防止対策として既成市街地の住宅・工場混在地域に立地している工場の工業専用地域等への移転・集団化や下水道の整備などの事業を積極的に推進しました。

また、公害防止対策を総合的、かつ、計画的に進めていくため、昭和 46 年には「都民を公害から防衛する計画」を策定し、東京を快適で住みよい都市とするための施策、手順、必要条件等を明らかにして対策の推進を図ることとしました。

昭和 47 年には、公害対策基本法の規定に基づき、環境基準の達成等を目標とする「東京地域公害防止計画」を策定しました。この計画は、発生源の規制、下水道や公園、廃棄物処理施設等の生活環境施設の整備、自然環境の保全等を施策の基本とし、公害の早期改善を目指して策定されたものです。

このような取組により、昭和 40 年代後半から、特に、石油の脱硫によって二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）による大気汚染や自動車や工場の燃焼管理によって一酸化炭素（ $\text{CO}$ ）による大気汚染が、さらに工場排水処理の進歩によって重金属等（健康項目）による水質汚濁が、改善されました。しかし、その他の大気汚染物質や住宅等の生活排水からの窒素や燐等（生活環境項目）による汚染は、改善されていません。

一方、昭和 47 年に、「東京における自然の保護と回復に関する条例」を制定し、今ある自然を守り、失われた自然を回復するための施策を実施することにより、自然の保護と回復に努めることとしました。この条例に基づき、自然を守るための施策として、1,000 $\text{m}^2$ 以上の宅地開発など自然環境に及ぼす影響の大きい行為の規制や保全地域の指定などの施策、また、失われた自然を回復するために都市緑化、公園等の自然空間の創出、苗木の生産と供給等の事業を実施してきました。その結果、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて大幅に減少した東京の緑被率は、その後は横ばいの状態となり、緑地等の減少傾向は弱まっています。

昭和 50 年前後から、環境問題の解決には、公害の除去といった事後的な対策だけでなく、環境悪化を未然に防止していく対策が重要であるとの認識が急速に高まってきたことから、東京都では、昭和 55 年に「東京都環境影響評価条例」を制定し、大規模な開発事業の実施による環境影響の未然防止を図ることとしました。

昭和 52 年に経済協力開発機構（OECD）の環境委員会がまとめた「日本の経験 - 環境政策は成功したか」という報告書では、「日本の環境政策は、公害防除に集中し汚染を減少することには成功したが、環境に関する不満を除去することには成功しなかった」として、日本の環境政策における、環境の質、生活の質の面での立ち遅れを指摘しています。こうした指摘は、その後の環境行政に大きな影響を与えることとなりました。

東京都においては、昭和 57 年に策定した「東京都長期計画」で、はじめて、「快適

環境の創出と保全」を主要課題の一つに取り上げました。また、これを受けて昭和 62 年に策定した「東京都環境管理計画」は、物質的な豊かさにとどまらず、「うるおい」や「やすらぎ」などの精神的な豊かさを実現しようという要請に積極的に応えていこうとするものでした。

一方、地球温暖化やオゾン層破壊等の地球環境問題への関心が一層高まりつつある中で、平成 4 年に「地球サミット」(環境と開発に関する国連会議)が開催され、持続可能な開発のための行動計画(「アジェンダ 21」)が取り決められました。東京都においても、地球環境問題や資源・エネルギー問題等に積極的に対応するため「東京都環境管理計画」を改定しました。

平成 5 年 11 月、近年の環境問題に関わる諸状況の変化等を背景として、環境行政の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本法が制定されたことを受け、東京都においても、都市・生活型公害や地球環境問題等の今日の環境問題に対応するとともに、自然とのふれあいや快適性(アメニティ)に対する都民のニーズに積極的に応えていくため、平成 6 年 7 月に東京都環境基本条例を制定しました。また、同条例に基づき平成 9 年 3 月に「東京都環境基本計画」を策定し、東京都の環境行政の新たな枠組みを示しました。

その後、平成 10 年 3 月には「東京都水環境保全計画」および「地球環境保全東京アクションプラン」を、同年 11 月には東京の循環型社会づくりの道標(みちしるべ)となる「エコロジー東京」を、平成 11 年 3 月には東京都のエネルギー施策の基本的考え方を示した「東京エネルギービジョン」を策定するなど、地域環境の保全から地球環境の保全まで、様々な取り組みを進めています。さらに、平成 12 年 12 月には、都市と自然が調和した豊かな東京の実現を目指して「東京における自然の保護と回復に関する条例」を改正するとともに、都市・生活型公害の深刻化と地球環境問題の拡大への対応を図るため、従来の「東京都公害防止条例」を全面改定し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(略称:環境確保条例)」として公布し平成 13 年 4 月に施行されることになりました。

### (3) 羽村市の取り組み

羽村市では、昭和 30 年代から職住近接の都市づくりを目指して、土地区画整理事業を中心とした道路、公園、公共施設等の都市基盤整備と公害の少ない工場の誘致を進めてきました。これに伴い、住居系地域と工業系地域が区別されるなど、都市計画に基づいたまちづくりが行われるようになりました。そして、昭和 40 年頃より人口も急激に増加してきました。

昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う建築需要の増大により建築用砂利の不足を生じ、多摩川流域の良質な礫層を持つ西多摩地域一帯が砂利採取行為の場所となり、羽村・瑞穂地区に多数の砂利穴を生じさせることとなりました。

これらの砂利穴は格好の廃棄物最終処分場となり、ネズミやハエなどの衛生害虫の大量発生や悪臭、メタンなどの可燃性ガスによる発火などにより、見過ごすことのできない問題となりました。

昭和 51 年 4 月、周辺住民および羽村町、瑞穂町の両町は廃棄物の投棄差し止めを求めて、東京地方裁判所八王子支部に「不動産仮処分申請」を行いました。これらの砂利穴の一部は、多摩地区の自治体も廃棄物処分場として使用していましたが、その多くは和解に応じていきました。

昭和 51 年 8 月、多摩地区の 9 市は「東京都廃棄物処分地管理組合」を結成し、同年 11 月、日本で初めての近代的設備を施した羽村新処分場を設置し、羽村町、瑞穂町とともに、昭和 59 年 3 月まで埋立が行われました。その跡地は覆土され、現在は江戸街道公園として利用されています。

昭和 60 年に策定した第二次長期総合計画基本構想では「美しく魅力あふれる人間都市はむら」を掲げ、「物」や「量」の充足から「質」の充足、人間性の回復を目指したまちづくりへと新たな方向性を打ち出しました。

これを受けて昭和 63 年には「行政の文化化推進大綱」を策定し、都市美や都市景観などの視点を導入しました。

また、平成 2 年には「羽村市美しいまちづくり基本条例」を制定し、物心両面にわたる美しいまちづくりを行う姿勢を明確にし、市民、事業者、市が一体となった取り組みをはじめました。

#### 「羽村市美しいまちづくり条例」の基本理念

1. すべての市民は、健康で文化的生活を営む権利を有するとともに他人がこれを享受する権利を尊重する義務を負う。
2. すべての市民が物心ともに良好で美しい環境の恵沢を享受するために、市長、市民および事業者はそれぞれの責務を自覚し、この保全と創造に努め将来の市民にこれを継承しなければならない。

平成 3 年 11 月には市制が施行され、これと同時に、公害関係の事務が市に委任され、市民の健康と安全を守ることを最重点として環境保全施策を強化し、工場等の現状把握と監視体制の整備や地下水中の有機塩素系化合物の実態調査を始めました。

これら環境保全施策の推進により、工場・事業所からの大気汚染や水質汚濁は全般的に改善されてきました。しかし、日常生活に起因する近隣騒音や 24 時間型社会の進行に伴う夜間騒音、交通公害、悪臭などの都市・生活型公害、未規制化学物質による新たな環境問題や地球環境問題など、問題が複雑・多様化してきました。

このため、平成 4 年に策定された「羽村市第三次長期総合計画」では、未来の都市像を「人と自然にやさしく 活力あふれるまち はむら」とし、その実現のために、環境汚染や自然破壊の未然防止に止まらず、より良い環境の保全と創造に向けた総合的かつ実効性のある取り組みを掲げました。

都市化の進展による身近な自然の減少を背景に、ゆとりやうるおいのある暮らし、健康志向や自然環境に対する関心が高まり、都市機能と自然が調和した快適で美しいまちづくりを進めることが重要な課題となってきました。

このため、平成 7 年には「羽村市緑の基本計画」を策定し、「自然と文化が調和し

「たみどり豊かな美しいまちづくり」を基本テーマに、市街化の進展によって減少しつつある緑地を保全し、公園・緑道など新しいまちづくりを進めるとともに、「羽村市都市マスタープラン」を策定し、将来にわたって安全・便利で快適な羽村市を創出するために都市計画を見直しました。

平成 8 年には、増大するごみの減量と資源の再利用を図るため、「羽村市リサイクルセンター」を設置するとともに、ごみの適正処理と循環型社会への新しいまちづくりを目指して「羽村市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。平成 12 年 10 月からは、従来のごみの分別品目に加え、容器包装プラスチックと雑紙の分別収集を開始し、一層の資源化を図っています。これにより羽村市のごみの収集区分は 15 分別になりました。

この間、フロンガスの放出によるオゾン層の破壊や、炭酸ガス等の温室効果ガスによる地球温暖化など、地球的規模で考えなければ解決できない問題も明らかになってきました。これらの問題は、市民一人ひとりの日常的な消費活動に起因することが明らかになっています。ブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミットでは、地球環境を守るための多国間の国際協力、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築など、地球規模の協力が必要であるとの宣言がなされ、地方公共団体においても行動計画を策定することが求められています。

平成 5 年 11 月に施行された「環境基本法」および平成 6 年 12 月に策定された「環境基本計画」は、ますます多様化する環境問題に対して、社会経済システムや個人のライフスタイルまで視野に入れた総合的かつ体系的な環境施策を進めようとするものであり、地方公共団体においても一人ひとりの意識や行動を変えながら、身近な環境問題に対し積極的に取り組むことが求められています。

これらを受けて、羽村市では、平成 10 年度から「羽村市環境基本計画」策定の取り組みを始めました。

また、「環境基本計画」に基づき平成 7 年 6 月に策定された「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取り組みの率先実行のための行動計画」においては、国や地方公共団体が経済活動の主体として自ら率先してその活動に際して環境保全に関する行動を実行することとしています。これは、様々な政策や事業を行うという“行政”としての役割のほか、民間企業等と同様に、各種の製品やサービスの購入・使用や、建築物の建築・維持管理など事業者や消費者としての経済活動を行う際に環境保全に関する行動を行政が率先して行うというものです。これを受け、羽村市は、自らの活動が環境に及ぼす影響を管理するための体系的な環境マネジメントシステムを構築する取り組みを開始し、平成 12 年 8 月環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得しました。

羽村市は、清流多摩川に生まれ、武蔵野の面影が残る水と緑豊かなまちです。これらの貴重な財産を、現在から未来の市民へと受け継いでいくとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、羽村市が一体となった取り組みが、今求められています。

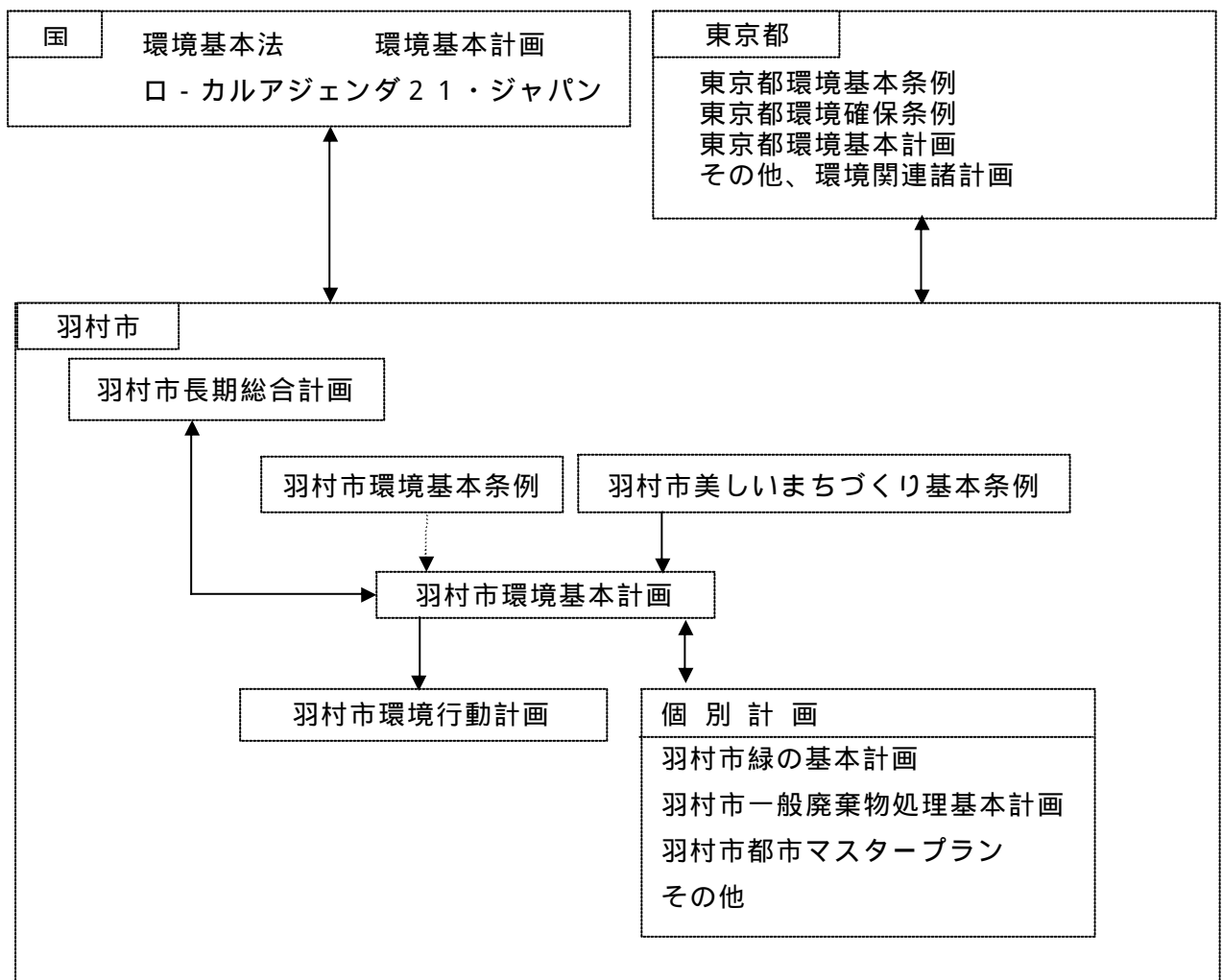
## 2 計画の位置づけ

「羽村市環境基本計画」は、市民の願いに応え、未来へ向かって健康で安全な都市環境を創り上げるための総合的・基本的な計画です。

この計画は、国の「環境基本計画」、「東京都環境基本計画」および市の個別計画との調整を図って、「羽村市長期総合計画」がめざす目標を環境面から実現するものです。

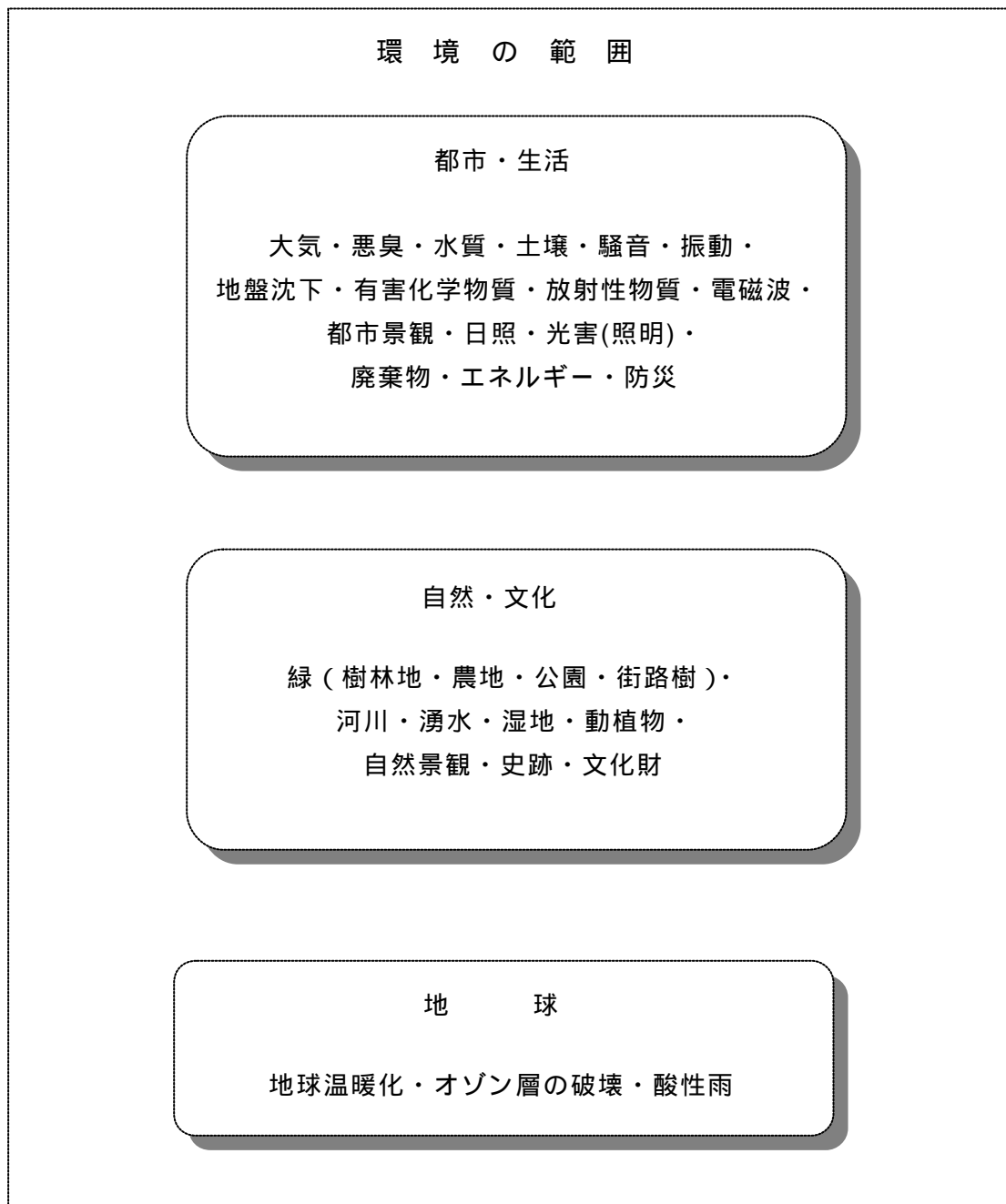
羽村市の環境に関わる個別の計画や施策は、「羽村市環境基本計画」の内容に配慮し、具体的に展開していきます。そして、環境に関わる全ての施策を関連づけ、実効性のある計画の推進を図っていきます。また、「羽村市環境基本計画」の推進のため、市民・事業者・市のそれぞれが実践すべき行動をとりまとめた「羽村市環境行動計画」を策定します。

「羽村市環境基本計画」と個別計画等の関係を以下に示します。



### 3 環境の範囲

この計画で取り扱う環境の範囲を都市・生活、自然・文化、地球の3つの分野に区分しました。



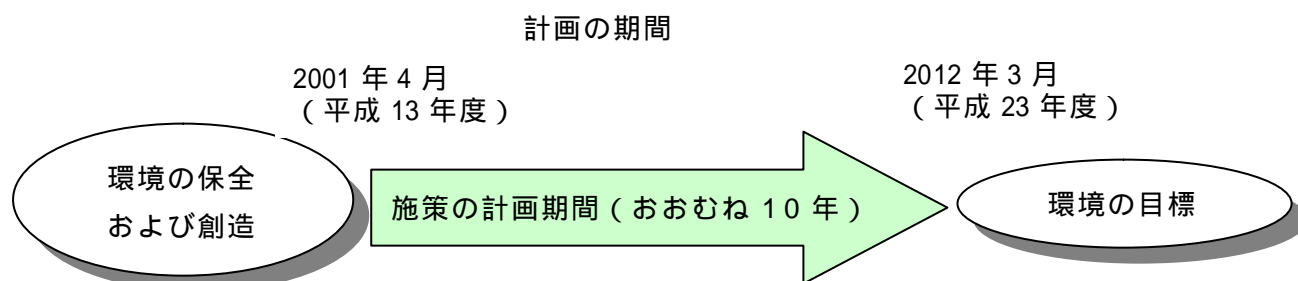


## 4 対象地域

この計画の対象地域は羽村市全体です。ただし、必要に応じて広域的な視点をもって、周辺市町村と連携しながら施策の推進を図っていきます。

## 5 計画の期間

計画の期間は2001年4月（平成13年度）から2012年3月（平成23年度）までのおおむね10年間とし、社会情勢の変化等を踏まえ5年ごとに見直ししていくものとし、ます。



### 第3章 施策の基本方針

この章では、「第1章 環境基本計画の目標」を達成するための施策（市の取り組み）や市民・事業者の取り組みなどの基本方針を示しています。なお、施策の体系は次頁の図に示すとおりです。

## 第1節 環境への負荷の少ない、公害のないまち

### 1 大気汚染・悪臭の防止

#### < 具体的な目標 >

人類をはじめ全ての生物が健康に生き続けるために、大気を汚さないような環境づくりをします。

#### 《数値目標》

大気汚染物質濃度は環境基準値以下とする。

大気の汚染に係る環境基準（改正 平成8年環境庁告示第73号）

・二酸化硫黄 : 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

一酸化炭素 : 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

浮遊粒子状物質 : 1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

・光化学オキシダント : 1時間値が0.06ppm以下であること。

二酸化窒素に係る環境基準（改正 平成8年環境庁告示第74号）

・二酸化窒素 : 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

・ダイオキシン類 : 年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

#### < 現 状 >

##### (1) 大気汚染

経済の高度成長期に、化石燃料消費により硫黄酸化物、窒素酸化物が排出され、大気汚染として公害の発生を招きましたが、その後、地域別にばい煙発生施設ごとの量規制（総量規制）、濃度規制が行われ、二酸化硫黄については現在では大幅に改善されました。しかし、自動車排出ガスによる大気汚染については、排出ガス規制や車種規制など行われましたが、都市域では依然として改善は見られていません。特に浮遊粒子状物質、窒素酸化物はディーゼル車からの影響が大きくなっています。

なお、大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものは、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンです。

### ばい煙発生施設

ばい煙を発生させる市内の主な施設は、西東京工業団地、神明台工業団地などの工場集積地内にあります。これらの工業団地は都市計画による用途地域である工業専用地域、工業地域、準工業地域内にあり、市の中央を走る青梅線より東側に集中しています。

市内のばい煙の発生源である工場を大別すると次のとおりです。

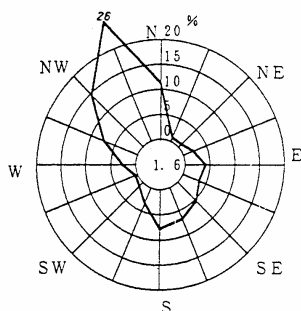
- 自動車関連の大型工場
- 電気機械関連の大型工場
- 西多摩衛生組合清掃工場
- その他中・小規模工場

#### ばい煙

すすと煙。炭素化合物が不完全燃焼して生ずる微細な浮遊物のこと。二酸化硫黄・窒素酸化物なども含む。

### 気象状況

<西多摩衛生組合における風配図>  
(平成3年)



大気汚染の拡がりを参考にみるために、西多摩衛生組合敷地内で測定された風向・風速の風配図を示しました。

その結果によると、平成3年の年間の最多風向は北北西で、市内の大気汚染固定発生源よりも南側に拡散の影響がしやすい状態でした。なお、地表で高い濃度が出やすい状態である大気の“逆転層”は、冬季(11月～12月)に発生しやすいと言われていて、地表面の汚染に影響を与えます。

測定高度：14m 平均風速：1.7m/s 測定：平成3年

出典：西多摩衛生組合「環境影響評価書」(平成6年5月)

#### 逆転層

上空の温度が地上より高くなっている層のこと。  
上空の温度が地上より高くなると、大気汚染物質が地表面に滞留し、高濃度になりやすい。

### 幹線道路の交通量

自動車からの排出ガスによる近隣への影響を見るために、幹線道路の年度別交通量の推移を示します。年度別交通量の変動は各幹線道路ともほぼ一定です。

幹線道路の年次別交通量 (単位 :台数)

	平成 9 年度		平成 10 年度		平成 11 年度	
	第 1 回	第 2 回	第 1 回	第 2 回	第 1 回	第 2 回
羽村街道	1,333	1,350	1,325	1,381	1,270	1,294
水道道路	938	901	978	1,103	771	826
市役所通り	1,583	1,486	1,546	1,518	1,408	1,583
奥多摩街道	* 2,130	1,103	* 2,129	1,002	* 1,858	1,037
新奥多摩街道	1,351	* 2,694	1,435	* 2,802	1,543	* 2,862

\* 印の交通量測定時間は午前 9 時 ~ 翌午前 9 時

その他は午前 9 時 ~ 午後 6 時

交通量(台数)は上・下線各時間帯 1 時間毎に 10 分間の交通量の合計数

大気汚染物質の測定

現在、市で測定している大気汚染物質は、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、ダイオキシン類の 2 種類です。

上記 2 物質の測定点、測定値を以下に示します。

二酸化窒素 簡易測定結果 (平成 11 年度 :平成 11 年 6 月および 12 月測定)

(単位 :ppm)

	最 小	最 大
測定地点	羽 2448 先	羽村街道
測定値	0.027	0.044

二酸化窒素については、平成 11 年度はすべての測定地点において環境基準値以内です。

ダイオキシン類 (コプラナーPCB 含む)測定結果

(単位 :pg-TEQ/m<sup>3</sup>N)

測定年月	平成 12 年 2 月		平成 12 年 8 月	
	第二中学校	第一中学校	富士見小学校	小作台小学校
測定値	0.030	0.088	0.10	0.093

また、ダイオキシン類については、平成 12 年 1 月より、新たに大気環境基準が定められましたが、すべての測定地点において環境基準値以内です。

なお、青梅市と福生市にある東京都の一般環境大気常時測定局の測定結果によると、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などは環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。

## (2) 悪臭

一般に臭覚を刺激する物質を「匂い」と言いますが、人間の感覚に、爽快さを与える匂いを「香り」、不快な匂いを「悪臭」として区別しています。悪臭の性質上、漠然としてとらえられ、その感覚の度合いも個人差で大きく異なります。

問題となる悪臭がどこから発生し、周辺にどの程度影響しているのか、適確な状況の把握が必要です。

悪臭の一般的な発生源は次のとおりです。

- 事務所・工場等の排気口からの排気
- 事務所・工場等の開放型排水希釈層からの拡散
- ごみ処理場からの発生臭気
- 駐車場等におけるアイドリングの排ガス
- 飲食店（厨房等）からの排気
- 家庭用ペットの道路上排泄物の放置
- 中小工場の小・中型焼却炉による焼却

なお、悪臭に関する苦情の発生源は次のとおりで、ごみの焼却に伴うものが大半を占めています。また、悪臭苦情件数は公害に関する苦情の上位にあります。

- 家庭などでのごみの焼却
- 工事現場
- 畑などの肥料

### < 施策の方向 >

大気汚染・悪臭は産業活動に伴う工場・事業場からのばい煙・排気のみでなく、自動車の排出ガス、ごみの集積場、調理排煙、ペットの排泄物など、都市生活にも起因します。また、緑地などの自然の減少が大気の浄化の効果を失わせる結果にもなっています。

清浄な空気は、全ての生物が健康に生きていくために不可欠なものです。そのため、大気汚染・悪臭の防止に努めていきます。空気を汚さないよう、事業者や都市生活者に対しその行動の見直しを求めています。さらに、羽村市の大気については把握が不十分なため、環境調査を行い、状況の把握に努めます。

### < 施策（市の取り組み） >

#### (1) 大気汚染の防止

##### ■ 自動車排出ガスによる環境負荷の低減

大気的主要な汚染源として自動車の排出ガスがあります。その負荷を低減するため、低公害車の普及や自動車の適正使用、省エネルギー運転、自動車交通量の抑制などを推進します。

##### ◆ 低公害車普及の推進

- 低公害車の普及を促進します。
- 最新規制適合車への代替を促進します。

◆ 排出ガスの削減

- 自動車の適正使用やアイドリングストップ運動などの省エネルギー運転について、啓発活動を進めます。
- 自動車の排出ガス等に関する情報の収集と提供を進めます。
- 車両の適切な整備、点検の働きかけを進めます。

◆ 自動車交通量抑制対策の推進

- 徒歩や自転車の利用、ノーカーデーや自動車の相乗り等の普及啓発活動を進め、自動車に依存しないライフスタイルの形成を図っていきます。
- 自転車が利用しやすい道路づくりに努めます。

◆ 交通渋滞の解消

- 駐車場案内システムを整備し、路上駐車対策を進めます。
- 自動車の走る道路と人優先の道路を明確に区分し、交通渋滞を解消するとともに、住宅地に自動車が入らないような基盤整備を行います。
- 交通の流れの適正化を図るため、幹線道路各方向別交通量を把握します。

◆ 沿道緑化（街路樹等）の推進

- 大気浄化のために道路沿いの一層の緑化を進めます。

■ 固定発生源からの環境負荷の低減

自動車以外の大気汚染源として、家庭、工場・事業場、清掃工場などがあります。これらの発生源による大気環境への負荷を低減するため、現在行っている規制・指導を継続し、強化します。

◆ 工場・事業場等の削減対策の推進

- 関係法令等に基づき、継続して規制、指導を行っていきます。
- 工場・事業場に対する指導要綱を策定し、啓発や指導の強化を図ります。
- 公害防止施設や公害防止技術の導入を働きかけます。
- 大気浄化のために工場敷地内の緑化を進めるよう働きかけます。

◆ 家庭や商店、オフィス等の削減対策の推進

- 室温や照明等の適正な調整など、省エネルギーの推進と啓発活動を進めます。
- ソーラーシステムなどの新エネルギーの利用を普及します。
- 地域冷暖房やコ・ジェネレーションなど、効率の良いエネルギー供給システムの普及を図ります。
- 大気浄化のために生垣や庭などの緑化をするよう働きかけます。

## ■ 監視体制の充実

市内の大気質を把握するため、現在行っている大気調査を充実、強化するとともに、発生源の監視体制を充実します。

### ◆ 大気調査の充実、強化

- 現在行っている大気調査を継続していくとともに、調査項目を拡大します。
- 東京都の測定局等と重複しないように考慮し、必要に応じて近隣市町村で共同で測定します。

### ◆ 発生源の監視体制の充実

- 大気汚染発生源の監視体制の充実を図ります。
- 大気に関する測定データを定期的に公表します。
- 黒煙を排出するディーゼル車への対策について関係機関に働きかけていきます。

## (2) 悪臭の防止

### ■ 工場・事業場等の発生源対策

- 工場・事業場等の悪臭発生源の監視・指導を徹底します。
- 施肥する場合は、気象状況等を考慮し、覆土等により悪臭の防止に努めるよう指導します。

### ■ 家庭生活の悪臭防止対策

- ペットやごみ、汚水、庭の堆肥等からの悪臭防止など、隣人への配慮等について啓発活動を進めます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

#### (1) 大気汚染の防止

- 家庭用焼却炉を廃止します。また、野焼きをしません。
- 近距離の自動車利用を自粛し、自転車の利用を心がけます。
- 自家用車の駐車時の不必要なアイドリングを自粛します。
- ディーゼル車には乗らないように努めます。

#### (2) 悪臭の防止

- ペットの排泄物は自らの責任で片付けます。
- ごみを集積場に出すときは長時間放置されて腐敗・散乱しないよう、収集日に出すようルールを守ります。
- 容器包装プラスチック等の資源ごみは、残留物が腐敗しないようにすすぎ、分別して出すようルールを守ります。



## 事業者

### (1) 大気汚染の防止

- 施設より発生するばい煙等については、適切な自主管理を行います。
- 小・中型焼却炉の使用を自粛します。また、廃棄物の野焼きをしません。
- 事業者の相互協力のもとに共有送迎バスを運行し、従業員の自家用車での通勤を極力自粛します。
- 低公害車を積極的に導入します。
- 大型バス、トラック、タクシー等は、アイドリング・ストップを励行します。
- ディーゼル車から黒煙を発生させないよう怠りなく車の整備を行います。

### (2) 悪臭の防止

- ごみの焼却や工場・事業場から発生する臭気が周辺に発散しないよう適切な対策を講じます。
- 廃棄物を搬出するまでの間、周辺に臭気が発散しないよう適切な対策を施して保管します。
- 施肥する際は周辺に臭気が発散しないように気象状況等に考慮し、覆土を行うなど適切な対策を行います。

## 2 水質汚濁と土壌汚染の防止

### < 具体的な目標 >

生物の生命を維持するのに必要な水と土壌の汚染防止に努めます。

#### 《数値目標》

水質汚濁物質濃度は環境基準値以下とします。多摩川：(河川類型 A)

水質汚濁に係る環境基準 (改正 平成 12 年環境庁告示第 22 号)

- ・ BOD (生物化学的酸素要求量) :2mg/L 以下
- ・ pH (水素イオン濃度) 6.5 以上 8.5 以下
- ・ SS (浮遊粒子状物質) 25mg/L 以下
- ・ DO (溶存酸素量) :7.5mg/L 以上
- ・ 大腸菌群数 :1,000MPN/100mL 以下

ダイオキシン類 (平成 11 年環境庁告示第 68 号) :1pg-TEQ/L 以下 (年平均値)

#### 《数値目標》

土壌の汚染および地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成します。

土壌の汚染および地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	土壌の汚染に係る環境基準 (改正 平成 10 年環境庁告示第 21 号)	地下水の水質汚濁に係る環境基準 (改正 平成 11 年環境庁告示第 16 号)
カドミウム	0.01mg/L 以下 農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満。	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
有機リン	検出されないこと。	-
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下 農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満。	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、 土壌 1kg につき 125mg 未満。	-
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	1pg-TEQ/L 以下

## <現 状>

### (1) 上 水

市の上水は、98%以上が市内の地下水、残りが都からの受水（河川水）です。東京都の中で、飲料水の大部分を地下水でまかなっているのは、羽村市と昭島市だけです。私たちは他の自治体になく大変美味しい水を飲用できることに恵まれています。他にはない安全な水を確保するためには、地下水が汚染されないよう監視することが必要です。

### (2) 地下水・湧水

市内には湧水が数カ所ありますが、湧水量が減少しつつあります。また、汲み上げ井戸が減少しています。

平成 11 年度の市内の地下水の水質調査結果によると、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物が 24 地点中 3 地点で、環境基準値以内ですが、検出されています。

### (3) 下 水

市内の生活排水および工場排水は、公共下水道に接続され、昭島の排水処理場にて B O D が 1 ~ 2 mg/L になるまで処理されて多摩川に放流されています。

なお、水洗化普及率は平成 11 年度末で 98.2% です。

下水道未整備地区である多摩川右岸では、生活排水の一部は合併処理浄化槽で処理されて、多摩川へ放流されています。

B O D (Biochemical Oxygen Demand)  
汚れた水を生物が分解する時に必要な酸素の量のこと。汚れが多ければ酸素の要求量も多く、魚の生育環境としては、5mg/L 以下が望ましい。10mg/L 以上になると悪臭の発生などが起こりやすくなる。

### (4) 雨 水

農地が減少し、建物や道路が整備され、雨水が浸透する地表の面積が減少しています。また、雨水は雨水管に集められ多摩川に放流されているため、地下浸透量が減少し、湧水の枯渇を招いています。

### (5) 河 川

羽村市には、秩父山系を水源とし、東京湾までの全長 138km の一級河川の多摩川が流れています。多摩川周辺には多くの自然が残され、多くの動植物が生息しています。

また、都民の飲料水となる玉川上水の取水堰もあります。玉川上水は、市民に多くの恵みを与えています。そして、昔から市民は、水の使用に注意するなど多くの配慮をしてきました。

多摩川の水質調査結果によると、B O D の値は平成 3 年度以降大きく減少し、平成 11 年度においても環境基準を達成しています。大腸菌群数は変動が見られ、毎年度環境基準値を超えている測定地点があります。

河川の環境基準	BOD	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数
AA	1(mg/L)以下	25(mg/L)以下	7.5(mg/L)以上	50(MPN/100mL)以下
A	2(mg/L)以下	25(mg/L)以下	7.5(mg/L)以上	1,000(MPN/100mL)以下
平成 11 年度 羽村市測定値	<0.5~0.8	<1~4	9.8~11	49~3,300

多摩川の環境基準類型指定 和田橋より上流・・・AA 和田橋から拝島橋まで・・・A  
(羽村市の河川類型は A)

#### 地下水および土壌の汚染についての市民の心配

神明台工業団地および西東京工業団地の工場で使用されている化学物質・放射性物質により土壌汚染および地下水汚染が心配されます。

羽村市には「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて届け出された焼却炉が 11 カ所（平成 11 年度末）あり、有害化学物質を含むばい煙からの降下ばいじん等による土壌汚染が心配されます。

羽村市およびその周辺には農地やゴルフ場があり、ここで使用される農薬が土壌および地下水や多摩川を汚染する心配があります。

横田基地内で多量の航空機（軍用機）燃料漏出事故が起きています。このような事故の再発が心配されます。

#### < 施策の方向 >

多摩川への水質汚濁物質の流入防止のため、下水道の整備を基本に、多摩川の水質の改善を図ります。また、農薬や化学肥料の適正使用、有害化学物質等の適正管理を推進し、土壌汚染および地下水汚染の防止を図ります。

河川の水質汚濁の低減に必要とされる河川自身の浄化能力を高めるため、健全な水循環の保全・回復や有効な水利用を進め、河川水量の確保を図ります。

市内を流れる多摩川の水質をより一層改善していくためには、上流域の自治体との連携が必要不可欠です。そのため、上流域の自治体との連携を図り、協力して水質の向上を進めます。

#### < 施策（市の取り組み） >

##### (1) 水質汚濁の防止

##### ■ 多摩川への水質汚濁物質の流入防止対策の推進

##### ◆ 発生源対策の推進

- 多摩川の河川敷利用については指針・基準を明確にし、利用状況の監視・指導を行います。
- 公共下水道の整備、下水道接続を促進するなど生活排水対策を進めます。
- 関係法令等に基づき、工場排水等の規制および改善指導を継続します。
- 監視・連絡体制の充実を図るなど水質異常事故対策を進めます。

- 建設作業に伴う汚濁防止対策の徹底を図ります。
- 家庭や事業所への水の汚染防止の指導やPRを行います。
- 水質や土壌を汚染する有害物質の適切な処理および農薬の適切な使用方法を指導します。
- 多摩川や河川敷への廃棄物等の不法投棄を監視します。
- 多摩川右岸地区の公共下水道の整備を図ります。

#### ◆ 河川水量の把握

- 河川流量を定期的に測定し、河川水量を把握します。
- 湧水量の調査を行い、湧水量を把握します。

#### ◆ 健全な水循環の保全・回復

- 樹林や農地等における保水機能や市街地における雨水の浸透機能などを高めていきます。
- 緑地の確保に努めます。
- 貯留施設を確保する等、雨水の有効利用の指導やPRを行います。
- 雨水浸透柵設置を呼び掛けます。

#### ◆ 水の有効利用の推進

- 市民や事業者に水の再利用や節水を呼び掛けます。
- 事業所における水使用の合理化指導を行います。
- 水利用の各段階で適切な利用に心がけるよう啓発活動を行います。

### ■ 上流域の自治体との連携

#### ◆ 定期連絡会の活用

- 定期連絡会に参加し、上流域の自治体との連携を図ります。

#### ◆ 情報交換の推進

- 上流域の自治体など関係者へ働きかけ、多摩川の水質や汚染源、施策などについて情報交換を進めます。

### ■ 環境の監視

- 現在行っている水質調査および水生生物による水質判定調査等を継続し、多摩川の水質の把握に努めます。また、その情報を提供します。
- 東京都が実施している水質自動測定による測定データを収集し、提供します。
- 有害化学物質の使用状況等を把握し、公開します。

## (2) 土壤汚染の防止

### ■ 環境の監視

- 関係法令等に基づき、事業者へ土壤汚染の防止指導を行います。
- 土壤汚染の状況を適切に把握するための調査を充実します。また、その調査結果などの情報を提供します。

### ■ 有害廃棄物の適正処理

- 有害廃棄物による土壤汚染を未然に防止するため、産業廃棄物の適正処理について、事業者への指導や指導を強化するよう関係機関に働きかけます。

### ■ 有害廃棄物の発生量の抑制

- 製造工程または廃棄物の処理過程等における有害廃棄物の発生抑制について、事業者への指導や指導を強化するよう関係機関に働きかけます。
- 有害廃棄物として処理・処分を必要としないような製品の開発、および原材料の使用について、事業者への指導や指導を強化するよう関係機関に働きかけます。

### ■ 農薬等の適正使用

- 田・畑などに対する農薬や化学肥料等の適正使用および使用量の削減について働きかけます。
- 公園や街路樹に使用する農薬や化学肥料等の散布時期や散布量等を検討し、必要最低限の量にとどめます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 風呂の水を再利用するなど、節水や排水の削減に努めます。
- 家庭から汚濁負荷の高い固形物および油類・薬品類を排水口・側溝等に流しません。
- 使用済み食器は、古紙や古布で拭取ってから洗います。
- 洗剤は、より環境への影響が少ないものを使用します。
- 生ごみなど汚濁負荷の高い物や有害化学物質を下水道に流しません。
- 雨水管に雨水以外の生活排水等を流しません。
- 汚染された物を不法に投棄しません。
- 多摩川河川敷でのバーベキュー等のレクリエーションは、所定の場所で行うなどルールを守ります。
- 多摩川に汚濁水を流しません。
- 多摩川を汚さないようにし、多摩川の清掃に参加します。
- 庭に雨水浸透枳を取付けるよう努めます。
- 有害化学物質や農薬などが河川に流入したり、土壌を汚染しないよう適切な取り扱いを徹底します。

もしこれだけのものを排水口に流したら？

排水口に流すもの		魚が住める水質(BOD5mg/L)にするために必要な水の量
しょう油	大さじ1杯 15mL	風呂おけ(300L) 1.7杯
米のとぎ汁	米(3カップ)のとぎ汁全部 3,000mL	" 2.9杯
みそ汁	お碗1杯 200mL	" 2.5杯
マヨネーズ	大さじ1杯 15mL	" 13杯
牛乳	コップ1杯 180mL	" 13杯
ジュース	コップ1杯 180mL	" 10杯
缶コーヒー	コップ1杯 180mL	" 6.4杯
日本酒	お銚子 1本	" 19杯
ビール	コップ1杯 180mL	" 8.6杯
てんぷら油	使った油 500mL	" 560杯
シャンプー	1回分 6mL	" 1.6杯

出典：東京都「とりもどそうわたしたちの川と海を《きょうからはじめる生活排水対策》」

## 事業者

- 有害化学物質を適切に管理し、その管理内容を公開するよう努めます。
- 排水の水質管理を適正に行い、結果を公表するよう努めます。
- 排水基準を超えた汚濁水を流さないよう厳重な管理を徹底します。
- 汚染物質を含む排水は適正に処理し、地下浸透は行いません。
- 有害化学物質や農薬などが河川に流入したり、土壌を汚染しないよう使用の各工程において厳重な管理を徹底します。
- 水の再利用など有効利用に努めます。
- 敷地内に雨水の地下浸透施設および貯留施設の設置するよう努めます。



### 3 騒音・振動の防止

#### < 具体的な目標 >

騒音・振動がなく、耳を澄ませば鳥・虫の音が聞こえる環境づくりをします。

#### 《数値目標》

騒音レベルの環境基準の達成に向けて取り組みます。

< 騒音に係る環境基準 > (改正 平成 12 年環境庁告示第 20 号) ( $L_{Aeq}$  等価騒音レベル)

道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		
地域の類型	基準値 (道路に面する地域以外の地域)		地域の類型	基準値 (道路に面する地域)	
	昼間	夜間		昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
AおよびB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	幹線道路に面する地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

< 航空機騒音に係る環境基準 > (改正 平成 5 年環境庁告示第 91 号)

地域の類型	基準値	該当地域
	WECPNL 70 以下	環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の類型ごとに指定する地域
	WECPNL 75 以下	

#### < 現 状 >

騒音ならびに振動とも波動の伝播ですが、日常生活で「やかましい音」「好ましくない音」の総称が騒音で、また、人間の活動によって生ずる固体振動で、生活環境への感覚的苦痛を伴う場合を振動と言います。

市内の騒音・振動の発生源としては、道路交通、航空機(軍用機)、工場・事業場、建設作業、鉄道(青梅線)、商業店舗・住宅(生活騒音)が挙げられます。

#### (1) 道路交通騒音・振動

道路交通騒音・振動は、自動車の走行に伴い発生するものであり、交通量、特に大型車の混入率、交通渋滞、走行速度等が大きく影響を及ぼしています。また、暴走族のエンジン音や大音響のカーステレオなども発生源になっています。さらに、道路の構造、沿道の土地利用等により騒音レベルは変化します。

主な幹線道路の道路交通騒音レベルは、平成 11 年度の調査結果によると、ほとんどの調査地点で環境基準を上回っています。また、例年 2 月から 3 月にかけて各地域で夜間道路補修が行われていることも、静かな生活環境に悪影響を与えています。

#### (2) 航空機（軍用機）騒音・振動

市の北東に米軍横田基地があり、基地からの航空機エンジン音や米空母艦載機着陸訓練等による低空飛行などが、市内全域にわたって、騒音・振動による心理的・身体的な影響を与えています。

航空機（軍用機）による騒音・振動が市民の日常生活に与える主な影響としては以下のものがあります。

- やかましさなどの感覚的被害
- テレビ・会話などの聴取妨害
- 不快感などの情緒的被害
- 睡眠・休養妨害
- 頭痛などの身体的影響

#### (3) 工場・事業場等からの騒音・振動

工業統計調査によると、羽村市における電気機械器具・一般機械器具製造業等の工場・事業場の総数は 183 社（平成 10 年 12 月末現在）です。

工場・事業場からの騒音・振動について、市民から市へ苦情が寄せられています。工場・事業場等の騒音・振動の主な発生源は以下のとおりです。

- 生産設備機器
- 空調設備、排気設備の屋外機器
- 屋外設置の高圧受変電設備（低周波の影響）

#### (4) 工事・建設作業による騒音・振動

建設工事は仮設工事から基礎工事の掘削、路面の破砕、鉄筋コンクリートの打設等一連の作業工程から成り立ちます。建設機械による騒音・振動は、掘削機械、積込機械、運搬機械、杭打ち機械、コンクリート機械、破壊解体機械や発動発電機等の使用が主要な発生源であり、近隣へ大きく影響を与えています。

なお、平成 11 年度の市への特定建設作業の届出は、騒音・振動合わせて 31 件となっています。

#### (5) 鉄道（青梅線）からの騒音・振動

青梅線設立の歴史をみると、日向和田（青梅）に産出する石灰石の搬出を主な目的として、明治 27 年に立川～青梅間に敷設されました。羽村市の中央を通る主要な交通機関であり、その沿線に住居・商店が建設された背景があります。沿線近隣の住居地域が後から形成されたとはいえ、鉄道周辺的生活環境への影響は少なくありません。

(6) 商業店舗・住宅からの騒音・振動（生活騒音・振動）

商業店舗・住宅からの騒音・振動（生活騒音・振動）の主な発生源としては、以下のようなものがあります。

- 深夜営業店のカラオケ
- 深夜のコンビニエンスストアや自動販売機周辺に集まる人の声
- 家庭の音響機器
- 冷暖房機の屋外機器
- 集合住宅の受水槽給水ポンプ
- 飼い犬の鳴き声

< 施策の方向 >

道路交通、航空機（軍用機）、工場・事業場、建設作業、鉄道、小売・娯楽等の店舗施設、家庭などの様々な発生源からの騒音・振動について調査を行い、情報を収集して、現況把握に努めます。また、各発生源に対して、施設設備改善の指導および関係者への啓発の両面から対策を講じ、その発生の低減に努めます。

< 施策（市の取り組み） >

■ 道路交通騒音の低減

◆ 自動車交通量抑制・適正利用対策の推進

- 徒歩や自転車の利用、緊急時以外の自動車の使用抑制、ノーカーデーや自動車の相乗り、アイドリングストップ等の普及啓発を進め、自動車に依存しないライフスタイルの形成を図ります。
- 交通量に応じて信号のサイクルを適確に定め、交通の流れの適正化を図るよう関係機関に働きかけます。
- 暴走行為等の取締り強化について警察に要請します。
- 学校教育を通じて、暴走行為等により社会に迷惑をかけないようマナー教育を徹底します。

◆ 道路構造対策の推進

- 低騒音舗装の採用など道路構造の改善を進め、タイヤの摩擦音などの発生を防止します。

■ 航空機（軍用機）騒音対策の推進

◆ 横田基地の騒音低減対策の推進

- 横田基地での米空母艦載機の着陸訓練の中止について、横田基地や国の関係機関へ東京都と基地周辺自治体とともに粘り強く要請していきます。
- 学校などへの航空機騒音の影響の実態を把握し、対策について要請します。
- 航空機騒音の常時監視を継続します。

- 航空機による騒音の影響を低減するために行っている個人住宅の防音工事の助成については、その対象区域および対象住宅の拡大を国に要請していきます。

#### ■ 工場・事業場等からの騒音・振動の防止

##### ◆ 騒音・振動防止規制の徹底および指導の徹底

- 関係法令等に基づき、騒音・振動防止規制対象となる工場・事業場等の監視を継続します。
- 工場・事業場等に対する騒音・振動防止施設の設置および改善の指導の徹底を図ります。

##### ◆ 用途地域に適合した土地利用の推進

- 住宅と工場の混在による騒音・振動の解消に向けて、用途地域に適合した土地利用を進めます。

##### ◆ 緩衝緑地帯の整備推進

- 工場地域周辺の緩衝緑地帯の保全を図り、防音対策を推進していきます。

#### ■ 建設作業に伴う騒音・振動の防止

##### ◆ 騒音・振動防止の指導強化

- 騒音・振動防止対策について、関係法令等に基づき、指導強化を進めます。
- 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。

#### ■ 鉄道（青梅線）からの騒音・振動の低減

- 低騒音型車両の使用やロングレール（何本ものレールを溶接して1本にしたレール）化などにより鉄道からの騒音・振動対策を図るよう関係機関に働きかけます。

#### ■ 近隣騒音および生活騒音対策の推進

- 近隣騒音防止についての啓発活動を進めます。

### < 市民・事業者の取り組み >

#### 市民

##### (1) 道路交通騒音の低減

- 急速な加速走行を避け、環境にやさしい運転を心がけます。
- 制限速度を守ります。
- 駐停車中のアイドリングを状況に応じ極力避けます。特に、夜間において注意します。
- マイカーの利用は極力自粛し、バス・電車等の公共交通機関の利用を心がけます。
- 暴走行為およびカーステレオの大音響による影響を起こさないよう、家庭での

教育を徹底します。

(2) 航空機（軍用機）騒音対策の推進

- 互いに情報交換を行い、航空機（軍用機）騒音の被害の解消に向けて、横田基地および国の関係機関等に要請を行います。
- 基地周辺の市民は国および米国に航空機の離発着および低空飛行による騒音について問題提起していますが、羽村市全体の問題として考えます。

(3) 工場・事業場等からの騒音・振動の防止

- 工場・事業場等からの異常な騒音・振動を感じた場合、発生源の位置や状況を市担当課に連絡します。
- 必要に応じて事業者・市との対話を行います。

(4) 建設作業に伴う騒音・振動の防止

- 建設作業による異常な騒音・振動を感じた時は、市担当窓口へ速やかに連絡します。

(5) 鉄道（青梅線）からの騒音・振動の低減

- 鉄道の走行による異常な騒音・振動を感じた時は、市担当窓口へ速やかに連絡します。

(6) 住宅からの騒音・振動（生活騒音・振動）の防止

- 音響機器を用いる部屋は防音対策を施したり、周辺への影響が少ない配置の部屋で使用します。
- 冷暖房機の屋外機は騒音防止に配慮して設置します。
- 各機器の使用にあたっては、騒音・振動の影響を抑えるため、使用する時間帯にも配慮します。
- 近所に迷惑になるような飼い犬等の鳴き声に注意を払います。

事業者

(1) 道路交通騒音の低減

- 急速な加速走行を避け、騒音の少ない運転を心がけます。
- 制限速度を守り、騒音の少ない運転を心がけます。
- 駐停車中のアイドリングを状況に応じ極力避けます。特に、夜間において注意します。
- 営業活動は自動車の利用をできるだけ自粛し、バス・電車等の公共交通機関の利用を心がけます。
- 工場・事業場などに入出する車両が、出入口前で路上駐車しないように対処します。

(2) 航空機（軍用機）騒音対策の推進

- 互いに連携し、航空機（軍用機）騒音の被害の解消に向けて関係機関に要請を行います。

(3) 工場・事業場等からの騒音・振動の防止

- 設備機器に対する消音器、防振ゴム・バネ等の防音・防振装置の設置、特定発生源の屋内への設置、防音壁の設置等の防音・防振対策を行います。
- 業務用車両の出入りをできるだけ控え、騒音・振動の発生を抑制します。

(4) 建設作業に伴う騒音・振動の防止

- 着工にあたって近隣住民に理解と協力を得られるよう工事計画の事前説明を行います。
- 特に閑静な環境が必要な施設の有無など近隣周辺の環境を事前に把握し、十分な配慮をします。
  - ・ 幼稚園、学校等の文教施設有無の確認
  - ・ 保育園、診療所、病院、老人ホーム等の福祉施設有無の確認
- 工事車両の出入りをできるだけ控え、騒音・振動の発生を抑制します。

(5) 鉄道（青梅線）からの騒音・振動の低減

- 低騒音型車両の使用やロングレール化など施設設備の改良により、走行時の衝撃音の軽減に努めます。

(6) 商業店舗からの騒音・振動の防止

- 騒音・振動を発生する設備機器は、防音対策を施した施設内に設置するようにします。
- 屋外に向けての宣伝放送や業務車両の出入りや営業活動は、周辺の住宅への騒音の影響を十分配慮して行います。
- 設備機器は低騒音・低振動型のものを使用します。
- 特に屋外に露出して設置する機器（ポンプ類）は、防音・防振対策を施します。

## 4 地盤沈下の防止

### < 具体的な目標 >

地下水揚水量の把握や地盤の監視を行い、地盤沈下の防止を図ります。

### < 現 状 >

地盤沈下の主たる原因は過剰揚水によるものです。東京における揚水量は産業の発達と共に増大し、昭和 46 年には日量 1,443,000m<sup>3</sup> にもなりましたが、それをピークにその後次第に減少し、平成 10 年には日量 646,000m<sup>3</sup> となりました。これは、昭和 36 年から順次地域ごとに工業用水、建築物用地地下水の摂取に法規制がなされたこと、また、昭和 47 年に東京都公害防止条例による地域指定が行われ、井戸の新設が規制され、さらに地下水使用の合理化と上水道水源の表流水への転換などによります。

多摩地域における最大沈下量は昭和 48 年清瀬での 21.65cm ですが、昭和 60 年以降は湧水で水需要が増大した平成 6 年を除くと 2 cm 以上沈下した地域はなく、地盤沈下は沈静化しました。

羽村市では調査地点がないため沈下の有無はわかりませんが、揚水による沈下の被害は報告されていません。

東京都公害防止条例に基づく揚水量報告によると、羽村市においては平成 11 年末現在で 2 ヶ所の事業所で日量 638m<sup>3</sup> が揚水され、市の水道事業などとの合計は日量 32,931m<sup>3</sup> です。また、横田基地内でも地下水を揚水しています。

市内には、砂利採取跡の穴を埋め立てた地域があり、その一部に武蔵野小学校、羽村第三中学校、江戸街道公園などが設置されています。この地域の中には、今後開発等の可能性がある地域があり、埋立跡地で地盤が弱く沈下する恐れがあるため、監視していく必要があります。

### < 施策の方向 >

地盤沈下を防止するために雨水浸透を促進し、地下水のかん養を進めます。また、横田基地における地下水揚水量や、砂利採取跡地の地盤の状況や地盤沈下の発生状況の把握を行い、状況に応じ揚水規制等の対処・指導を継続します。地盤沈下により支障が起きた場合には速やかに対処します。

### < 施策（市の取り組み） >

- 地下水位の安定を図るため、一般家庭への雨水浸透枳の設置を呼びかけるとともに、浸透舗装路面の普及に努めます。
- 中水の利用を検討します。

中水

雨水等を利用し、飲料水以外のトイレ等に使用する水のこと。

- 砂利採取跡に建てられた建造物のヒビや凹みなどや周辺の地盤を調査・監視し、その結果などの情報を公開します。特に、緊急避難所となっている武蔵野小学校と第三中学校については、地盤沈下による建物への損傷の有無を確認し、安全性を確保し、安心して利用できるようにします。
- 地下水揚水量の調査を継続し、監視していきます。
- 市内の地下水揚水量のほか、近隣市町村の状況についても把握します。
- 関係法令等に基づき、地下水揚水規制等の指導を継続します。
- 地下水脈を分断しないように努めます。
- 横田基地に対して地下水揚水量の報告を求めます。
- 地盤や地下水揚水量の異常の発見に努め、支障が起きた場合には、速やかに対処します。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 風呂の残り湯の利用など節水に心がけ、水を大切にします。
- 地下水のかん養を進めるため、土の部分を残すことに努め、雨水浸透施設の取り付けに協力します。
- 自分の家や家の周りをよく観察し、地盤や家屋に異常がないかチェックします。
- 地盤沈下と思われる箇所を見つけたときには市に報告します。

### 事業者

- 施設稼働の各工程において節水に心がけ、水を大切にします。
- 節水型の設備を使用するように努めます。
- 中水利用に努めます。
- 地下水脈を分断しないよう建造物を造る時は配慮します。
- 雨水浸透施設を設置し、施設敷地内および周辺の雨水の地下浸透に努めます。



## 5 有害化学物質による汚染の防止

### < 具体的な目標 >

健康に影響を与える有害化学物質の情報を提供し、使用の抑制に努めます。

### < 現 状 >

私たちの身の回りには、たくさんの化学物質が存在し、産業用、医療用、食品用など衣食住の中で様々な目的に使われています。これらの化学物質を使用する製品により、生活は便利になりました。しかし、多種多様の化学物質の中には、環境を汚染し、人の健康等に影響を及ぼすものも少なくはなく、化学物質の種類や使用量が増加するに伴って、環境や健康に対するリスクも高まってきています。

科学的に解明されていない部分もありますが、ダイオキシン類による環境汚染、内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)による野生生物への影響、フロンによるオゾン層の破壊等に見られるように、化学物質は人の健康や生態系に様々な影響を及ぼしています。

#### (1) 身の回りの化学物質

化学物質を含む製品：プラスチック製品・衣料品・合成洗剤・化粧品・医薬品・塗料・建築材・防虫剤・食品添加物・農薬など

これら製品のほかに、焼却施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類や自動車の排出ガスに含まれる有害化学物質のように、意図されずに生成されるものもあります。

#### (2) ダイオキシン類の発生

大気中に排出されるダイオキシン類の多くはごみの焼却過程において発生し、また、農薬に不純物として含まれていたものは土壌中に残留しており、人間の健康や生物の生態系に与える影響が危惧されています。平成 12 年 1 月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、規制が強化されています。

#### (3) 内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)として指摘されている物質

生物の内分泌機能に作用し、それによって個体やその子孫あるいは集団に有害な影響を引き起こす外因性の化学物質またはその混合物の与える影響が指摘されており、その解明が急がれています。

#### (4) 医療系廃棄物・放射性物質

市内には、医療系廃棄物や放射性物質を扱っている施設があります。今後とも、これらの物質をより適正に管理され、処理されることが必要です。

(5) フロンガスによるオゾン層の破壊

太陽から地表への到達する紫外線を遮断する役目を持つ成層圏のオゾン層に穴があいており、年々大きくなっていることが確認されています。オゾン層が破壊されると、大量の紫外線が地表まで照射され、人体の表皮細胞の遺伝子に異常を来し、皮膚ガンを引き起こすと言われていています。また、動・植物にも有害な影響があると言われていています。オゾン層破壊の原因物質として、クーラーや冷蔵庫に使用されている冷媒のフロンガスなどが指摘されています。早急に完全な回収が求められています。

< 施策の方向 >

身の回りの有害化学物質による汚染の状況を把握するための環境調査を充実し、有害化学物質の適正管理を推進します。

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」（P R T R 法）に基づき、P R T R 制度の完全実施を進め、データベースを整備して市民、事業者を提供するシステムづくりを進めます。

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register)  
環境汚染物質排出・移動登録：  
有害性のある化学物質の環境への排出量および廃棄物に含まれる移動量を登録して公表する仕組みのこと。

< 施策（市の取り組み） >

■ 環境の監視

- 大気・水質・土壌の調査を適時行い、汚染されていないか監視します。
- 西多摩衛生組合でのごみ焼却による有害化学物質について、市独自の規制強化に努めます。
- 法令に基づき野焼きの禁止の徹底を図ります。

■ 化学物質の安全性に関する情報の整備・提供

- 化学物質に関する情報を事業者・市民に提供し、周知を図ります。
- 化学物質に関して啓発を行い、事業者の自主管理を徹底します。
- 農薬や化学物質の使用を控え、市の事業における使用状況について情報公開します。
- ダイオキシン類に関する最新データの収集に努め、発生防止対策を進めます。
- 内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）など健康影響が疑わしい物質を使用しないよう、啓発・指導に努めます。
- 塩化ビニル系化合物の使用されている物は、可能な限り他の安全なものに変えていくよう啓発・指導していきます。
- 化学物質および放射性物質を使用している事業者の把握に努め、情報公開に努めます。

■ 有害化学物質の適正管理とP R T R制度の推進

- 有害化学物質を使用・保管・製造している工場・事業場等に対して、有害化学物質の取扱いや保管について自主管理を徹底し、適正に処理するよう指導します。
- P R T R制度について、特定化学物質を使用・保管・製造している工場・事業場等に対し普及啓発を図ります。
- 有害化学物質を使わないように努めます。

< 市民・事業者の取り組み >

市民

- 家庭で使用されている物に、どのような有害化学物質が含まれているかを知ること努めます。
- 製品を買う時、使う時、保管する時、捨てる時のそれぞれの注意事項を守ります。
- 有害化学物質の使用されている物の購入・使用を控えます。
- 有害化学物質が含まれている農薬・消毒薬・殺虫剤等をむやみに住宅地周辺に散布しません。

事業者

- 有害化学物質の取扱マニュアルを作成し、自主管理を徹底します。
- 使用する化学物質の取扱責任者を選出し、安全に管理します。
- 無害化処理設備の設置などに努め、有害化学物質の排出を抑制します。
- 施設からの排出ガスや排水等、および周辺環境について定期的に調査し、自主的に管理します。
- 有害化学物質の使用量の抑制に努めるとともに、周辺環境への影響調査の結果および化学物質の使用量・廃棄量等の情報を公開するよう努めます。
- 有害化学物質および放射性物質の使用・保管は、法を遵守し、管理を徹底します。使用・保管している施設は、その旨を外に表示します。
- 有害化学物質の漏洩等による、環境汚染を引き起こすような事故防止対策を徹底します。

## 6 電磁波による被害の防止

### < 具体的な目標 >

電磁波による被害は未解明のものもありますが、将来に問題を残さないため、適切な措置をとります。

### < 現 状 >

近年の科学技術の進展により、電磁波を発生する電子機器が国民生活の中に急速に普及しています。家庭電気製品は、特に超低周波電磁界領域を発生させるため、身体に影響があるかどうか論じられ、世界中の調査研究機関で因果関係の研究がされてきました。

電磁波の健康への影響が「ある」とする研究結果と「ない」とする両論が数多く報告されてきました。しかし、これまでに調査した疫学研究のうち、弱い関連性のみを示したものは、「実際に浴びた量や、量に対する反応関係が不明確」であったり、「交絡因子(いろいろな要因が混ざり合っていること)が十分排除されていない」等の欠点があるものが大部分でした。また、交絡因子などについてかなり詳細に研究を行ったものもありますが、その症例数は少なく、研究の精度が統計的に低くなっています。

以上のことから、現時点では電磁波と健康との関連について疫学研究結果を基に明確に結論づけることは困難です。

出典：環境庁「電磁環境の安全性に関する調査研究」(平成3年度)

資源エネルギー庁「電磁界影響に関する調査・検討報告書」(平成5年度)

因果関係が明らかになっている事象の例としては以下のものがあります。

- 携帯電話によるペースメーカーや医療機器への誤作動
- 携帯電話による飛行機の無線、電子回路への影響

電磁波の規制の厳しいEC諸国では、「電化製品使用時の電磁波の発生量は50cmの距離で0.5mG以下」と厳しく規制されています。

(例：スウェーデンのMPR - TCOTCO規制値)

### < 施策の方向 >

電磁波を発生させる設備・機器を取り扱う事業者が自ら電磁波の影響を解明するよう促します。また、安全が確認されるまでは電磁波の影響を過小評価せず、電磁波についての最新の情報を常に把握し、今後の動向を注視します。

### < 施策（市の取り組み） >

- 電磁波に関する情報や、携帯電話 / P H S 中継塔・地上局の設置場所と新設の情報把握に努め、その結果を情報公開します。

### < 市民・事業者の取り組み >

#### 市民

- 携帯電話の使用はペースメーカー使用者の生命の危険を招くこともあるので、使用する場所などに配慮します。
- 携帯電話は飛行機、電車、バスなど公共交通機関内や病院などでは使用しません。
- 強い電磁波を出すテレビ、パソコン、電子レンジ等（メーカーにより異なるが約 10mG 前後）からなるべく距離をとり、長時間接しないようにします。
- 電機製品を使わない時は、主電源を切ったりコンセントから抜くようにして、電磁波の発生を抑えるようにします。

#### 事業者

- 製品や設備・施設から発生する電磁波の人体等への影響を自ら把握し、その情報を一般に公表するよう努めます。
- 電磁波の発生を抑えた製品開発を行うよう努めます。
- 製品や設備・施設から発生する電磁波を低減するための各工程における安全対策を徹底していきます。
- 携帯電話 / P H S 中継塔・地上局を設置する場合は、シールドしたり周辺の土地を十分確保するなど電磁波を低減するための対策を講じます。

## 7 光害の防止

### < 具体的な目標 >

過剰な屋外照明やネオンなどから放出されるグレア（眩しさ）と迷光（不要な場所に光が届くこと）を防止します。環境庁が策定した「光害対策ガイドライン」（平成10年3月策定）および「地域照明環境計画策定マニュアル」（平成12年7月策定）に基づき、屋外の照明基準、および適切な照明の使用について啓発活動を推進し、光による環境負荷を削減します。

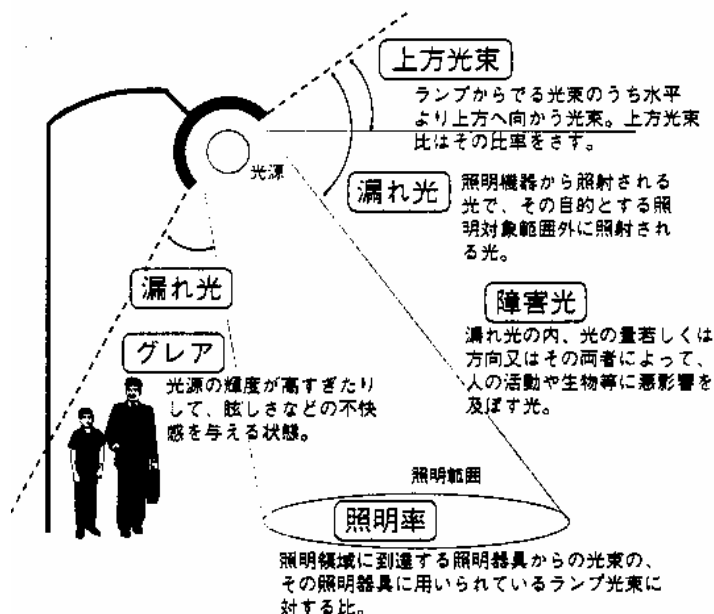
### < 現 状 >

屋外照明が本来目的とするのは夜間の安全、防犯対策であり、都市機能にはなくてはならないものです。しかし、例えば、中古車販売店やショールーム、飲食店などの過剰な宣伝用照明、深夜営業のコンビニエンスストア、自動販売機、ゴルフ練習場、テニスコート、さらには米軍横田基地の屋外照明が要因となって、野生生物、農作物、家畜、人間の諸活動へ影響を与えています。また、夜空が明るく、星が見えにくくなっています。

#### 光害についての市民の心配

- 街灯や事業所からの迷光、広告灯等、隣近所の夜間照明が眩しくて、睡眠が妨げられます。しかし、道路法における街灯基準を除き夜間照明に関する基準が定まっていません。
- 街灯、店舗、娯楽施設、事業所などからの迷光によって農作物に悪影響がでています。また、街路樹にも悪影響がでています。
- 野鳥や昆虫が少なくなりました。水質汚濁、農薬の害の他、人工照明も野生動植物の生態系を攪乱する要因の一つと言われ、未知の影響も心配されます。

#### < 光害とは >



出典：環境庁（現 環境省） パンフレット「光害って何？」

## < 施策の方向 >

環境庁の「光害対策ガイドライン」、「地域照明環境計画策定マニュアル」に沿った啓発・指導を行い、光害に関する情報の提供を進めます。また、夜間の安全確保と光害の防止の両立に配慮し、適切な街灯の設置について協議し、生物の生息地や農地・住宅地などの環境に配慮した、照明の設置・使用を進めます。

## < 施策（市の取り組み） >

- 「光害対策ガイドライン」等に基づく啓発・指導
  - 環境庁「光害対策ガイドライン」を市民・事業者に周知します。
  - 夜間照明の照度の高い施設について調査測定し、「光害対策ガイドライン」に基づき、それを管理する事業者に対し指導を徹底します。
  - 市民および事業者に、屋外照明の設置および使用は必要最小限にし、安全面で必要なもの以外は消灯するよう、呼びかけます。
  - 事業者へ商業用照明の照度、照明領域、時間規制について指導します。
  
- 適切な照明の使用・設置の推進
  - 街灯については水銀灯とナトリウム灯について、色・経費・エネルギーなどの観点から検討します。デザインは周囲への迷光を防ぐフルカットオフ照明具へ転換します。
  - ホタルなどの昆虫や他の生物の生息地への迷光を防止するための指導をします。
  - 公共施設は自然採光を利用するようにし、昼間の点燈を自粛し、人工的な光の漏れを抑えるようにします。
  - 公共施設の夜間照明は、施設利用時間終了後消灯します。
  - 街灯のメンテナンスの度合い（質、頻度）を高めます。
  
- 光害に関連する情報提供
  - 光害の担当窓口を明確に市民に公表し、市民の意見を積極的に吸い上げる努力をします。
  - 「光害対策ガイドライン」で推奨されている適切な照明器具について、市民および事業者に広報等で知らせます。
  
- 適切な街灯設置に関する協議
  - 夜間の安全と光害防止の両立を図るため、防犯上必要な、また要望のある地区への街灯設置について、関係者の意見を聞きます。

フルカットオフ照明具  
適切な反射面の傘を設け、不要な方向へ漏れる光を抑制し、その反射光によって、光を有効に利用する照明具。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 自宅の照明（防犯灯、安全灯など）のグレア（眩しさ）が、周辺に悪影響を与えていないか点検し、改善します。
- 街灯が切れている時や、街灯の設置などについて要望のある時は、市の担当窓口連絡します。

### 事業者

- 環境庁「光害対策ガイドライン」に則った事業を行います。
- 屋外照明の設置および使用は必要最小限にし、適正な照明にします。
- 適切な照明器具を用います。また、照明器具のメンテナンスを適切にします。
- 施設・事業所の照明は、周辺環境に配慮し、消灯に努めます。
- 駐車場等の付属施設の照明についても、周辺環境に影響を与えていないか検証し、必要に応じて改善します。
- ホタルなどの昆虫や他の生物の生息地へ光を出さないようにします。



## 8 心の和む都市景観の創出

### < 具体的な目標 >

都市機能の充実と共に、羽村市に生活することが心地良く、市民の憩いの空間であるような景観づくりを進めます。

### < 現 状 >

J R 青梅線以東の土地区画整理事業により整備された住宅地では、大規模な公園を備え、低層住宅地が大部分を占めており、緑が比較的多い良好な街並みを形成しています。しかし、幹線道路や駅周辺には中・高層住宅が増えて富士山や草花丘陵の眺望がきかなくなってきました。

工業地周辺では、大規模な工場や集合住宅団地など、都市的な大規模な施設が多く立地しています。工場建物や高圧電線など、無機質で殺風景な景観が見られたり、工場と住宅が混在する地域もあります。

市役所通りや新奥多摩街道などの沿道商業地においては、場所や地域とは無関係な不調和なデザインやカラーの建築物や看板が設置されている建物が見られます。また、電柱や電線により景観が損ねられたり、通行者のタバコなどのごみのポイ捨てにより汚れている所も見受けられます。

多摩川周辺は、水辺の自然、300年以上の歴史をもつ羽村堰や玉川上水とその周辺の緑道、山並み、草花丘陵の樹林、段丘崖線、神社・仏閣と境内の樹林などが、羽村の原風景を形づくっています。

### < 施策の方向 >

「羽村市美しいまちづくり基本条例」や東京都が策定した「東京都景観条例」に基づき、都市景観についての市民の意識を高め、景観への配慮を促すため、啓発活動を推進していきます。屋外広告物や電柱・電線、路上駐車車両などをなくし、周辺の街並みと調和した建築物を建てるよう指導します。市街地の緑を増やし、美しい街並みを保全し、潤いのある景観づくりを進めます。

### < 施策（市の取り組み） >

- 都市景観についての意識向上・啓発の推進
  - 「羽村市美しいまちづくり基本条例」を全市内に周知・徹底し、市民・事業者・市それぞれの責務を意識づけるよう努めます。
  - 市民参加による景観づくりにより、市民、事業者の景観形成への理解と関心を高めていきます。

- 条例制定の検討
  - 美しい景観づくりを進めるため、「羽村市景観条例」の制定を検討します。
  - 市民や通行者のマナー違反に対しモラルの向上を図るため、「ポイ捨て禁止条例」の制定を検討します。
  
- 街並みと調和した建築物の誘導
  - ◆ 建築物計画時の指導
    - 景観・眺望を損ねる高層建築物やまち並みに合わない奇抜な建物が建築されないよう、法令等に基づいて指導します。
    - 大規模建築物などの建設にあたっては、周囲との調和を図るよう施主と事前協議を行います。
    - 大規模建築物は周辺の地域特性をふまえた形態、色彩、素材を選択するとともに、緑化推進の先導的役割を果たすよう敷地内に緑地スペースを確保するよう指導します。
    - 高層や大規模な建造物の建築工事などを計画する場合、関係法令に基づき、市民に情報開示し、環境面で配慮するために、地域住民などに説明・周知するよう指導します。
  
  - ◆ 建築物計画の情報公開
    - 都市計画事業や公共施設の建設等にあたっては、事前に市民に周知し、景観を損なわないように緑や樹木の保存に努めます。
  
  - ◆ 建築物等のデザインへの配慮
    - 建物デザインや看板の質の向上、彫刻の配置などにより、周辺地域と調和した商業地の形成を図ります。
    - 地域毎の特性、状況に応じたルールづくりなどを進め、地域と調和した色彩美の創造に努めます。
  
- 道路景観の向上
  - 幹線道路の電線類の地中化や街路灯のデザインの改善、広告物や標識などの整理や統一感のあるデザインへの変更など、景観阻害要因の排除と質的向上を図ります。
  - 景観を損ねている電線の地中化について、安全面およびコスト面を考慮し検討します。
  - 連続した街路樹や街路灯など、個性ある道路の整備を進めます。
  - 事業者に対して、出入りの車両が路上駐車をしないように指導します。

## ■ 潤いのある景観づくりの推進

### ◆ 市街地の景観づくりの推進

- 工業地周辺では緩衝緑地帯の設置や道路沿線緑化等を推進し、工場と住宅とが共存可能な潤いある景観づくりの形成を図ります。
- 清潔で美しい公園を保つよう市民参加で適切な管理をします。
- 住宅の建築にあたっては、周囲の色と調和する色彩を使用するなど、落ち着いた住宅地を形成するよう誘導します。

### ◆ 自然景観との調和

- 多摩川周辺の景観を損なわないよう、河川の自然の保全に取り組みます。
- 崖線樹林地や水田の景観を守るよう努めます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 次代に引継ぐ美しいまち並みを創造するため、まちづくりに積極的に参加します。
- 周囲の色と調和する色彩の使用、窓辺やベランダを観葉植物や花で飾るなど、落ち着いた住宅地を形成するよう努めます。
- 家屋の新築、改築時には周辺の景観に配慮します。
- 路上駐車や路上駐輪などをしません。また、道路上に私物を置いて占有しません。
- ポイ捨てをしません。
- 飼い犬、猫の糞尿は、飼い主が責任をもって処理します。
- 一斉清掃日や、花植えに参加・協力します。
- 保存樹林を美しく保つために、地主と周辺住人が協力して管理や手入れを行います。

### 事業者

- 市の美しい景観づくりに参加し、従業員教育を行います。
- 建造物の新築・改築時には周辺環境に充分配慮します。要請があれば、関係者との協議の場を設けます。
- けばけばしい看板やネオンの設置、周辺景観にそぐわない形状・色の建物の建設は自粛します。
- 広告宣伝物、路上駐車など道路上に物を置いて占有しません。
- 出入りの車両が路上駐車をしないように厳重に対処します。
- 工場・駐車場には緩衝緑地帯を設けるよう努めます。

## 9 災害に強いまちづくり

### < 具体的な目標 >

多様な災害に備え、防災体制・緊急避難体制を整備・確立します。

### < 現 状 >

現代は、都市の進展などにより災害による被害が多重化、深刻化しています。近年、市民からの防災に関する要望が各種寄せられています。特に、西東京工業団地、神明台工業団地などを抱え、さらに市域の中には米軍横田基地の一部があるため、災害発生時に火災などの様々な不測の事態に備えなければなりません。

また、羽村市の防災体制や緊急避難体制は町内会・自治会に負うところが大きいですが、最近では町内会・自治会に加入しない世帯も多く、配慮が必要です。

舗装した路面では雨水が浸透しないため、降雨時に道路が川と化したり、家屋に浸水する危険があります。

### < 施策の方向 >

災害時に備え、危険物を取り扱う事業者の施設や緊急避難所の安全性を調査し、市民に情報公開するなど、防災体制確立のために災害に備える意識の啓発を行います。

樹林地の保全や、雨水浸透に努めることにより都市型水害を防止するとともに地下水のかん養を図ります。また、災害時の避難所としても指定されている公園や緑地などのオープンスペースや、食糧の供給拠点としての農地を確保し、防災のための都市整備を進めます。なお、防災整備の際は十分に環境保全に配慮します。

災害時の支援、市民・事業者・ボランティアなどによる災害時の相互協力体制を構築し、関係諸機関への協力要請を行います。

### < 施策（市の取り組み） >

#### ■ 防災体制の確立

- 「羽村市地域防災計画」に基づき、災害に備えた総合的な防災体制の確立を図ります。
- 防災知識の普及や防災訓練など市民の意識向上に努め、防災対策の強化を図ります。
- 市内各地の地域特性に応じた避難体制、情報伝達体制を確立します。

#### ■ 避難ルート、避難場所、ライフラインの確保

- 火災発生時の延焼防止や災害時の避難に有効である公園・緑地などのオープンスペースや食糧供給拠点としての農地の一層の確保に努めます。そのため、無秩序な開発を防止します。
- 避難所または救援地への迅速な移動を妨げないルートを確保するため、路上駐車をなくすよう啓発し、取り締りを要請します。
- 避難時の食料・飲料水の円滑な供給ルートを確保します。
- 災害時のトイレ不足による生活環境悪化を防ぐため、避難場所に仮設トイレの設置が行えるように体制を整えます。
- 災害時にも対応可能な医療体制の確保のため、医療機関に協力を要請します。

#### ■ 安全性の確保

- 高圧ガス保管施設、毒物・劇物保管施設、放射線使用施設など、危険物を取り扱っている施設に関する情報の把握に努め、市民に情報公開していきます。また、これらの施設に対し、より一層の安全化を指導するよう関係機関に働きかけます。

#### ■ 安全対策の強化

- 災害に強い都市基盤整備を行います。
- 防災のための都市整備を進めるにあたっては、地下水のかん養や自然林の保全による方法を活用し、環境保全との両立に最大限配慮します。
- 地下水のかん養を図るため、雨水浸透枳の普及を進めます。
- 崖崩れや落石、大雨時の土砂の流出などを防止している崖線の樹林を保全していきます。

#### ■ 相互協力の要請

- 災害時の迅速な対応のため、災害発生直後の対応を含めた事前の備え、市民・事業者・災害ボランティアなどによる相互協力、自治体間の応援協定などの体制整備を進めます。
- 消防施設の整備・充実について東京都消防庁に要望していきます。
- 全ての市民を交通災害から守り、安全で快適な暮らしを営むことができるよう、交通安全教育や啓発を通して、意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- 事故による災害防止のため、米軍横田基地に対し訓練飛行の禁止を求めていきます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 日頃から家庭で災害時の対応について話し合い、飲料水や食料、医薬品を備蓄します。
- 地域ぐるみの防災意識の向上に努め、相互扶助の行動をとります。
- 周辺に危険な箇所がないか注意を払います。
- 防災訓練に参加します。
- 地下水のかん養を図るため雨水浸透枳の設置に協力します。
- 自然災害の防止に役立つ樹林地などの緑地の保全に努めます。
- 災害時には車の使用を控え、路上駐車をしないように努めます。
- 家財やブロック塀の倒壊防止に努めます。

### 事業所

- 高圧ガス保管施設、毒物・劇物保管施設、放射線使用施設等危険物を所有する事業者は、取り扱い状況について情報公開をするとともに、周辺住民の目に入る位置に「危険物取り扱い」等の表示をし、より一層の安全化を進めていきます。
- 危険物を安全に保管・管理し、災害時に漏れ・爆発等が生じないよう対策を講じます。
- 緊急時に車両が道路を塞がないように、事業所内に十分な駐車スペースを確保します。
- 避難所として有効なオープンスペースの確保に努めます。
- 自然災害の防止に役立つ樹林地や農地などの緑地の保全や拡大に努めます。

## 10 市民が安心して暮らすことのできるまちづくり

### <具体的な目標>

羽村の市民が安心して心地良く暮らせるまちづくりを、市・市民・事業者が利害を超え協力して進めます。

### <現 状>

#### (1) 交通環境

交通量が多く、安心して歩いたり自転車に乗れない地域があります。子どもが戸外で安全に遊べる空間が少ない場所もあります。また、段差がある道路や幅の狭い歩道、歩道上の道路標識などにより、障害者や乳母車で通行する人が支障をきたしている場所があります。

公共交通機関の整備が不十分なため、市内での移動が不便で、自家用車を使用する回数が多くなっています。

#### (2) 生活環境

工場の近くに住むものにとっては、その工場で何を取扱い、何を製造しているのかわからず不安です。

建物がたてこんでいる場所では、住宅の日当たりのよさという日常生活のゆとりがなくなっています。

航空機、特に訓練で低空飛行をしている軍用機による事故が心配です。

#### (3) 防犯

犯罪や非行の発生しやすい次のような場所があります。

- 公共施設の死角（公園トイレ内、道路壁沿い、住宅から離れている公園）
- 手入れの行き届かない灌木付近（枝がむらがり生える植物）
- 駐車車両によって外側から見通しの悪い公園
- 人目が届かない駐車スペース
- 人通りの少ない通り沿い、暗い夜道
- 繁華街

駐在所や派出所は不在のときもあり、犯罪や非行などの取り締まりが十分とは言えません。

## < 施策の方向 >

全ての市民が、安全で、安心して快適な暮らしがおくれるよう、生活基盤の量的な充足だけではなく、質的な面からも十分に配慮されることが重要です。

このような視点に立ち、快適性や安全性、高齢者や障害をもつ人の使いやすさについて考え、質的な向上に配慮した、誰もが安心して利用しやすい交通環境や施設の整備を進めます。

また、都市化の進展や人心の荒廃などにより、全国的に見れば凶悪な犯罪が発生している中、地域ぐるみの防犯意識の高揚に努めるとともに、犯罪の発生しにくいまちづくりを進めます。

## < 施策（市の取り組み） >

### ■ 交通環境の改善

#### ◆ 自動車交通量の削減

- 市内事業所のマイカー通勤の自粛を呼びかけます。
- 事業所への出入りの車両（大型トレーラーなど）が道路を占用し交通妨害にならないよう指導します。
- 自家用車を使わずに移動できるような都市づくりを進めます。

#### ◆ 歩行者の安全の確保

- 自動車道、自転車道、歩道の分離を目指します。
- 歩行者が安全に通行できるような道路づくりを進めます。
- 道路の交差点付近の見通しを妨げないよう、現状に則した指導と市民の協力を求めます。

### ■ 高齢者や障害がある人にもやさしいまちづくり

- 「羽村市地域福祉計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進していきます。
- 子供や高齢者、障害がある人など、誰もが安全で快適に利用できるよう、歩道の拡幅や段差の解消、公共施設についての表示の充実などを図ります。
- 交通案内、施設案内などの障害者向けの表示の整備、障害者用エレベーターや車いす利用空間の確保、安全に通行できる歩行者通路の確保や点字ブロックの設置など、誰もが利用しやすい施設を整備していきます。
- 学校（小、中学校含む）などの公共施設や銀行・スーパーなどの公共性の高い民間施設については、新設はもちろんのこと、既設の建物についてもバリアフリー化を働きかけます。
- 通行者の妨げにならないような歩行者案内サインの設置や目印となるシンボルツリーの植栽など、親切で分かりやすい道路を整備していきます。



## ■ 生活環境の向上

### ◆ 建築物の改善

- 市民とのトラブルを未然に防ぐよう、建築の際は周辺環境に配慮し、指導し、建築許可を出すよう東京都に要請していきます。
- 建物を建築、改築する際には、見通しを確保するなどして、危険なまち並みにならないよう指導します。

### ◆ 工場施設等の安全性の確保

- 工場施設等の安全面に関わる情報を周辺住民に公開します。市民から工場施設についての問い合わせは、市も窓口となり対応します。
- 公害の未然防止のため、事業場の立入調査を行います。
- 安全性について市民と事業者の話し合いの仲裁的役割を市は担います。
- 横田基地に訓練飛行の禁止を要請します。

## ■ 効果的な防犯ができる環境づくり

- 不審者の出没や犯罪・非行のおそれのある危険箇所などについて、市民から指摘があった場合はすみやかに対処します。
- 人目の届かないような公園周辺など公共施設の死角をできるだけ減らし、周辺環境から孤立しないよう改善します。
- 防犯のため、公園周囲の路上駐車を禁止するよう関係機関に働きかけます。
- 公園の管理・運営を市民参加で行うような体制を整備します。
- 公園と公共施設の関わり合いを持たせ、目が届くように計画します。
- 防災無線等を利用し、緊急な犯罪情報を市民に知らせます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 自らの暮らしの安全を守るため、積極的にまちづくりに参加します。
- 自家用車の利用はなるべく控え、公共交通機関を利用するよう努めます。
- 自家用車を運転する際には、他人に恐怖感を与えないよう、より安全運転に心がけます。
- 生け垣やプランターを置く際は通行者に支障をきたさないよう配慮します。
- 建物の新築・改築工事の際は、隣近所に配慮して施工するように努めるとともに、隣近所のプライバシー保護に配慮します。また、通行上の危険な死角をつくらないようにします。
- 防犯に関心を寄せ、非行がないかどうか公園や危険箇所に気をくばります。
- 犯罪情報を得た場合、また、非行で対応に苦慮する場合は、プライバシーに配慮しつつ、市担当窓口・学校教育機関・警察・保護者・町内会・自治会など各関係者が連絡を密にし、地域社会全体で対応します。

## 事業者

- 安全なまちづくりのために構成員として参加するとともに、従業員の環境教育に一層取り組みます。
- 社員のマイカー通勤の自粛に取り組み、公共交通機関の利用を促進します。
- 市民に工場施設等の安全面や環境対策面の情報を公開し、市民の意見を聞くように努めます。
- 出入りの車両が道路を占用し、交通妨害にならないよう、敷地内に駐車スペースを設けるなどの対策をとります。
- 建物の新築・改築工事の際には、隣近所に配慮して施工するとともに周辺環境にも配慮します。
- 事業所周辺の防犯対策をとり、周辺住民の安全性を確保します。

## 第2節 ごみの発生を抑制し、資源化を積極的に進め、 循環型社会を目指すまち

### 1 ごみの減量とリサイクルの推進

#### <具体的な目標>

ごみの減量と再生品の利用およびリサイクルの拡大を促進し、環境負荷の少ない資源循環型社会を構築します。

#### <数値目標> (平成11年度排出量に対する平成22年度目標値)

一般ごみの量(資源ごみを除く)を30%削減

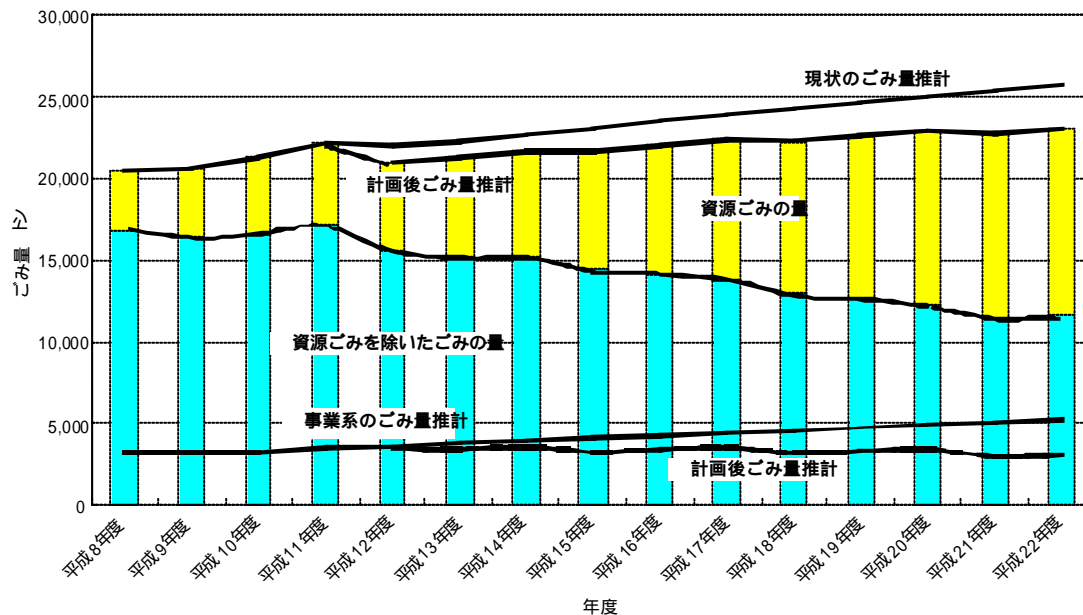
事業系ごみの量を10%削減(平成22年推計値の40%削減)

一般ごみ一人あたりの排出量(資源ごみを除く)を45%削減

全体のごみのリサイクル率を約50%とする(現状22%)

一般ごみ  
一般廃棄物から、し尿  
を除いたものとする。  
事業系ごみ含む。

#### <ごみ量推計>

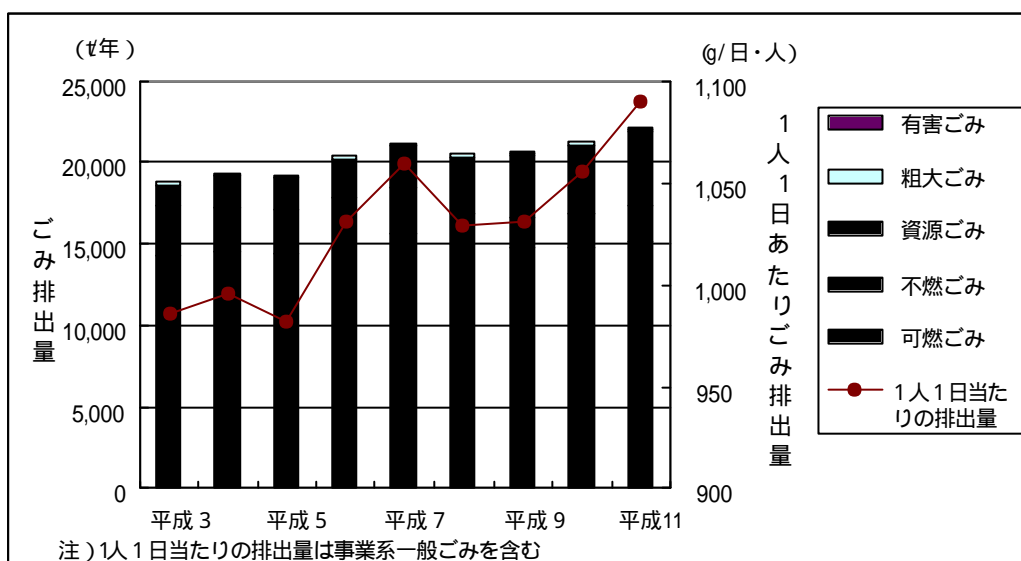


< 現 状 >

(1) 排出量

羽村市の一般ごみの排出量は、平成3年度以降増加傾向にあり、平成8年度と平成9年度は一時減少したものの、平成10年度以降は再び増加傾向に転じています。平成11年度の一般ごみの排出量は22,178 tとなっており、これを1人当たりの排出量に換算すると1日当たり1,094 gとなります。ごみの内訳を見てみると、ここ数年間不燃ごみは減少、可燃ごみはほぼ横ばい、資源ごみのみが増加傾向を示しています。これは、平成8年度に不燃ごみの収集を従来の毎週1回から隔週1回に、資源ごみの収集を隔週1回から毎週1回に変更したこと等が影響したと思われます。

< 一般ごみ排出量 >



一般ごみのうち事業系のごみは事業者および許可業者により、西多摩衛生組合(羽村市、福生市、青梅市および瑞穂町)が運営管理するごみ焼却施設に直接持ち込まれ、15円/kgで処理されています。平成11年度の事業系一般ごみは3,311 tで、一般ごみに占める割合は14.9%となっています。

なお、近隣市町の一般ごみ排出量の状況は下表のとおりです。

< 1人1日あたりの一般ごみ排出量 (事業系を除く)の比較 >

(単位 g/人日)

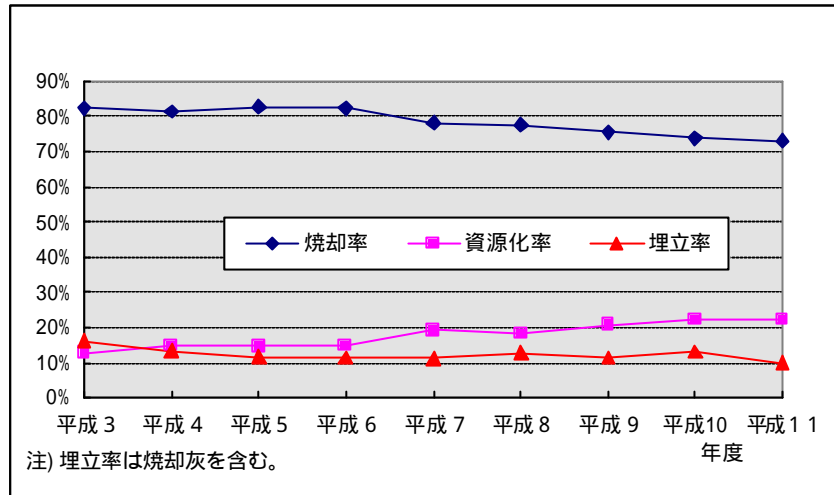
市町名	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	合計
青梅市	439.3	68.4	127.4	19.3	1.5	655.9
福生市	576.3	93.5	162.1	26.0	0.6	858.5
瑞穂町	583.3	39.1	178.7	17.1	1.3	819.5
羽村市	621.2	47.2	152.8	9.5	1.4	832.8

出典：(財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査(平成11年度版)」

(2) 処理処分内容

一般ごみの処理処分については、平成7年度以降に焼却率は減少、埋立率はほぼ横ばい、資源化率は増加しています。平成11年度は、焼却量が16,160 t、埋立量が2,182 t、資源化量が4,932 tとなっており、排出量に対する割合はそれぞれ、約73%、10%、22%となっています。

< 一般ごみの処理処分率の推移 >



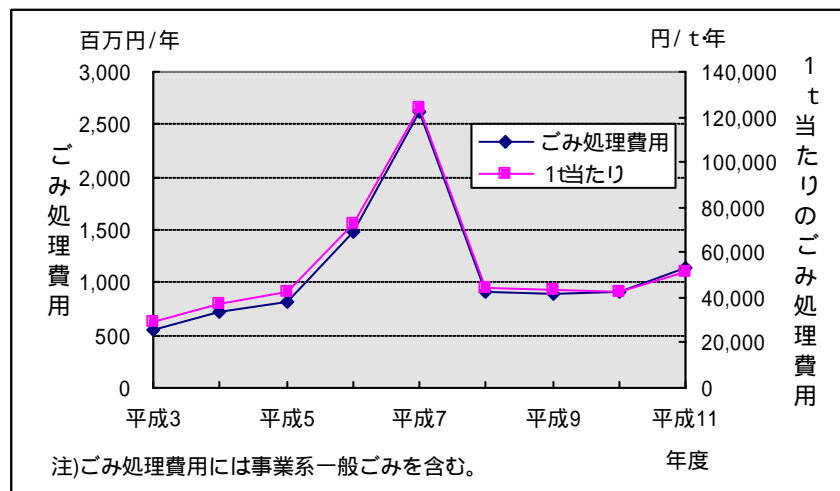
資源ごみの処理は、現在「羽村市リサイクルセンター」(平成8年4月新設)で行われています。資源ごみは、町内会や子供会等の団体によっても集団回収され、「資源回収事業助成制度」(平成元年4月施行)により、その回収量に応じて助成金を交付しています。この集団回収による平成11年度の回収量は約1,348 tであり、制度を開始した平成元年に対して約4倍に増加しています。

可燃ごみは市内にある西多摩衛生組合のごみ焼却施設(平成10年改築)で焼却処理されており、この焼却施設で排出される焼却灰と不燃ごみは日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分されています。

(3) 収集・処理処分費用

平成11年度の一般ごみの収集・処理処分費用(決算)は約11億4千万円であり、この削減が課題となっています。費用を1 t 当たりに換算すると約5万1

< ごみ処理費用の推移 >



千円、1人あたりに換算すると約2万円となっており、平成3年度から増加傾向にあります。平成6年、7年度の急増分はリサイクルセンターの建設によるものです。また、西多摩衛生組合の新しいごみ焼却施設の建設に伴う分担金の上昇もごみ処分費用の増加の一因となっています。

収集・処理処分費用の内訳を見てみると、収集費用は2億4,000万円、リサイクル費用は1億300万円、焼却費用は5億7,600万円、埋立費用は1億800万円となっています。

#### (4) 問題点

市民生活や事業活動から排出されるごみは、量の増加だけでなく、リサイクルや廃棄時に解体しにくかったり、取り扱いが危険であるといった処理困難なものや、有害化学物質を含むものなどが増加しており、その適正処理が緊急課題となっています。

##### ごみ焼却施設

三市一町の可燃ごみの処理を行っている西多摩衛生組合ごみ焼却施設は、羽村市東部の瑞穂町との境に設置されていて、武蔵野小学校、羽村第三中学校、羽村高等学校に隣接し、近くに羽村養護学校、松林小学校があります。半径500m以内にはこれらの学校以外に、西多摩病院、瑞穂都営団地があり、半径1km円内は6,000世帯もの住民が生活をしており、特に配慮を必要とする地域であるといえます。しかし、このごみ焼却施設の煙突の高さは、米軍横田基地の軍用機発着に伴う高さ制限により約45m（都内41施設の平均は103m）になっており、近隣住宅地に住む市民にとっては、大気汚染への不安の材料となっています。

ごみ焼却施設からは、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類などが大気中に放出されます。焼却灰や集じん灰にもダイオキシン類や重金属が含まれます。ダイオキシン類は、微量であっても体内に取り込まれると蓄積され、発癌性や催奇形性、免疫毒性、ホルモン代謝障害など、さまざまな毒性も指摘されています。

現在の西多摩衛生組合ごみ焼却処理施設におけるこれらの物質の実測値は、すべて排出ガスに係る排出基準値以下となっています。また、大気中のダイオキシン類濃度も環境基準値以下となっています。

##### <西多摩衛生組合周辺住民との協定値>

項目	単位	法規制値	協定規制値	目標値	測定値	測定年月
硫黄酸化物	ppm	(約440以下)	30	10	<1~2	平成12年12月 ~平成13年2月
窒素酸化物	ppm	250以下	50	40	10~26	
ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.15以下	0.02	0.01	<0.001	
塩化水素	ppm	430以下	25	10	3~4	
水銀	mg/m <sup>3</sup>	-	-	0.05	<0.005	平成12年 7・9・12月
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	1以下	0.5	0.1	0.019~ 0.036	

注)日量320㌔ごみ焼却処理限度とする。測定値は衛生組合による実測値。(1ng=1ナノグラムは10億分の1グラム)

### 最終処分場

西多摩衛生組合で処理されたごみの焼却残渣と不燃ごみは、日の出町にある豊かな緑を代償として造られた最終処分場で埋立処分されています。一つ目の「谷戸沢廃棄物広域処分場」がすでに満杯となっています。平成10年11月から二つ目の「二ツ塚廃棄物広域処分場」に三多摩地域26市 1 町の可燃ごみの焼却残渣、不燃ごみが埋立処分されています。

この施設も現在のごみ排出量のままでは、約15年間で満杯になってしまうという危機的な状況にあります。

また、処分場での問題として、対策は講じられていますが、浸出水による地下水汚染、焼却灰の飛散、搬出入車両による大気汚染等の問題について、指摘する意見もあります。

### < 施策の方向 >

本来、自然界においては、バランスのとれた生態系による循環型のしくみが形成されてきました。しかし、現代の社会の大量生産・大量消費・大量廃棄による廃棄物の問題は、自然の許容量をはるかに超えた規模になっており、自然界のバランスを崩しています。「環境に負荷を与えるものは、生産段階からできるだけ作らない」といった発生抑制を進めると同時に、廃棄物を再資源化し、有効利用できる循環型社会システムづくりを早急に進めていく必要があります。

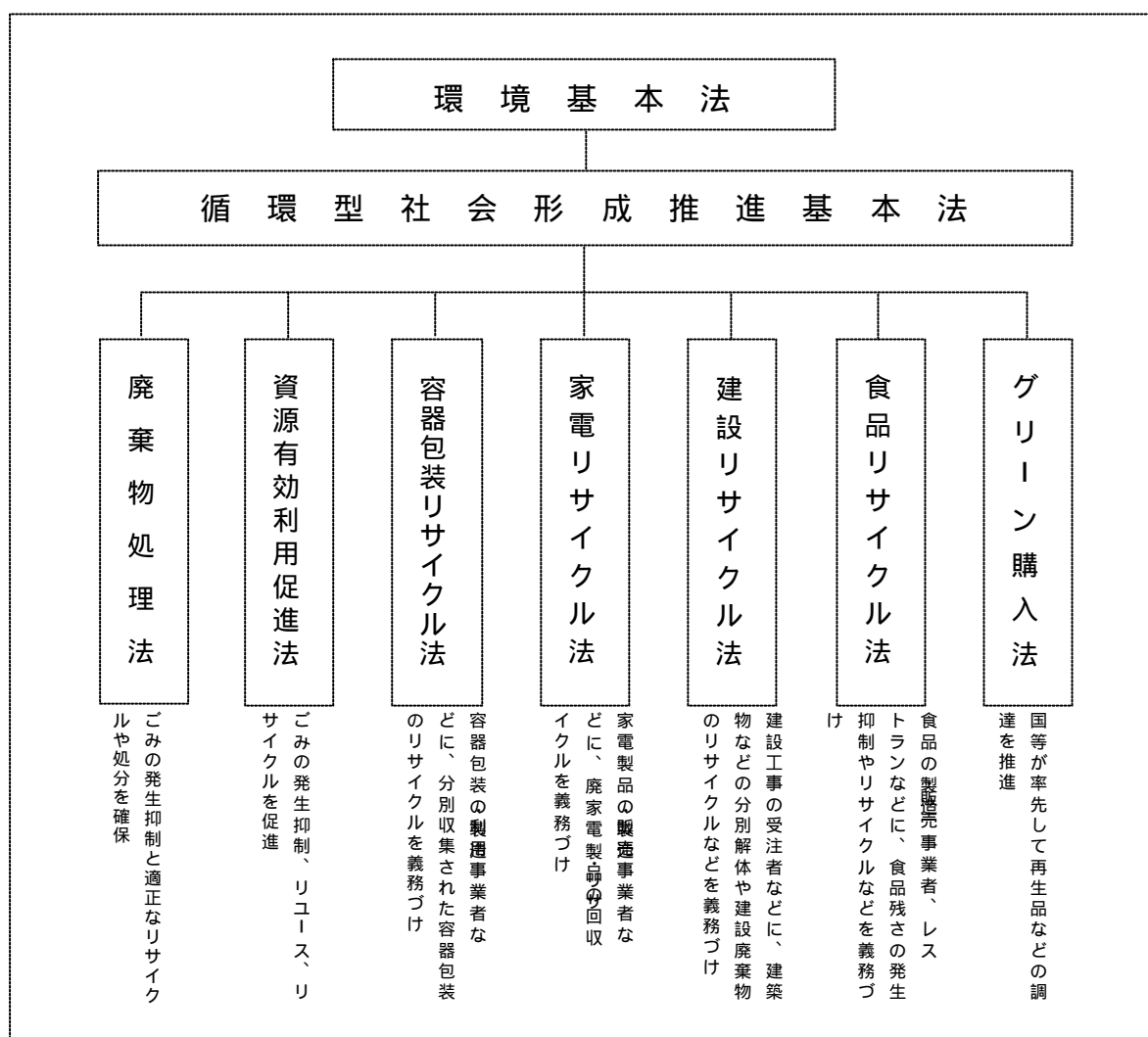
環境負荷の低減（省エネルギー・省資源）を実現するために、また、有害化学物質を環境中に放出しないために、ごみの発生抑制、排出段階でのごみの減量化、適正処理および安全管理を促進します。さらに、啓発活動を進め、容器包装を含めたごみの分別収集の徹底、ごみのリサイクル、リサイクル商品の利用を促進し、循環型社会の構築を実現します。

不法投棄に対しては、厳しい対策を講じます。

平成12年6月に施行された「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、廃棄物に係る法整備が進められていますが、一層の改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。また、国・東京都および近隣市町村と連携し、ごみ問題について協議しながら、協力して問題解決を図ります。

なお、廃棄物に係る法律の主な内容は次に示すとおりです。

< 廃棄物に係る主な法律の体系 >



出典：環境庁（現 環境省） パンフレット「循環型社会への挑戦」

< 施策（市の取り組み） >

- ごみの発生・排出抑制の推進
  - ◆ 市民のごみ発生・排出抑制の推進
    - 市民によるごみの発生・排出抑制に対する努力が明らかになる施策を導入します。
  - ◆ 事業者のごみ発生・排出抑制の推進
    - 事業系ごみの排出量および多量排出事業者を把握します。
    - 多量排出事業者に対する立ち入り指導を行います。
    - 事業者に対しごみ減量化計画の作成を指導します。
    - 事業者による拠点（店頭）回収の拡大を推進します。
    - 持ち込みごみの料金の適正化を図ります。



- デポジットシステムの導入に取り組みます。
- 過剰包装を抑制し包装の適正化を進めるよう指導します。
- ごみになりにくい商品の開発・提供を進めるよう事業者働きかけます。

デポジットシステム(deposit system)  
製品本来の価格に容器などの預かり金(デポジット)を上乗せして販売し、使用後に容器などを所定の場所に戻したときに預かり金を返却する制度。再生可能な資源の回収が促進され、同時に野外で消費された空き缶、空き瓶などの散乱を防止する効果が期待できる。欧米ではデポジット制がすでに定着しており、回収率70%から90%と大きな成果をあげている。

◆ 環境に配慮した行政活動の推進

- 行政活動の内容や行政活動における環境配慮の状況などについての情報を公開します。
- 事業活動によるごみの発生・排出抑制に取り組みます。
- イベント時での使い捨て品の使用自粛に取り組みます。
- 不用品交換情報の提供や再利用を目的としたフリーマーケット・ガレージセールに対する支援等を行い、不要品交換や繰り返し使用を進めます。

■ 有害化学物質・適正処理困難物の発生抑制および適正処理の推進

- バッテリー・石油類などの適正処理困難物の適正処理を行う専門業者を紹介することにより、適正処理を促します。
- 事業者が回収していない家庭からの有害ごみの分別回収を行い、適正に処理していきます。
- 燃焼管理・排出ガス処理の徹底により、焼却施設からの有害化学物質の発生を極力押さえます。
- 排出ガス処理の不十分な小型焼却炉の使用を禁止し、市で積極的に回収していきます。
- P R T R 制度(事業者が指定された特定化学物質の移動、排出、保管する量について国に報告すること)の実施による情報公開を進め、有害化学物質の管理を行っていきます。
- 公共施設においては、有害化学物質を含む製品の使用を自粛します。

適正処理困難物  
法律上では、ゴムタイヤ・テレビ受像機・電気冷蔵庫・スプリングマットの4品目が指定されている。一般廃棄物の中では、左記のほか消火器・ピアノなど、市では適正に処理できないものがある。

有害ごみ  
羽村市では、蛍光管、乾電池、体温計、鏡など。

■ ごみのリサイクルの促進

- わかりやすいごみの分別の基準表の作成・配布をし、分別排出の徹底を行います。
- ごみの分別排出の基準表を市のホームページに載せて市民が随時確認できるようにしたり、転入届の際に窓口で転入者へ配布することにより、分別収集の徹

底を行います。

- 家庭におけるごみの分別の努力が明らかになる施策を導入します。
- 資源回収品目の追加検討を行うなど、分別品目範囲の拡大を図ります。
- 事業者に対しごみ分別回収の徹底を図ります。
- 近年増加しつつある容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法の趣旨に基づき、分別収集を徹底します。
- 剪定枝、草木、落ち葉を資源化します。
- 生ごみ堆肥化容器の利用促進を図ります。
- 大量に生ごみが発生する公共施設および給食センターにおける生ごみの堆肥化を進めます。
- 公共施設等において堆肥の利用を進めるなど、生ごみでつくった堆肥の利用を図ります。
- 家庭ごみとして排出される小規模事業系ごみを明確化に区分し、有料化を推進します。
- 集団回収を見直し、適正化を図ります。
- 集団回収やオフィスの資源回収に対する支援の充実や回収団体のネットワーク化を進めるなど、さらに一層の資源回収を進めます。
- 資源回収デポ(拠点資源回収施設)の設置やリサイクル施設への資源ごみの直接持ち込みを可能にして、資源ごみの回収率を高めます。
- リサイクル協力店の認定や販売店回収品のPR、店頭回収実施状況を把握し、情報提供をします。
- 各業界に回収ルートの整備の要請を行ない、事業者による独自回収ルートを推進します。
- 事業者を対象とする減量・リサイクルに関する説明会・学習会を開催し、事業者が排出するごみのリサイクルを推進します。
- リサイクルセンターの充実を図り、中間処理における再資源化を進めます。
- 公共施設においてリサイクル商品を積極的に購入し、リサイクル市場の拡大を図ります。
- 環境への負荷の少ない商品やサービスに関する情報の提供などを行い、再生品などの使用促進を図ります。

#### ■ 啓発活動の推進

- ごみの分別収集を一層推進するため、市民・事業者への普及・啓発に努めます。
- 使い捨てのライフスタイルを見直すよう市民・事業者への啓発活動を積極的に行ないます。
- ごみの減量に関する啓発のための標語・ポスターを公募し発表します。
- 広報誌や「テレビはむら」などにより、ごみの減量やリサイクルについての啓発活動を進めます。

- 廃棄物等減量推進員、各町内会(自治会)およびマンション・アパートの管理組合への説明会などを通じて、ごみ減量・分別排出の徹底を行います。
  - 町内会・自治会未加入者(単身者や若年者など)に対し、家庭ごみの減量や再生品利用についての啓発活動を進めます。
  - オフィス・公共施設等での再生品利用や市民・事業者に対する再生品使用の啓発活動を推進します。
  - 事業者への減量化・リサイクル推進に係わる相談窓口を設置します。
  - 環境教育・環境学習を推進します。
  - ごみ処理施設の見学会や学校でのリサイクル活動を実践するなど、学校教育の中で子供たちを対象とした啓発活動を進めます。
  - 具体的なごみ減量マニュアルやリサイクルハンドブックなどを作成・配布します。
  - 廃棄物減量等推進員制度を活用し、ごみの分別や適正な排出等に関する地域住民への啓発を図ります。
  - ごみの減量やリサイクル推進のモデル事業を実施します。
- 不法投棄対策の推進
    - 不法投棄への警告を随時行っていきます。
    - 不法投棄多発地帯のパトロール等を行い、不法投棄防止に努めます。
- 廃棄物に係る法整備と改善
    - 廃棄物に係る法整備の改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。
- 国・東京都および近隣市町村との連携
    - 国・東京都および近隣市町村と、ごみ問題に関する意見交換を行います。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

#### ■ ごみの発生・排出抑制の推進

##### ◆ ライフスタイルの見直し

- 必要なものを必要な量だけ買います。
- 使い捨て商品の購入を自粛し、再利用できる商品を購入します。
- 長寿命、高耐久商品を購入します。
- 商品は大切に長く使うようにします。
- 簡易包装の商品を購入します。
- 過剰包装は断ります。
- 環境家計簿をつけるよう努めます。
- 再利用を目的としたフリーマーケット・ガレージセールを開催・参加をします。
- 家庭にごみを持ち込まない消費者運動を考えます。
- 生ごみは水をよく切ってから出します。
- 食べ残しを出さないようにします。
- 生ごみのあまり出ない調理方法を工夫します。

#### 環境家計簿

毎月の電気、ガス、水道、自動車燃料、廃棄物の排出量等を記入し、計算を行うと、家庭での二酸化炭素排出量がわかるというもので、環境保全に配慮したライフスタイルに変えていくことができるように工夫された帳簿のこと。

#### ■ 有害化学物質・有害ごみの発生抑制および適正処理の推進

- 有害化学物質を含まない商品を選択します。
- 有害ごみの適正排出を行ないます。
- 家庭用焼却炉を使用しません。
- P R T R 制度を通して、事業者へ有害物質の利用状況に関する情報公開を求めていきます。

#### ■ ごみのリサイクルの促進

- 決められたごみの分別排出を徹底します。
- 生ごみはできるだけ堆肥化し利用していきます。
- リサイクル商品の購入に努め、リサイクル市場の拡大を図ります。

#### ■ 啓発活動の推進

- 市が行う啓発活動に積極的に参加・協力します。
- 学習会などの自主活動を通して市民相互の啓発活動を進めます。

#### ■ 不法投棄対策の推進

- 不法投棄をしません。
- 土地の適正管理を行い、不法投棄されないよう自衛策を講じます。

- 不法投棄対策に協力します。
- 廃棄物に係る法整備と改善
  - 必要に応じて、市と協力して、廃棄物に係る法整備と改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。
- 国・東京都および近隣市町村との連携
  - ごみ問題に関する意見交換会などに積極的に参加します。
  - 市や国・東京都および近隣市町村と協力して、循環型社会の構築に向けて取り組みます。

## 事業者

- ごみの発生・排出抑制の推進
  - ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の企業活動の見直し
    - 製品の修理体制を確立します。
    - 使い捨て商品は作らないようにします。
    - 再生原料および再生品を利用した製品の製造・加工および販売に努めます。
    - 包装はできるだけ簡素化します。
    - 使用済み商品の引取等、店頭回収・自主回収を推進します。
    - 食品の製造・販売業者は厨芥ごみ・残飯の資源化を進めます。
    - 廃棄物なしの生産活動に向けて努力します。
    - レジ袋等プラスチック製品の使用を最小限にします。
    - 小規模事業系ごみの有料化に協力します。
  - ◆ 廃棄物・リサイクル等に関する情報の公開
    - 廃棄物・リサイクルに関することや製品に含まれる化学物質などについて、情報を公開します。
- 有害化学物質・有害ごみの発生抑制および適正処理の推進
  - 製造・加工における有害化学物質の使用を自粛していきます。
  - P R T R 制度を通して有害化学物質についての情報を公開していきます。
  - 有害ごみの回収を行います。
- ごみのリサイクルの促進
  - 決められたごみの分別排出を徹底します。
  - ごみの分別排出をしやすくするため、商品の明確な材質表示を行います。
  - 使用済み商品の引き取りを行ない、リサイクルを推進していきます。
  - リサイクルを念頭においた商品開発および販売を実施します。

- リサイクル原料を積極的に使用していきます。
- リサイクル商品を積極的に販売していきます。

■ 啓発活動の推進

- 事業所内でのごみ減量・リサイクルの啓発活動を自主的に行います。
- 市と協力して市民や社員への啓発活動を進めます。

■ 不法投棄対策の推進

- 不法投棄をしません。
- 土地の適正管理を行い、不法投棄されないよう自衛策を講じます。
- 不法投棄対策に協力します。

■ 廃棄物に係る法整備と改善

- 必要に応じて、市と協力して、廃棄物に係る法整備と改善へ向けて、国および東京都へ働きかけていきます。

■ 国・東京都および近隣市町村との連携

- ごみ問題に関する意見交換会などに積極的に参加します。
- 市や国・東京都および近隣市町村と協力して、循環型社会の構築に向けて取り組みます。

## 2 ポイ捨ての禁止

### < 具体的な目標 >

地域の環境美化を推進し、清潔で快適な都市環境を確保していきます。

### < 現 状 >

河川敷、道路、駅構内の線路上、自動販売機周辺、公園の内外などポイ捨てによるごみが見られます。さらにはトラックなどの運送車よりの落下物、他の地域からの不法投棄もあります。これらのポイ捨てにより、まちの美観を損ねています。

#### (1) ごみの種類

ポイ捨てされているごみの種類としては、空き缶、吸い殻/タバコ関連、空き瓶、チューインガム、紙屑、ビラ、チラシ、使用済みカード、ファーストフードの残骸などがあります。また、動物/ペットの糞を始末しない人もいます。

#### (2) ポイ捨て禁止条例等に関するアンケート調査

全国まち美化連絡会議が自治体を対象に平成 10 年 8 月に行ったポイ捨て禁止条例等に関するアンケートの集計結果は、次のとおりでした。(有効回答 471 自治体)

##### < ポイ捨て禁止条例等に関するアンケート調査結果 >

(ポイ捨てが目立つ場所)(複数回答)

ポイ捨てが目立つ場所	割合
主要道路	77.3%
海、河川や湖沼	56.1%
公園や広場	51.4%
商店街や駅前通り	13.0%

(困っているポイ捨ての内容)(複数回答)

ポイ捨ての内容	割合
空き缶、空き瓶	94.9%
吸い殻	60.9%
犬、猫などペットの糞	51.2%
ペットボトル	38.4%
紙屑	38.0%
容器包装	36.3%

(ポイ捨て防止組織)(複数回答)

ポイ捨て防止組織の状況	割合
体制等は特に無い	36.3%
美化の推進員を依頼	23.8%
組織や制度で推進	16.1%

(ポイ捨て防止のための条例)

ポイ捨て防止のための条例において、住民・事業者・行政三者の役割の規定を持つ自治体は 90%に及んでいます。しかし、罰則(罰金)規定を持つ自治体は約 30%です。  
このように役割規定はあっても罰則規定を持ち実施している自治体は極めて少ない状況です。

## < 施策の方向 >

ポイ捨てごみの散乱は、もはや各人のモラルに期待するだけでは改善しにくい状態であると考えられるため、この問題解決につき住民の総意であらゆる角度から（罰則を含む）検討し、清潔で住み良い街づくりを目指していきます。そのため、ポイ捨て禁止条例の制定を検討します。

また、ポイ捨てごみ（特に釣り針、釣り糸）による生物への影響やモラルについて、環境教育や啓発活動を進めます。さらに空き缶・空き瓶などのごみをポイ捨てせずに持ち帰ることを定着させるなど、ごみのポイ捨て防止活動を進めます。

## < 施策（市の取り組み） >

- ポイ捨て禁止条例制定の検討
  - ポイ捨て禁止条例の制定を検討します。
  - ポイ捨て禁止条例に関する情報を収集します。
  
- ごみ持ち帰りの定着化の促進
  - ごみ持ち帰りを定着させるために、公共の場所や河原のごみ箱を撤去するとともに、その主旨を明示します。
  - ごみ持ち帰りについての啓発を進めます。特に、多摩川利用者に対しては、多摩川の生物への影響を抑えるため、ごみ（特に釣り針、釣り糸）の持ち帰りを徹底します。
  
- 環境教育・啓発活動の推進
  - 家庭での教育を基本に、幼児期から学校生活までを通じ、環境美化教育を進めます。
  - 小学校低学年から、ポイ捨てと環境への影響について、映像や体験を通じた啓発活動を行います。
  - ポイ捨てと環境に関する学校教育用資料を作成します。
  - 家庭・学校・事業者へ継続してポイ捨て禁止を訴えます。
  - ごみ（特に釣り針、釣り糸）による生物への影響についての啓発活動を行います。
  - 環境パトロールなどにより、ポイ捨てに関する啓発活動を行います。
  
- 空き缶・空き瓶対策の推進
  - 市民が参加する空き缶や空き瓶などの資源回収に助成金を出します。
  - デポジットシステムの導入を働きかけます。
  - 自動販売機の設置者に空き缶対策を行うよう指導します。
  
- 市民・事業者・市が一丸となったポイ捨て防止活動の推進
  - 市内一斉清掃の実施を推進します。



- 市民・事業者に対し、市内一斉清掃に参加することの重要性を周知徹底します。
- 他の市町村との連携を図り、家庭・学校・職場でのポイ捨て防止についての啓発活動を実施します。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 身の回りのごみを拾います。
- 公共の場でごみを捨てません。ごみは持ち帰ります。
- 釣り糸、釣り針は捨てません。
- ごみは持ち帰る物である事を家庭内で日頃より実践します。
- ごみの無い美しい街にするためにはまちを自分達で守る必要があることを、幼い頃から子供たちに教えます。
- ポイ捨て防止のための意見・提案などを市に挙げていきます。
- 学校でのポイ捨てごみに関する教育内容を家族で相互に啓発し合い、お互いに守ります。
- 町内会・自治会などで行う資源回収に積極的に参加します。
- 市内一斉清掃に積極的に参加します。

### 事業者

- ごみの持ち帰りのごみ分別を社員に徹底します。
- ポイ捨て禁止を社員に徹底します。
- 幼児期からの環境教育の大切さを社員に徹底します。
- ごみによる生物やその生息環境への影響について、社員教育行います。
- ごみやポイ捨てに関する啓発活動を社員に対して定期的に行い、職場でのモラルの向上を図ります。
- 事業所ごとに美化推進員を選定し、市民や市の関係者との交流を積極的に進めます。
- 自動販売機の側には必ず空き缶・空き瓶回収箱を設置します。
- 市内の一斉清掃に参加し、また事業所内の一斉清掃も行います。

## 第3節 多摩川を守り、緑を育て、歴史と文化を大切にするまち

### 1 緑を守り育てる

#### < 具体的な目標 >

雑木林・屋敷林や寺社林、住宅地の庭や生け垣など、質の高い身近な緑の保全と再生に努めるとともに、公園や緑地を整備し、緑豊かな、潤いのあるまちを目指します。

< 数値目標 > 緑被率 25%

#### < 現 状 >

##### (1) 緑の変遷

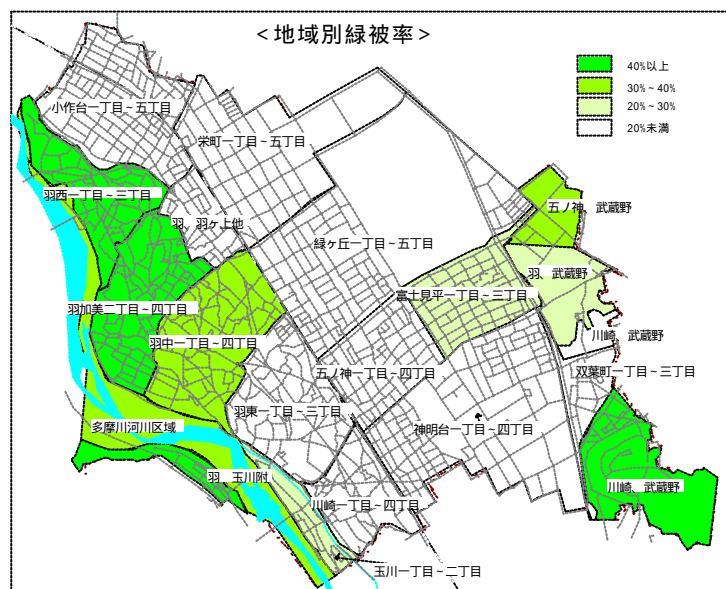
明治・大正の頃の羽村は、奥多摩街道に沿って屋敷林に囲まれた集落が分布していました。明治27年に市の中央部を青梅鉄道が開通しましたが、昭和30年代に至るまで畑やコナラなどの二次林が多くありました。

羽村が現在の姿になったのは、昭和37年に首都圏整備法によって市街地開発指定地域となり、土地区画整理事業が始まり、工場誘致が進められてからです。現在市域の約3分の2の区域が都市基盤整備されました。その結果、人口の増加と産業の発展にはめざましいものがありましたが、その反面、畑や雑木林が減少し、武蔵野の面影等を失う結果となりました。平成6年には市の崖線が、東京都の緑地保全地域（立川崖線：国立、立川、昭島、福生、羽村、青梅）の一部として指定されました。

##### (2) 緑の量

平成2年の調査では市内の緑被率は29%で、緑被の内訳は、樹木・樹林が16%、農地が8%、草地が5%の順になっています。

平成12年度末においては、都市公園などの面積は約129.1ha、保存樹林地は32カ所で8.0ha、保存樹木は27本、生産緑地は188地区約37.1haとなっています。



出典：羽村市「羽村市長期総合計画・後期基本計画（平成9年度～平成13年度）」

緑の保全と緑化の推進を図るため、平成7年3月に「羽村市緑の基本計画」を策定し、公園・緑地や街路樹の整備、市街地に残された寺社林など貴重な緑の保全、公共施設や民有地の緑化など羽村らしい緑豊かな、潤いのあるまちの創造に向けた取り組みを推進するよう決めました。

<緑化に対する市全体の目標>

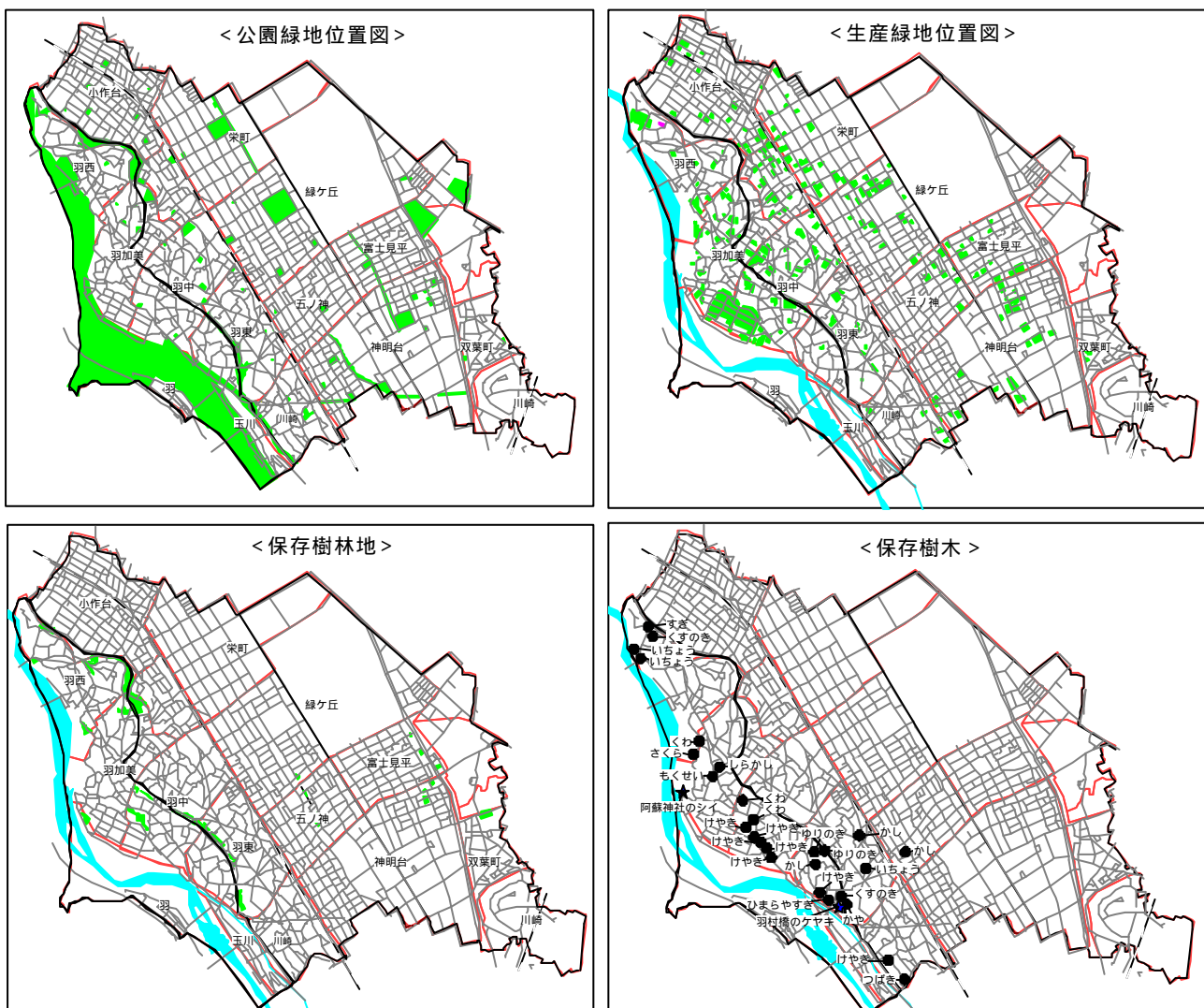
年次	現状 平成6年	目標年次 平成27年
公共公益施設緑化目標	高木 27千本	高木 35千本
民有地の緑化目標	緑被率 16%	緑被率 20%

出典：羽村市「羽村市緑の基本計画」(平成7年3月)

平成9年12月に「東京都景観条例」が施行され、東京都は景観の骨格となる地域(羽村市を含む)を平成12年1月に「景観基本軸」として指定しました。この中で、羽村市にとって重要な、草花丘陵が「丘陵地景観基本軸」の一部に、さらに玉川上水沿いの地域が「玉川上水景観基本軸」にそれぞれ指定されています。

また、昭和47年に制定された「東京における自然の保護と回復に関する条例」が全面的に改正され、保全地域制度の拡充や開発規制の強化などが盛り込まれ、平成13年4月から施行される予定です。

これらの緑の保全・維持や自然環境を維持するという方針に基づき、東京都全体の中でも羽村市は一層の緑の保全と緑化を推進していく重要な役割を担っています。



出典：羽村市資料

### (3) 緑の機能

#### 雑木林

雑木林は、羽村の武蔵野の面影という特徴を持つとともに、生物の生息環境としても大切な緑です。羽加美緑地や稲荷緑地など主として崖線に集まっています。

#### 屋敷林、寺社林、生け垣等

屋敷林、寺社林、庭、住宅地の中の緑は、多様で質の高い緑であり、生態系を維持するために保存していくことが大変重要です。また、都市型の気象現象（ヒートアイランド化）を緩和する機能を持ち、景観面でも日常生活に潤いを与え、生活環境にとっても重要です。

#### 公共施設や民間施設の緑地

公共施設や民間施設内の緑地も、緑被率の向上や都市型の気象現象（ヒートアイランド化）の緩和に役立ちます。

#### 街路樹等

防災機能・大気浄化機能・景観構成要素などのほかに、緑地と緑地の間を虫や鳥等の生物が渡っていく道（緑のネットワーク）としても、街路樹等は大切です。

#### 緑豊かな公園

避難場所としての公園の地面は、人工的で運動場のようになり、緑の生育環境としての質は高くありません。

これからの公園は、老若男女が自然にくつろげ、皆が寄り合える場所であるとともに、個性豊かな公園が望まれます。

#### 生物の生息環境

羽村市に生息する野生生物は貴重な財産であり、その生息環境を保全する必要があります。

#### 緑の環境教育

将来を担う子供たちが、緑を守り育む意識を育てるためには、ごく自然で身近な緑の環境を大人達が守り、次世代に引き継ぐことが重要です。

#### 市民参加による緑の保全

緑を守り育てるためには、各種施策への市民の参加が不可欠です。

<種類別公園等の数・面積>

種 類		箇所数	面積(ha)
都市計画公園	街区公園	18	4.52
	近隣公園	4	12.73
都市計画緑地		7	103.81
都市公園		26	2.47
その他の公園等		32	5.61
合 計		87	129.14
市民1人当たりの面積		22.66m <sup>2</sup>	

注記 都市計画区域内の公園等

出典 羽村市(平成13年3月)

#### (4) 市民の意識調査

平成 11 年 1 月に実施した市民の意識調査結果から、多くの市民、特に若年層において「環境の保全」を「快適」や「利便性」より望んでいることがわかりました。

#### < 施策の方向 >

緑豊かな潤いのある羽村を取り戻していくために雑木林や庭の緑、屋敷林など今ある貴重な緑を大切に保全すると同時に緑化を推進し、生物を育む緑豊かなまちとなるよう取り組んでいきます。

そのため、雑木林の積極的な保全、保存樹林地や保存樹木、屋敷林、寺社林、生け垣などの緑の保全と育成に積極的に取り組みます。さらに、雑木林の効用や大切さなどを広めます。

また、公共施設だけでなく、事業者や個人所有の敷地においても、自主的な緑化に努めるよう促進していくとともに、緑のネットワークとしての街路樹の重要な役割を認識し、街路樹を保全していきます。

公園についても、緑豊かな公園になるよう、現在の公園のあり方を見直すとともに計画段階からの市民参加による公園づくりに積極的に取り組みます。

動植物の生息環境を保全するために自然調査を行います。

子供たちが緑を守る積極的な姿勢を育てていくための取り組みを進めていきます。

また、緑の保全推進の各種施策の市民参加の体制を構築していきます。

#### < 施策（市の取り組み） >

##### ■ 雑木林の保全と育成

- 市民が自然と触れ合い、憩える場所となるよう、雑木林の管理システムを検討していきます。
- 現在残っている崖線樹林を貴重な緑として保存樹林地に指定し保全します。また、宅地化などにより樹林が失われた区間については、崖線樹林の復元を目指します。
- 多摩川右岸の草花丘陵は、羽村市唯一の丘陵的生態系が見られる場所であるため、その保全や環境学習等への活用ができるよう東京都・近隣自治体に働きかけます。
- 実のなる樹木の植栽、生物の生息に適した場所（ビオトープ）の創造、小動物の移動を可能にする緑地帯の確保など、生態系に配慮した緑化を進めます。

##### ■ 屋敷林、寺社林、生け垣、庭の緑などの身近な緑の保全と育成

- 寺社林など、市街地の中の貴重な緑を保全するため、保存樹木や保存樹林地の指定を進めます。
- 樹林を保全するとともに積極的に増やしていきます。
- 屋敷林などの保全のために、支援システムを作っていきます。

- 「生け垣助成制度」について、市民が積極的に活用できるよう啓発活動を行います。
- 公共施設や民間施設の緑化の推進
- 開発事業や公共施設の敷地の広さに合わせ、緑地の面積の割合を高めるよう努めます。
  - 屋上緑化等の制度を新たに設け、一定規模以上の建物の屋上緑化を促進します。
  - 宅地開発等においては、既存の緑地をできる限り保全するよう指導します。
  - J R 青梅線東側地区の民有地の緑化に努めます。
  - 工場や事業所等の建設にあたっては、既存の緑の保全や新たな緑の創造を図るため、緑化協定等の締結を働きかけます。
  - 事業所やビルの周辺、オフィス内の緑化が促進されるよう普及・啓発に努めます。
  - 庭の緑化や窓辺・ベランダなどにプランターボックスを配置するなど、市民・事業者・市が一体となった「花いっぱい運動」をさらに進めます。
- 街路樹としてふさわしい樹種選定の推進
- 街路樹としてふさわしい樹種について調査研究し、選定します。
  - 街路樹の樹種の選定に市民が参加できるシステムを検討します。
  - 既に植わっている街路樹を植樹しなおす場合は、伐採するのではなく、移植等の保存に努めます。
  - 既存木を活かした街路樹の植栽、統一感のとれた街路樹など、特色ある道路緑化を進め、住宅地などの身近な道路にも、緑化の範囲を広げます。
- 緑豊かな公園の再構築
- 現在ある公園の利用状況、問題点等の調査を行います。
  - 各地区ごとに市民がどのような公園を望んでいるかを把握し、現在ある公園を再構築し魅力ある公園としていきます。
  - まちの拠点やシンボルとなる公園の整備、地域の特徴を活かした公園の再構築を進めます。
  - 市内において緑や公園の少ない地区などの偏りを解消するため、緑や公園の適正配置を計画的に進めていきます。
  - 民間の土地を借りている公園は、地権者の理解を得て公有地化に努めます。
  - 市民が身近に緑とふれあえる場として、公園内に花木等の植栽を推進します。
  - 使いやすく特色のある遊具、周囲に調和した色彩や材質等の選定など、公園施設の整備を進めます。
  - 公園の維持管理手法を検討し、管理体制の充実を図ります。
  - 市民参加による公園管理の手法を検討します。

- 羽村市に生きる、生物の保護と育成
  - 羽村に生息する貴重な生物の調査と保護に努めます。
  - 分断されているみどり・水辺などの間を生物が自由に行き来できるよう植栽、水辺、土壌でつなぎ、自然の回廊（コリドー）の形成に努めます。

自然の回廊（コリドー）  
 分断されている生物の重要な生息環境である樹林地や草地などのみどり、水辺などの間を、生物が自由に行き来できるように、回廊状につなぐ樹林や草地、水辺などのことを言う。  
 植栽などによって、人工的につくることもできる。

- 緑の環境教育の推進
  - 図書館等の社会教育施設に、羽村の自然に関する資料を配置します。
  - 観察・体験・工作・遊びを取り入れた自然教育の各種プログラムを充実します。
  - 学習の場の提供などにより、市民の自然の大切さへの関心を高めていきます。
  - 環境情報資料を作成し、市民や子供たちの環境学習・教育などに活用します。

- 緑を守り育てるための市民参加と活動の推進
  - 市民の自然保護・研究グループと、市民同士がともに学び交流できる機会をつくれます。
  - 市内において、自然保護活動団体のメンバーとともに情報交換や調査研究し、活動できる組織をつくれます。
  - 自然環境に影響を及ぼす可能性のある事業に関し、計画の早い段階で、市民に広く情報を公開していきます。
  - 緑化の方法や羽村に適した木や花、指導的役割を担う緑のリーダーの育成について研究します。
  - 市民参加による緑化活動を進めます。
  - 緑被率の調査を行い監視していきます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 市民が自然と触れ合い、憩える場所の樹木の保護や保全、清掃に積極的に参加します。
- 積極的に自庭に木を植えます。
- 街路樹の樹種選定や保全、管理などに積極的に参加します。
- 市民が中心に管理を行うことが可能な公園について、その運営に積極的に係わっていきます。
- 公園づくりに計画・設計段階から参加し、市民による「手作り公園」を実現します。
- 羽村市に生息する生物の調査や保護活動に積極的に参加します。
- 学習会や観察会等、緑を守るための活動を子供たちとともに行います。
- 情報交換や研究会を通し、全市的な見地から自然保護活動に積極的に参加します。

## 事業者

- 自社の所有地に隣接する雑木林の清掃等の管理面に協力します。
- 雑木林に悪影響を及ぼすような、日照の障害、排気ガスの放出、廃棄物の投棄などの行為はしません。
- 自社の所有地に緩衝緑地帯として樹木を植えたり、生垣を設けます。
- 自社グラウンドや緑のスペースを市民に開放していきます。
- 緑のネットワークを造るために、自社の所有地に樹木を植えるなどして協力します。
- 自然環境に影響を及ぼす可能性のある事業に関し、情報公開を行っていきます。



## 2 農地を守り農業を育てる

### < 具体的な目標 >

農地を保全し、農業を続けていくために生産緑地や都市型農園を発展させるなど、明確な方針を市政の中に位置づけていきます。

### < 現 状 >

#### (1) 農地の変遷

昭和 40 年以前の羽村は、耕地総面積が市域の約半分を占めていましたが、近年は都市化が進み、市の東側の農地は宅地化され急激に減少しました。

生産緑地については、平成 3 年に「生産緑地法」が改正され、市街化区域内的の農地は、保全する農地と宅地化する農地とに区分されました。本市において生産緑地の指定を受けた農地は、平成 12 年度末で約 37.14ha で市街化区域面積の 4.56% です。農業後継者の減少により、生産緑地が減少しています。

平成 11 年 7 月に「食料・農業・農村基本法」(旧農業基本法を改正) が施行され、国は平成 12 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。これは、農業者の高齢化や農地の減少により、農業生産が減退し、食料の自給率が近年一貫して低下してきたため、食料の安定供給のために定められたものです。農業生産の向上のためだけでなく、農地が持つ多面的な機能、すなわち水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成という機能を発揮させていかなければならないとしています。また、この新基本法および計画により、自治体も施策を策定し実施する責務を負うことになりました。羽村市においても、一層の農地の保全、および有効利用を推進していく必要があります。

#### < 羽村市の経営耕地面積の推移 >

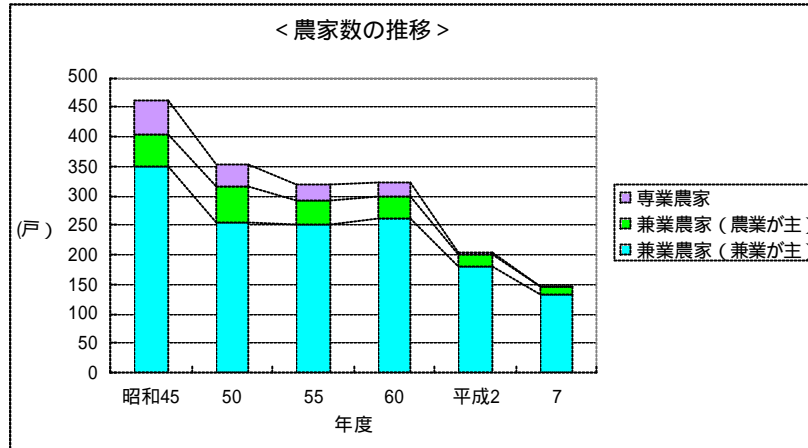
単位 a

年	昭和40	45	50	55	60	平成2	7	
田	978	987	824	783	720	782	730	
畑	19,817	17,165	8,139	6,344	5,635	5,254	3,896	
樹園地	果樹園	47	762	1,903	1,873	1,537	1,013	586
	茶園	417	345	447	478	432	255	109
	桑畑	3,959	1,361	626	297	253	149	1
	その他	35	228	1,125	1,018	818	421	308
耕地総面積	25,253	20,848	13,064	10,793	9,395	7,874	5,630	

出典：羽村市「平成 11 年度版統計はむら」(平成 12 年 3 月)

## (2) 市民意識調査

市民の農地の保全に対する意識は高く、平成7年度の市政総合世論調査によると、農地は「農業をなくさないために必要」「新鮮な野菜の供給源」「残り少ない自然として有用」として市民の約89%が肯定的な意識を持っている結果となっています。



出典：羽村市「平成11年度版統計はむら」(平成12年3月)

### <施策の方向>

羽村市に点在する農地は、緑地空間の保持や水資源のかん養など各種の環境保全機能を有しています。

農地の保全のために、市が可能な限りの支援を行っていきます。また、市民農園の活用や環境保全型農業の推進、そして買い支え等の農業振興を図っていきます。

また、市民農園や学校教育を通じて農業にふれる場をつくりま

#### 水資源のかん養

雨などが地下にしみ込んで、地層に補給されること。しみこみやすい農地・林・空き地などが宅地や舗装道路に変わり、雨水などによる地下水補給が妨げられている。

#### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ土づくりを通じて化学肥料、農業の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

### <施策(市の取り組み)>

#### ■ 農地の保全

- 羽村の水田は貴重な存在であり、“たんぼ”の大切さを市民に知ってもらうよう啓発活動を行っていきます。
- 農地を保全するために法制度の改善等を関係機関に要請します。
- 根がらみ地区の水田の農業用水路の近傍は、ホタルの生息地となっているため保全します。

- 環境保全型農業の推進
  - 有機栽培や減農薬栽培など、安全で安心な人と環境にやさしい環境保全型農業を推進します。
  - 環境保全型農業の推進のために、東京都などと協力して講習会や研究会を企画するなど、積極的に市民への啓発活動を展開していきます。
  - 環境保全型農業への支援を検討します。
  - 農業に興味を持つ市民による援農ボランティアの制度を検討します。
  
- 買い支え等農業支援の推進
  - 農業の経営体質の強化、安定化の支援を行います。
  - 地元の農産物直売所の拡大や市の行事などでの農産物販売による支援を行います。
  - 保育園や学校給食、高齢者配食サービスなどに地元生産物を利用します。
  
- 市民と農業とのふれあいの場の創造
  - 農業に対する理解や農地周辺の自然とのふれあいを深めてもらうため、市民農園の活用や市民と農家との交流の機会をつくります。
  
- 地元農業の活用
  - 学校教育や社会教育の中で、地元農家の指導のもとに農業体験を行い、農業の楽しさと、大地を守り育てる教育に活かしていきます。
  - 学校給食の食材に地元生産物を使うなど、安全な「食」生活の学習に活かしていきます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 農業者との交流や農業体験、講習会、研究会を通して農業への理解を深めます。
- 環境保全型農業による農作物を積極的に購入します。
- 地元の農産物を積極的に購入します。

### 事業者（農業者）

- 農地を保全するため、関係機関との協議を行います。
- 休耕地を他の農業者に貸すなど有効活用します。
- 環境保全型農業を積極的に推進します。
- 安全な農作物を市民へ提供します。
- 羽村の農業を守るために、多くの子供たちが地元の農業を体験したり、地元の生産物を食する機会が得られるように協力していきます。

### 3 河川・水辺の景観、清流の保全

#### < 具体的な目標 >

草花丘陵の保全、清流多摩川の保全、河原の保全をしていきます。

#### < 現 状 >

##### (1) 多摩川右岸

多摩川右岸の上流部には、羽村郷土博物館や旧下田家住宅といった社会教育施設に続いて住宅地があります。

河原にはニセアカシヤの樹林が広がり、カワラノギク、カワラヨモギ等、“カワラ”特有の植物は減少して、アレチウリ、オオブタクサ等の帰化植物が繁茂しています。

##### (2) 多摩川左岸

多摩川左岸の上流部には小作堰に続いて阿蘇神社の境内があり、その下流には羽村で唯一の水田が残っています。さらに下流には、水上公園に続いて玉川上水に水を送る羽村堰があります。

河川敷は宮の下公園の他はアシ・ヨシがはえている自然の河原ですが、休日には玉川兄弟の像から羽村堰下橋付近はバーベキューや釣りをする人など利用者が多く、車の出入も多くなっています。

##### (3) 草花丘陵

草花丘陵は都立羽村草花自然公園であり保全は可能と思われませんが、現在、遊歩道など十分な手入れがされていません。そのため、雑木林（落葉樹）から常緑樹に変わりつつあります。

##### (4) 流 域

多摩川の中・下流域は、都市化が進み、自然が損なわれています。

##### (5) 玉川上水

多摩川の羽村堰を取水口として玉川上水が通っています。玉川上水とその周辺（中心から両側それぞれ100mの範囲）は平成12年1月に東京都の「玉川上水景観基本軸」に指定されました。

## < 施策の方向 >

市内に多摩川や玉川上水が流れていることは市民にとって喜びであり、多摩川は私たちにたくさんの恵みを与え続けています。歴史、文化はもちろん、生活のすべてが多摩川なしには考えられません。

四季折々に彩りを添える草花丘陵を背景に美しい多摩川の流れ、水を求めてくる野鳥たち、水にすむ魚たち、花を求めてくる虫たち、虫を呼んでいる花たち、そして、自然を求めてくる人たち、これらは未来に向けて残したい風景です。

以上のような認識をもって、市・事業者・市民をあげて積極的にこれら自然環境の保全と育成に取り組み、河川・水辺景観と清流を保全します。

また、平成9年12月に施行された「東京都景観条例」に基づき「丘陵地景観基本軸」に指定されている草花丘陵の雑木林の保全を、また「玉川上水景観基本軸」に指定されている玉川上水の景観を保全します。

## < 施策（市の取り組み） >

### ■ 草花丘陵の雑木林の保全

- 東京都・隣接市と協力し、東京都の「丘陵地景観基本軸」に指定されている、草花丘陵の雑木林を保全します。
- 草花丘陵の自然観察会を開催します。
- 草花丘陵の動植物の調査を定期的に行います。

### ■ 清流多摩川の保全

- 多摩川の河川管理者に多自然型護岸にするよう求めます。
- 多摩川の河川敷には清流に悪影響を及ぼすようなものは造りません。
- 多摩川の流路（水の流れているところ）や河原の利用を制限します。
- 多摩川の美観を損なうような表示板、看板はなくします。
- 多摩川の流路や河原の利用者への啓発を行います。
- 多摩川の河川敷を整備するときは事前に市民に知らせます。
- 多摩川の水質を保全するため、公共下水道を整備します。

多自然型護岸  
コンクリートなどで固められた護岸ではなく、河川本来の生物の生息に配慮した護岸のこと。

### ■ 玉川上水の景観の保全

- 東京都・隣接市と協力し、東京都の「玉川上水景観基本軸」に指定されている玉川上水周辺の緑道を保全します。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 下草刈、適切な伐採による雑木林の更新、自然環境に配慮した遊歩道の整備を行うなど、草花丘陵の保全に協力します。
- ごみは持ち帰り、河原や雑木林に捨てません。
- 草花丘陵、多摩川周辺の生物の調査に協力します。
- 草花丘陵、多摩川周辺の自然観察会に参加、協力します。
- 多摩川のレクリエーション広場以外では、車の乗り入れやバーベキューを行わないようにします。
- 多摩川で犬の散歩をする場合は、飼い主はマナーを守ります。
- 多摩川で釣りをするときはマナーを守ります。
- 多摩川で散歩するときはマナーを守ります。
- マナーに関しお互いに注意し合います。
- 多摩川に汚水を流さないようにします。

### 事業者

- 草花丘陵地域の緑の保全とその景観保全に関する施策に協力します。
- 草花丘陵の保全の大切さを社員に教育します。
- 多摩川周辺の景観の妨げになるような行為はしません。
- 多摩川に排水を流さないようにします。
- 多摩川周辺に建物を造る時は、河川・水辺景観に配慮します。
- 玉川上水周辺の緑道の保全とその景観の保全に関する施策に協力します。

## 4 河川と水辺の生物の保護

### < 具体的な目標 >

多摩川や玉川上水の水辺や緑地空間を大切にし、そこに生息する生物を保護し、自然との共生・共存を目指します。

### < 現 状 >

多摩川を中心とした市内全域に野生の生物が生息しています。これらの生物は、相互に関連しながら多様な生態系を成立させており、人々に様々な恵みをもたらします。生物が生きていくためには、人間が生きていくのと同様に、生きていく場所、きれいな空気や水、土、豊かな緑が必要です。

しかし、多摩川の河川敷にはグラウンドやレクリエーション広場が設置され、特に玉川兄弟像の下の河川敷はバーベキュー広場に利用され、駐車場も設置されています。これらの施設によって、多摩川を中心とした生物の生息場所が減少しています。

### < 施策の方向 >

多摩川を中心とする羽村市の自然について適切な把握に努めつつ、野生の生物を保護するとともに、野生生物の生息にとって良好な自然環境を保全していきます。そのために野生生物の重要な生息環境である河川と水辺を保全します。

また、小動物が各生息空間を自由に行き来できるように配慮した自然のネットワークの形成など、市内に生息する生物にとって魅力ある環境の創造を図ります。

羽村市に生息する主な（貴重な）野生の生物の生息状況の実態調査を定期的に行い、自然の生態系に対する理解を深め、保全と育成に積極的に取り組みます。

### < 施策（市の取り組み） >

#### ■ 生息・生育環境の保全

- 多摩川右岸の草花丘陵は、羽村市唯一の丘陵的生態系がみられる場所であるため、その保全や環境学習等への活用ができるよう東京都・近隣自治体に働きかけます。
- 多摩川周辺は、在来の野生の生育に資する自然度の高い緑地として維持します。
- 多摩川の整備にあたっては、水生生物の生息環境を保全するため、瀬・淵等を確保するよう関係機関に働きかけます。
- 安定した河川水量を保つため、羽村堰の放水量を確保するよう関係機関に働きかけます。
- 河川敷に川と水辺の生物に悪影響を及ぼすような人工物は造らないよう、河原の利用を制限します。
- 河川敷のバーベキューや駐車場の制限をします。

- 外来の植物による河川生態系への影響に配慮します。
- 河川流路と河川敷利用状況についての監視体制を整えます。

外来の植物

元来その土地に属していず、繁殖力が強く、既存の生態系のバランスを損ねる可能性のある植物のこと。

■ 生物にとって魅力ある環境の創造

- 失われつつある自然の回復手段の一環として、ビオトープの重要性を認識し、その創出に努めます。
- 安全性に支障のない範囲で、多摩川の護岸や水際、河川敷の植生の保全・植栽など、よりよい環境づくりに努めます。

ビオトープ(Bio Tope)

生物と場所の合成語で、生物の生息空間、生物の生息に適した場所を意味する。

■ 自然のネットワークの形成

- 実のなる樹木の植栽、ビオトープの創造、小動物の移動を可能にするための植栽、水辺、土壌をつなぐ自然の回廊(コリドー)の保全、または、回復に努めます。
- 自然の生態系回復を図るためのビオトープの重要性を学校教育や広報などを通じ啓発していきます。

■ 野生の生物の生息状況の把握

- 羽村市の野生生物の生息状況に関する自然環境調査を行い、その結果を市民に公開します。
- 野生生物について専門化によるアドバイスをとり入れるなど、積極的に保護・育成に努めます。
- 自然を観察し、理解を深める機会を増やすために、必要な資源や情報を整備します。また、自然環境学習のアドバイザーを市民・事業者に紹介します。



## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 多摩川の河川敷に河川と水辺の生物に悪影響を及ぼすような人工物は造りません。
- 多摩川の河川敷においてはバーベキューは決められた場所(レクリエーション広場)以外ではしません。
- 多摩川の河川敷にペットを連れてくるときは、飼い主が責任を持って管理します。
- 自然の生態系を乱すような生物を多摩川などの自然環境に持ち込みません。
- レジャーによるごみは各自が持ち帰ります。
- 生態系回復のためのビオトープの重要性をよく理解し、積極的に創出に協力し、活用します。
- 野生生物の調査に積極的に参加・協力します。
- 自然観察会やバードウォッチング等に積極的に参加し、自然環境や生態系の理解や認識を深め、自然を大切に維持していきます。
- 自庭にビオトープをつくるよう努めます。

### 事業者

- 多摩川の河川敷に川と水辺の動植物に悪影響を及ぼすような人工物は造りません。
- 多摩川の河川敷でイベントやレクリエーションを行うときは、ごみは持ち帰ります。
- 事業活動において、自然の生態系を乱すような生物を河川敷などの自然環境に持ち込みません。

## 5 湧水の保全、湿地の創出

### < 具体的な目標 >

現在ある湧水を保全するとともに人工湿地を創出します。

### < 現 状 >

#### (1) 湧 水

羽村市内で、常に水が湧いているところとしては、一峰院や玉川上水脇などがあります。また、雨が続くと水が湧くところとしては、禅林寺などがあります。

#### (2) 湿 地

多摩川の中洲や阿蘇神社付近の竹藪に、湿地帯の痕跡があります。また、中州の一部で、かつて繁茂していたアシ原が一部ですが復元しつつあります。湿地やアシ原は、水質の浄化に役立つとともに、動物・植物の繁殖にとっても重要な場所です。

### < 施策の方向 >

湧水を保全するためには、樹木を増やし、緑のネットワークをすることにより、地下浸透を促進し、雨水の自然還元を進めます。

また、湧水などを利用して、適切な場所に湿地を創出します。

### < 施策（市の取り組み） >

#### (1) 湧水の保全

- 雨水の自然還元の促進
  - 雨水浸透施設の設置を進めます。
  - 可能な道路は浸透性舗装にします。
  
- 樹木の増加と緑のネットワークづくりの推進
  - 樹木を増やし緑のネットワーク化を進めます。
  - 遊休地に木を植えます。
  - 街路樹を増やします。
  - 保存樹林地や保存樹木の指定を増やします。
  - 街路樹の樹種を見直し、適正に管理します。
  
- 湧水地の保全
  - 湧水地を保全するよう努めます。

## (2) 湿地の創出

- 多摩川の右岸の小川付近にある湿地を保全します。
- 湿地を創るため、多摩川を管理している関係機関と協議して、アシ等の繁殖と保全に努めます。

### ア シ

イネ科アシ属の植物。高さ3 mにもなる大群生を作る。泥の中に地下茎を張り巡らし、水質浄化に役立つ。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 雨水浸透施設を設置するなど雨水の地下浸透に努めます。
- 敷地内に木を植え、緑化に努めます。
- 街路樹の保全に努めます。
- 湧水の大切さを理解し、保全に努めます。
- 湿地およびアシ等の水辺の植生の重要性を理解し、保全と育成に積極的に参加します。

### 事業者

- 雨水浸透施設を設置するなど雨水の地下浸透に努めます。
- 敷地内道路や駐車場は浸透性舗装にするよう努めます。
- 敷地内に木を植え、緑化に努めます。
- 街路樹の保全に努めます。
- 湧水の大切さを理解し、保全に努めます。
- 土壌の掘削工事を行う際は、湧水を枯渇させないため、掘削の深度や地下水脈・湧水的位置に充分配慮し、地下水脈を分断しないようにします。

## 6 羽村の歴史と風土、個性あふれる景観の保全

### < 具体的な目標 >

羽村の風土と歴史や文化を生かした個性あふれるまちを目指すとともに、先人が培った伝統文化を保存していきます。

### < 現 状 >

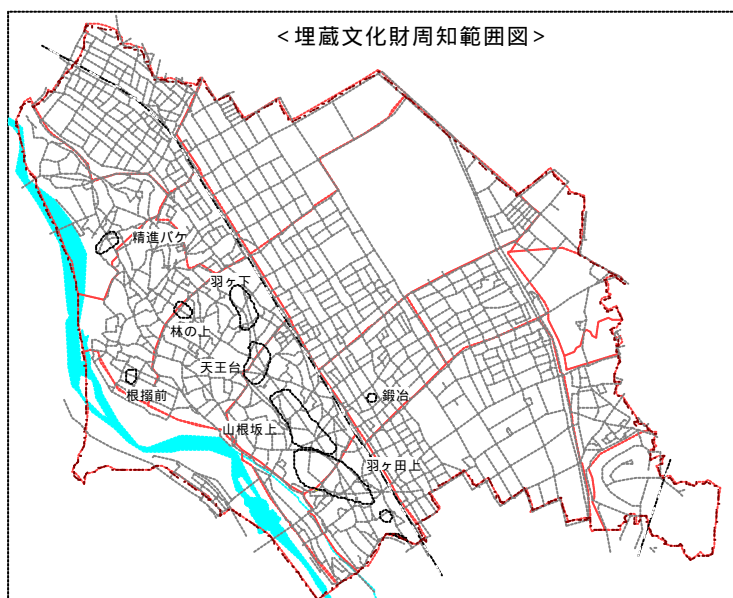
#### (1) 地 形

羽村の地形は、東から武蔵野台地と浸食段丘面、多摩川低地、草花丘陵の順に分布しており、台地・段丘面には“はけ”とよばれる崖線（立川崖線の一部。羽村市内に残っている部分は小作崖線・美原崖線・根がらみ崖線・羽村崖線・五ノ神崖線・川崎崖線と呼ばれている）が帯状に走り、崖線樹林のグリーンベルトや各所の坂道は羽村の原風景を特徴づけています。

#### (2) 歴史と文化

羽村の歴史は、市内で発掘される数々の遺跡から 4,000～5,000 年前の縄文時代中期まで遡ることができます。鎌倉時代末期から戦国時代までの 260 年間は豪族の支配となり、その間に寺院造営が行われ、阿蘇神社などが当時の文化遺産として現存しています。また江戸時代には、羽村から四谷大木戸までの約 43km の玉川上水の工事が行われ羽村が江戸の水源地となりました。

市内には、国指定の重要有形民俗文化財「旧下田家とその生活用具」をはじめ、都指定文化財 5 件、市指定文化財 18 件が指定されています。



#### < 埋蔵文化財一覧 >

番号	遺跡名
1	精進バケ
2	林の上
3	根搦前
4	欠番
5	山根坂上
6	羽ヶ田上
7	鍛冶
8	-
9	-
10	天王台
11	羽ヶ下

出典：羽村市教育委員会  
埋蔵文化財の手引き（平成 8 年 3 月）

### (3) 羽村の個性

J R 青梅線の東側においては、桑畑、畑、農地、雑木林のほとんどが都市基盤整備（市街化、宅地化等）によってなくなり、武蔵野の面影が失われました。しかし、J R 青梅線の西側は多摩川から草花丘陵にかけ、多摩川の清流と河岸段丘、崖線の緑、農地、屋敷林、各家の庭の緑や生け垣が残り、羽村の個性（原風景）が残されています。



<指定文化財一覧>

#### < 施策の方向 >

多摩川周辺は自然的・歴史的景観に優れた地域で、多摩川や玉川上水などの水辺景観、山並みや樹林、段丘崖線、神社・仏閣と境内の樹林など羽村の原風景を生かすまちづくりを行ってきました。今後も、個性あふれる歴史的景観を保全していくとともに、先人が築いた文化の英知に接することができる羽村の歴史と文化を生かした感性豊かなまちづくりを推進します。

指定文化財	指定種別
羽村の民家(旧下田家)とその生活用具	国指定重要有形民俗文化財
まいまいず井戸	都指定史跡
羽村橋のケヤキ	都指定天然記念物
阿蘇神社本殿	都指定有形文化財
阿蘇神社のシイ	都指定天然記念物
武蔵野台地西部(羽村地域)の養蚕関係用具	都指定有形民俗文化財
天明義拳記念碑	市指定史跡
八雲神社の山車	市指定有形民俗文化財
玉川上水羽村陣屋跡	市指定旧跡
禅福寺の山門	市指定有形文化財
伝三田雅楽之助平将定等の墓	市指定史跡
吉祥寺跡	市指定史跡
一峰院の鐘楼門	市指定有形文化財
松本神社本殿	市指定有形文化財
阿蘇神社神輿	市指定有形民俗文化財
山根坂上遺跡出土の釣手土器	市指定有形文化財
一峰院の十一面観音坐像	市指定有形文化財
禅福寺の文殊菩薩坐像	市指定有形文化財
禅林寺の十一面観音立像	市指定有形文化財
宗禅寺の釈迦如来坐像および迦葉・阿難像	市指定有形文化財
稻荷神社本殿	市指定有形文化財
五ノ神社本殿	市指定有形文化財
宗禅寺薬師堂	市指定有形文化財
羽村の祭り囃子	市指定無形民俗文化財

出典：羽村市教育委員会「はむら文化財ガイド」(平成10年3月)

## < 施策（市の取り組み） >

### ■ 個性あふれる歴史的景観の保全

- 歴史的・文化的骨格を形成している玉川上水・羽村堰や、明治・大正・昭和にわたって維持されてきた寺社・仏閣、崖線の樹林等については、羽村の文化遺産として一体的な保全を進めます。
- 羽村の堰を中心とした川の文化や草花丘陵の里山の景観など個性あふれる歴史的景観を大切にしていきます。
- 「羽村市景観条例」の制定を検討します。
- 羽村市の個性ある歴史的景観について市内外への広報に努めます。

### ■ 先人が培った伝統文化の保存と伝承

- 郷土芸能や伝統的行事への支援や後継者の育成、郷土文化に関する教育や啓発に努めます。

### ■ 文化財の保護と活用

- 昭和 40 年代以降急速に失われつつある歴史的・文化的資料を収集・保存し、市民がこれらの資料を活用し、学習できるようにします。
- 貴重な歴史的建造物の保存と活用を図ります。
- 埋蔵文化財などの収集・保存・公開、学術的な調査研究を進め、郷土の歴史への理解を深めるとともに、後世への遺産として適切な管理を行います。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 歴史的景観を保全していくために、各地域で「地域計画」等について市民による話し合いをします。
- 郷土芸能や伝統行事を守るために、伝承活動を行います。
- 地域の歴史や伝統に詳しい方による学習会や研究会を、子供をはじめ多くの市民を対象に開催していきます。（養蚕の歴史や中里介山・祭りの由来 等）

### 事業者

- 武蔵野の面影など羽村の個性的歴史的景観が保全されるように協力します。
- 郷土芸能や伝統行事を守るために、地域社会貢献活動として行事に参加し、協力します。
- 歴史的景観保全のために、建物の高さ制限や色彩、夜間の光害の抑制に配慮していきます。

## 第4節 地球環境を大切にすまち

### 1 地球環境の保全

#### < 具体的な目標 >

かけがえのない地球を守るため、地球市民として環境負荷の抑制に努めます。

#### < 現 状 >

わたしたちの日常生活や産業活動が環境に負荷を与え、地球規模で特に問題になっているものとして、地球温暖化（気候変動）、オゾン層の破壊、酸性雨があります。さらに近年では、廃棄物問題や残留性有機汚染物質も広義の意味で地球環境問題の一つとして見なされています。

残留性有機汚染物質  
(POPs: Persistent Organic Pollutants)  
毒性が強く化学的に安定した物質で、自然環境中では分解されにくいという性質を持っていて、DDTやダイオキシン類などをいう。これらは、農薬などとして使用され、大気や海流等により運ばれ、海洋生物などに取り込まれ、食物連鎖を通じて生物の体内に高濃度に蓄積されるという点が問題になっている。

#### (1) 地球温暖化(気候変動)

1997年に国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)が京都で開催され、地球温暖化の防止のため温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど6項目)の総排出量を、「2008年から2012年までの期間に、1990年レベルから、日本6%・アメリカ7%・EU8%を削減する」との目標が定められました。

#### 温暖化のメカニズム

地球の温度は、大気中の温室効果ガスが適量あることによってバランスが保たれ、生物が生きていくために適した温度に維持されています。しかし、人間の活動によって生ずる温室効果ガスの濃度が高くなると、温室効果により大気中の温度が高くなり、21世紀末には平均気温が約2 (1.5 ~ 6) 上昇すると予測されています。

#### 温暖化による影響

地表の平均気温が2 上昇した場合、南極等の氷が溶けて海面が最大50cm上昇し、多くの土地が失われると言われています。また、マラリヤやコレラなどの熱帯性伝染病の流行、水不足、気候変動による生態系や農業被害の深刻化等、日常生活や産業活動への重大な影響が予想されています。

#### (2) オゾン層の破壊

1985年、ウィーン条約によって「オゾン層の変化によって生ずる悪影響から人間の健康および環境を保護する」ことが定められ、さらにモントリオール議定書によって規制対象物質として「特定フロン」および「特定ハロン」が挙げられました。

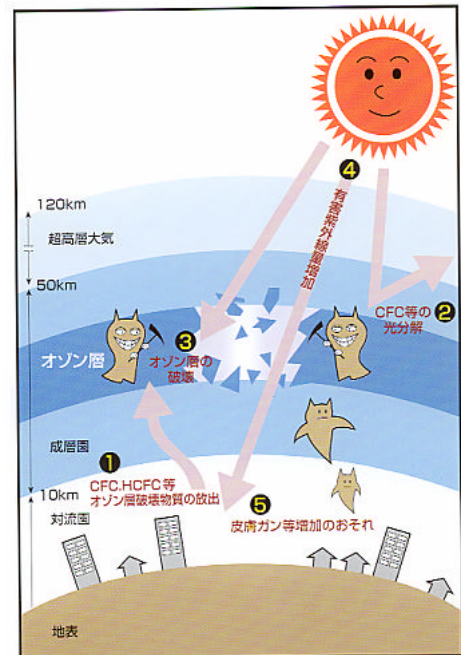
地球をとりまく成層圏のオゾン層は、地球がまとっている宇宙服と言われ、活動の防護服です。オゾン層は有害な紫外線が多量に地表に届くことを防いでいます。このオゾン層が1%減少すると、地上に到着する紫外線は2%増加すると言われています。

### オゾン層破壊のメカニズム

大気中に放出されたフロンなどのオゾン層破壊物質は、化学的に安定した物質であるため対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、紫外線により分解して塩素原子を放出します。この塩素原子が分解触媒となって成層圏のオゾンを破壊するため、結果的に地表に到達する有害な紫外線の量を増加させることになります。

### オゾン層破壊による生態系への影響

有害な紫外線が増加すると、皮膚ガンや白内障などの人の健康に対する悪影響や植物に対する成長抑制、動・植物プランクトンなど小さい水生生物への悪影響が考えられ、それによってこれらを食する生物が減少するなど食物連鎖等を通じた生態系全体への影響も心配されています。



出典：通商産業省（現 経済産業省）パンフレット「守ろう地球、オゾン層」

### (3) 酸性雨

石炭・石油等の化石燃料の燃焼によって、硫酸化合物や窒素化合物が発生し、これが雨や霧に溶け酸性雨や酸性霧となって地表に落下します。pH（水素イオン濃度）5.6以下の雨を酸性雨といますが、酸性雨は長期的には土壌を酸性化し、生育する植物に被害を与えます。特に強い酸性雨（pH3.0以下）は直接植物に被害を与えます。

酸性雨が早くから問題となっている欧米においては、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退などが報告されています。

羽村市における酸性雨の状況は、次表のとおりです。

< 羽村市の酸性雨の状況 > (羽村市役所屋上における実測値)

測定年度	最小値 (pH)	最大値 (pH)
平成8年度	4.5	6.5
平成9年度	4.3	6.6
平成10年度	4.4	6.9
平成11年度	4.4	6.5

年度により違いはあるものの、概ね各年度とも、4月から9月頃まではpH5.6以下の酸性雨が多く、その他の期間はpH5.6以上の中性域が多くなっています。



## < 施策の方向 >

地球環境の保全という大きな課題は、今日、人類存続の可能性に対する問題として考えられています。地球環境問題は私たちのこれまで利便性のみを求めてきた日常生活によって引き起こされています。

地球温暖化対策として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑えるため、エネルギーの有効利用（省エネルギー・新エネルギーの利用）を進めます。

また、ごみの焼却などに伴って排出される二酸化炭素や酸性雨の原因となる窒素酸化物などの排出量を抑えるため、省資源・リサイクルを進めます。

さらに、温室効果ガスである二酸化炭素や、酸性雨の原因となる窒素酸化物などを吸収する働きのある緑を保全します。

オゾン層を破壊するフロン等の適正な回収・処理および温室効果ガスである代替フロンの使用抑制を進めます。

これらの地球環境問題に関して環境の監視状況を公表し、市民・事業者の啓発を進めます。

## < 施策（市の取り組み） >

### エネルギーの有効利用の推進

（ 詳細は、「第4節 2 エネルギーの有効利用」を参照 ）

- 地球環境を保全する視点から、省エネルギーや環境に配慮した施策を実施します。
- 温室効果ガスの発生要因である化石燃料の消費を抑えるため、化石燃料の消費を伴わない新エネルギーの利用に努めます。

### 省資源・リサイクル

（ 詳細は、「第2節 1 ごみの減量とリサイクルの推進」を参照 ）

- ごみの焼却量を削減し、温室効果ガスである二酸化炭素の発生を抑えるため、ごみの発生・排出抑制を進めます。
- ごみのリサイクルを進めます。

### 緑の保全

（ 詳細は、「第3節 1 緑を守り育てる」を参照 ）

- 大気中の二酸化炭素や窒素酸化物を吸収・固定させるため、樹林地などの緑の保全に努めるとともに、緑化を進めます。

### フロン等の回収・処理および使用抑制の推進

- 昭和62年制定の「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）や、平成13年4月に施行される「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）に基づき、特定フロン、代替フロン等の回収・再利用・破壊を推進していきます。

- 冷媒用に使用されるHFC（ハイドロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等の代替フロンの使用抑制を進めます。
- ハロン消火施設の点検・管理およびハロン以外の消火施設の設置を促進します。

HFC（ハイドロフルオロカーボン）

特定フロンの代替品として開発された塩素を含まないフロンのため、オゾン層破壊効果がほとんどない。温室効果がある。

HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）

特定フロンの代替品として開発されたフロンのため、特定フロンの比で大気圏での寿命が短く、オゾン層破壊効果が小さい。しかし、塩素を含んでおりオゾン層破壊効果がゼロではないため、2020年までに全廃しなければならない。また、温室効果もあるとされている。

ハロン

主に消火剤として使用されていたが、オゾン層破壊効果をもつので、1993年末に全廃された。

大気汚染物質の排出抑制

（ 詳細は、「第1節 1 大気汚染・悪臭の防止」を参照 ）

- 酸性雨の原因となる窒素酸化物や硫黄酸化物などの排出を抑制するため、低公害車の普及、自動車交通量の削減、交通流の円滑化などにより、自動車排出ガスの削減を図ります。
- 工場や事業場等から発生するばい煙、家庭や商店、オフィス等の暖房器具から発生する排出ガスの削減対策に関する啓発に努めます。

環境監視の充実

- 降雨量・風向・温湿度等の気象状況を測定します。
- 酸性雨の継続調査を行い、酸性雨の状況を把握します。
- 酸性雨による建造物などへの影響を調査します。
- 酸性雨対策について、広域自治体で取り組みます。

地球環境問題に関する啓発活動の推進

- 地球温暖化、オゾン層の破壊など地球環境の実態について、市民・事業者への啓発に努めます。

< 市民・事業者の取り組み >

市民

- 日常生活において節電に心がけます。
- 暖房は20℃以下、冷房は28℃以上に設定します。
- 住居の断熱性を高めます。
- 太陽熱温水器や太陽光発電の利用に努めます。
- 環境家計簿を作成します。
- 長寿命、高耐久商品である製品を購入します。
- リサイクル製品の使用を進めます。

- ごみの排出抑制に努めます。
- 市民相互の連携により資源を活用（不要品の交換等）します。
- 樹木の保護や保全、雑木林などの清掃に積極的に参加します。
- 積極的に自庭に樹木を植えます。
- フロンガス等を使用した製品の廃棄について、適切な処理を行うよう業者に要請します。
- 冷蔵庫、エアコンを廃棄する際には、家電リサイクル法に基づき適切なフロン等の回収・処理を行っている業者に出します。
- 紫外線の害を知り、適切な対策を取ります。
- 自家用車の使用を自粛します。

#### 事業者

- 設備・施設の稼働に際しては、節電に心がけます。
- 従業員の事務所は、暖房は 20 以下、冷房は 28 以上に設定します。
- 新エネルギーの利用に努めます。
- 熱回収システムの導入に努めます。
- 機器等の購入の際には、省エネルギー型のものを選択します。
- 製品等の包装はできるだけ簡素化します。
- 使い捨て商品は作らないようにします。
- 事業活動によるごみの排出抑制に努めます。
- 雑木林を守るため、自社の所有地に隣接する雑木林の清掃等の管理面に協力します。
- 雑木林に悪影響を及ぼすような行為はしません。
- 自社の所有地に緩衝緑地帯として、二酸化炭素や窒素酸化物等の吸収源としての緑化を推進するため、樹木を植えたり、生垣を設けます。
- 冷蔵庫、エアコンを廃棄する際には、家電リサイクル法に基づき適切なフロン等の回収・処理を行っている業者に出します。
- 特定フロン、代替フロン等を使用している製品を取り扱う場合は、法令に基づき回収・再利用・破壊の処理を適正に行います。
- 低公害車を導入します。
- 燃焼炉の燃料には硫黄分の低いものを使用します。

## 2 エネルギーの有効利用

### < 具体的な目標 >

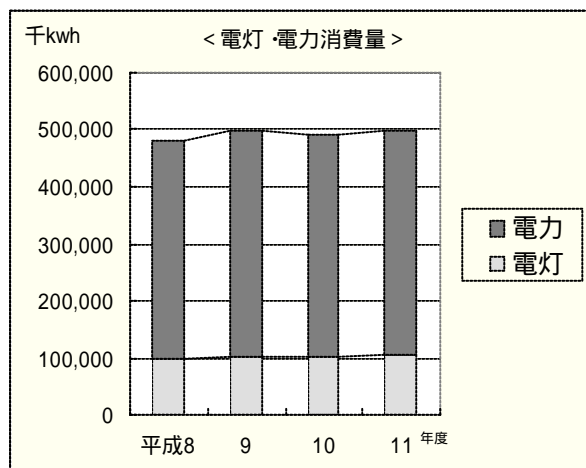
エネルギーの有効利用や省エネルギーを進め、環境負荷の低減を図ります。

### < 現 状 >

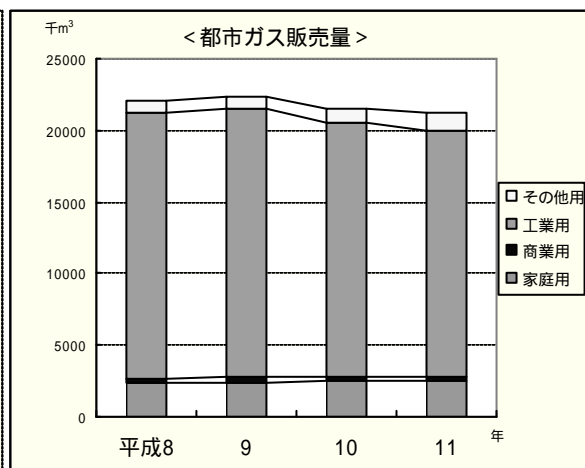
羽村市における電灯・電力消費量は、平成8年度から平成9年度にかけてはやや増加しましたが、その後はほぼ横ばいの傾向にあります。

また、羽村市における都市ガス販売量(市内ガス使用量の一部)は、平成9年をピークに減少傾向にあります。工業用の販売量が平成9年までは増加していましたが、その後減少に転じました。なお、家庭用や商業用などの販売量はほぼ横ばい傾向にあります。

日本のエネルギー消費量は平成6年に総合エネルギー調査会で策定された「長期エネルギー需要見通し」を上回る勢いで増加しています。しかし、地球温暖化や化石燃料の枯渇問題により、必要なだけいくらでもエネルギーを供給することは困難になりつつあり、省エネルギーは必要不可欠となっています。そのためには、ソーラーシステムや廃熱として捨てられているエネルギーを有効に利用する新エネルギーや、天然ガスなどの石油代替燃料、未利用エネルギーなどの利用を進めるほか、市民一人ひとりが冷暖房の設定温度に注意を払うなど、日常の省エネルギーに心がけ、エネルギー消費量を削減していくことの両面からアプローチしていく必要があります。



資料 :東京電力(株)青梅営業所



注記 :7,000kcal/m³換算

資料 :武陽ガス(株)

## < 施策の方向 >

石油危機を契機として、省エネルギー対策が進みましたが、事業者等では経済活動の進展に伴って、エネルギー需要が増加し、さらに市民生活においても、豊かで便利な生活を送るために、資源・エネルギーを大量に消費してきた結果、地球温暖化などの地球環境問題に直面しています。

そこで、地球環境の保全、環境負荷の低減を図るために、エネルギーの有効利用、省エネルギーの徹底、新エネルギーの導入等を進めていきます。

## < 施策（市の取り組み） >

### ■ 省エネルギーの推進

- 公共施設においては、暖房は20℃以下、冷房は28℃以上に設定します。また、市民・事業者に対しても奨励します。
- 公共施設においては、省エネルギー型商品などの環境に配慮した商品を使用します。
- 自動車の使用を極力ひかえます。
- 公用車に低公害車を導入します。また、低公害車の普及に取り組みます。
- 断熱性の高い省エネルギー型住宅・建物の普及に努めます。

### ■ 事業者の省エネルギー推進の支援

- 事業者に対して、オフィスや工場等の製造過程における省エネルギーのための助言・指導を行います。

### ■ 効率の良いエネルギー供給システム導入の推進

- コ・ジェネレーションシステムやヒートポンプなど、効率の高いエネルギー供給システムの普及に努めます。

コ・ジェネレーションシステム  
1種類のエネルギーから2種類以上のエネルギーを発生させるシステムのこと。

### ■ 省エネルギー型製品などの環境に配慮した製品情報の提供

- 省エネルギーガイドブックを作成し、配布します。
- 省エネルギー型機器等の情報を収集し、市民へ情報を提供します。

ヒートポンプ  
各種の熱媒体の移動を利用して、空気や水などの低温熱源から熱を吸収して高温熱源に移動させる熱機関のこと。給湯や冷暖房等に利用されている。空気、河川水、排熱等の未利用エネルギーの利用が可能である。

### ■ 自然エネルギーや未利用エネルギーの有効利用の推進

- 太陽電池を利用した太陽エネルギー灯など、自然エネルギーの利用を促進します。
- 自然エネルギーや未利用エネルギーの有効利用に関する普及啓発を進めます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 環境に配慮した製品（省エネ商品・省エネ住宅・低公害車等）を購入します。
- 電気、ガスのつけっぱなしなど無駄な使用はやめます。
- 暖房は20 以下、冷房は28 以上に設定します。
- 電気機器を長時間使わない時は、主電源を切ります。
- 電気機器の清掃を行い、適正に使用します。
- 自動車を使用するときはアイドリング、急発進、空ぶかしはしません。
- 自動車の相乗り等を進めます。
- 徒歩や自転車を利用することにより、自動車の使用を極力ひかえます。
- 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。
- 省エネルギー型自動車を利用するよう努めます。
- 省エネルギー・環境問題等の学習会やグループ活動に参加したり、書物等で知識を得て学習します。
- 環境家計簿をつけるよう努力します。
- 太陽光発電、太陽熱等の自然エネルギーの利用に努めます。

### 事業者

- 事業活動の各工程において、環境に配慮したエネルギーの有効利用を考えます。
- 事務所の暖房は20 以下、冷房は28 以上に設定します。
- 環境負荷の少ない省エネルギー型機器を導入します。
- 施設、設備を環境・省エネルギーに配慮した設計にします。
- 省エネルギー型商品、環境に配慮した商品を使用します。
- 効率の良いエネルギー供給システム（コ・ジェネレーションやヒートポンプ）を導入します。
- ライフサイクルアセスメント（LCA）を行って環境に配慮した製品を作り、販売します。
- 自動車の使用を極力ひかえます。
- 自動車を使用するときはアイドリング、急発進、空ぶかしはしません。
- 低公害車を導入します。
- 太陽光発電、太陽熱等の自然エネルギーの利用を進めます。
- 省エネルギー問題に取り組む組織体制を作ります。
- 省エネルギーや環境に対する取り組み等の情報を消費者に提供します。

#### LCA（Life Cycle Assessment）

製品（システム等含む）の全ライフサイクル（原材料の調達から設計・製造、使用、リサイクル、最終的な廃棄処分）にわたって、製品の使用する資源・エネルギーと、製品が排出する環境負荷（廃棄物や二酸化炭素の排出量、大気や水質の汚染など）を数値化して評価し、さらに、製品の潜在的な環境影響を評価する手法。企業の環境管理などのための手法として、国際標準化機構（ISO）で国際規格が策定された。

## 第5節 環境学習と情報公開を進め、市民・事業者・市がそれぞれ の役割を果し、協力し合って行動するまち

### 1 人づくり

#### <具体的な目標>

みんなが環境について考え、行動するため、市民一人ひとりが参加し、環境教育・環境学習を進めます。

#### <施策の方向>

環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に自ら取り組む市民を育てることは最重要課題の一つです。

環境の目標を達成するためには、環境問題に興味がある人だけが環境保全活動をするのではなく、市民・事業者・市のすべての人が通常の日常生活や事業活動の中で環境保全活動が実践されるよう、人と環境の関わりや自然や快適な環境の価値についての認識を深め、その活動を広げ、社会全体に定着させることが必要です。

そのため、誰もが参加しやすい環境学習に関する体系的なしくみを作り、学校・地域・家庭・職場などで、また、子供から大人までの各世代にわたって、環境教育・環境学習を推進し、人づくりを進めます。

#### <施策（市の取り組み）>

##### ■ 人材の育成

- 地域の環境保全の指導者的役割を担うリーダーの養成講座を開設し、環境保全リーダーを養成します。

##### ■ 市民参加体制の構築

- 学校教育、社会教育、自主活動などの相互の連携を図り、連携系統的な環境学習の体系を創ります。
- 環境保全活動や環境学習会は、市民が参加しやすい時間や場所を選んで実施します。
- 環境学習の場を提供します。
- 環境カウンセラーなどの情報提供や人材バンクの充実など、人材面での支援をします。
- 地域や市民団体等による環境学習やグループ活動に対し、公共施設などの活

動場所を貸し出します。

- ごみの減量化・資源化協力店の店頭表示や協力店に関する情報を提供します。
- 優れた環境保全活動を実践している個人・グループ・事業者を顕彰します。

#### ■ 環境教育の推進

- 東京都教育委員会と連携して小・中・高等学校教師対象の環境教育講座等を設置し、研修を実施します。
- 副読本などの教材を充実し、環境教育において積極的な活用を図ります。
- 環境教育モデル校を指定するなど、環境教育の充実、推進を図ります。
- 「総合的な学習の時間」を活用し、環境教育を推進します。

#### ■ 環境観察や学習の推進

- パンフレット、ガイドブックなど、学習資材を作成し、配布します。
- シンポジウムや市民が気軽に参加できる環境学習会を開催します。
- 自然観察会等の市民参加による環境調査を実施します。
- ポスターや標語のコンクールなどを実施します。

#### ■ 企業における環境保全活動の促進

- 事業者が、公害防止や環境保全のための法令や規制基準を守ることにとどまらず、より自主的・積極的に環境に配慮した事業活動を展開するために、ISO14001等の普及に努めます。
- 職場での環境学習を行うよう、事業者に促します。
- 事業者間の交流会を開催します。

##### ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格。環境に配慮し環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与える。環境保全の方針（環境方針）を示し、その実現のために計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、その結果を点検・是正し（Check）、もし不都合があればそれを見直し（Action）、再度計画を立案するといったシステムを構築した上で、第三者機関により定期的に審査することになっている。

#### < 市民・事業者の取り組み >

##### 市民

- 地域や家庭で環境学習を深め、行動します。
- 環境保全活動や学習活動に積極的に参加し、その活動を地域に広げます。
- 次代を担う子供たちが環境保全活動を自発的に行うよう、大人たちは責任をもって活動し、幼児期から子供たちに伝えます。
- 家庭内で親から子へ、子から親へ、環境保全活動の知識を伝え、それについて話し合います。
- 環境保全リーダー養成講座等に積極的に参加します。



## 事業者

- 経営者は、環境問題に係る社会的責任を自覚し、自らの行動をもって模範を示すように努めます。
- 環境に配慮した行動をとれるように、職場内で環境教育や環境学習を実施します。
- 地域の環境保全活動に進んで参加するように努めます。
- 社内の環境保全リーダーの養成に努めます。
- 公害防止や環境保全のための法令や規制基準を守ることにとどまらず、より積極的・自主的に環境に配慮した事業活動を展開するため、I S O 14001 の認証を取得するなど、環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- 事業者間の交流会に参加します。

### 環境マネジメントシステム

企業、事業所等の組織が、法令等の規制基準の遵守にとどまらず、自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するシステムで、

環境方針・目標の設定、行動計画の立案 (Plan)

行動計画の実践 (Do)

行動計画の実施状況や成果の点検・評価 (Check)

不適合部分について見直しする (Action)

という一連のサイクル (P D C A サイクル) を構築し、この繰り返しにより継続的な環境負荷の低減を図ろうというもの。I S O 14001 は、この環境マネジメントシステムの国際規格。

## 2 連携のしくみづくり

### < 具体的な目標 >

より多くの市民・事業者が環境への関心を持ち、相互に協力し、様々な環境保全活動が行われるしくみづくりを進めます。

### < 施策の方向 >

より多くの市民・事業者が地球環境を視野に入れた環境保全活動を行うためには、市民相互の対話や連携・協力はもちろん、事業者や市と力を合わせ、活動を地域全体に広げていくことが重要です。

そのため、環境保全活動の促進やネットワークづくり、世代間の連携、地域間の協力、国際的取組を推進し、市民・事業者・市の連携のしくみづくりを進めます。

### < 施策（市の取り組み） >

#### ■ 市民・事業者・市の連携の推進

- 市民・事業者・市が共通の理解と認識を持ち、連携して環境保全に関わる施策を積極的に進めていきます。
- 市民団体相互の連携と交流を促進するためのネットワークづくりや環境ボランティア活動に対する支援を進めます。
- 市民（地域・グループ）・職場・学校など、さまざまな場で行われる環境保全活動のネットワーク化を進めます。
- 環境保全活動を行っている市民団体等と協力して環境イベントなどを開催します。

#### ■ 世代間の連携の推進

- 次代を担う子供たちへの環境教育・環境学習を進めます。
- 子供を含めた市民参加による環境調査を実施し、市民相互の活動を拡大します。

#### ■ 地域間の協力の推進

- 都市交流を通じ、環境保全活動などの情報を交換します。
- 各種環境会議等に参加し、環境に関する情報を交換します。

#### ■ 国際的取組の推進

- 地球環境や国際的取組に関する啓発活動を行います。
- 企業等による海外からの研修生を通じて、環境情報の交換などを進めます。

## < 市民・事業者の取り組み >

### 市民

- 次代を担う子供たちへの環境学習を行うように努めます。
- 地域の伝統行事等を通じて、広い世代の交流の輪を広げます。
- コミュニティ活動を活性化し、地域住民の協働による環境保全活動の輪を広げていきます。
- 多くの都市の人々との交流を深め、環境保全活動などの情報を交換します。
- 各種環境保全活動に積極的に参加します。

### 事業者

- 地域環境と調和した事業活動を進めていきます。
- 事業者間の交流を通じ、環境保全活動などの情報を交換します。
- 企業等による海外からの研修生を通じて、環境情報の交換などを進めます。
- 各種環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全活動を行っている市民団体等の活動を支援したり、協力して環境イベントなどを開催します。

### 3 情報の整備と公開

#### < 具体的な目標 >

環境改善を促すため、環境に関する情報公開を進めます。

#### < 施策の方向 >

環境保全に関する活動が、市民・事業者・市など相互の連携・協力のもとに十分行われるためには、環境に関する幅広い情報の提供と活動の成果についての情報発信の仕組みの整備が重要です。そのため、環境情報の整備と活用を進めるとともに、企業における情報公開の促進のための施策を進めます。

#### < 施策（市の取り組み） >

- 市や関係機関における各種環境調査の測定データをはじめ、公的機関による環境保全に関する法令の制定や取り組みのための指針やその他一般的な各種の環境情報を市民・事業者へ提供します。
- 環境ビデオライブラリーなどの学習教材を整備し、貸し出します。
- 環境保全等のPR活動を、行事や目にしやすい場所でのパンフレットやパネルの展示によって展開します。
- 「広報はむら」を活用し、環境に関わる情報を提供します。
- 市のホームページ「はむら City Home Page」  
(<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>) を活用し、環境に関わる情報の提供に努めます。
- ごみの減量化・資源化協力店の店頭表示や協力店についての情報を提供します。
- 緑化週間など市民が参加できる環境保全活動の情報を収集し、提供します。
- 環境への負荷の少ない商品やサービスに関わる情報を収集し、提供します。
- 事業者が持つ環境保全の技術や情報を把握し、公開するように努めます。

#### < 市民・事業者の取り組み >

##### 市民

- 生活の中で起きた環境に関する問題等（公害に対する苦情など）の情報を環境課に連絡します。
- 環境に関して自主的に研究した結果を公開・交換します。
- インターネット等を活用し、自ら環境情報を収集・提供します。

## 事業者

- 環境に関する情報を積極的に一般（市民含む）に公開するよう努めます。
- 人体や環境に影響を与える情報をわかりやすく公開するよう努めます。
- 法令等で定める有害化学物質や危険物等を取扱っている事業者は、周辺住民に対しその概要について外部表示するよう努めます。
- 環境会計の導入に努めます。

### 環境会計

企業等が、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）し、分析するための手法のこと。

## 第4章 進め方とチェック体制

この計画は、行政計画であると同時に、市民・事業者・市のパートナーシップによって推進する計画でもあります。したがって、市が全庁的・横断的に環境保全の視点から施策や事業を実施し、計画を推進する組織体制を整える一方で、関係主体が集まり、基本的な方針や具体的なプログラムの検討など、計画全般の推進に関わることが可能な体制を整備します。

### 1 進め方とチェック体制

#### (1) 「(仮称)羽村市環境基本計画推進会議」の設置

市民・事業者・市の3者が、協働して環境保全に関わる施策を積極的に進めることができるよう、「(仮称)羽村市環境基本計画推進会議」(以下「推進会議」という)を設置します。推進会議は、市民・事業者を中心に、市を交えて構成される組織です。環境保全に関わる施策を推進するための情報や意見を交換し、市民・事業者の意見を施策に反映することができるようにするとともに、計画の進捗状況についてチェックを行い、見直しの方針等を検討します。

#### (2) 市の環境保全取り組み(事業所単位)の推進体制

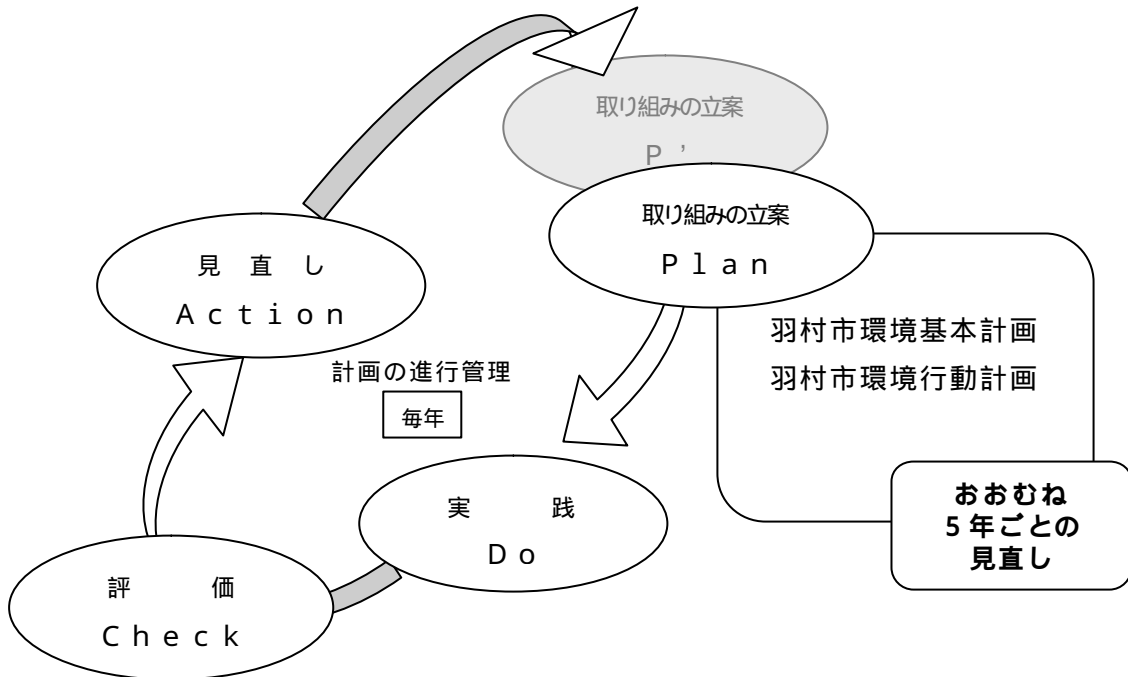
羽村市では、平成12年8月にISO14001の環境マネジメントシステム国際規格の認証を取得しました。これは市の環境方針(市長による声明)に基づいて、環境管理のための市内組織体制を構築し、事業活動において環境に影響を与える環境側面を抽出し、目的目標の設定を行い、各側面ごとに手順書を作成し、環境パフォーマンス(目標に対する達成状況)を定期的にチェック、および、第三者による審査(監査)を受けるというシステムです。

本庁舎をはじめ公民館等の17の公共施設を運用管理の対象範囲とし、「環境管理委員会」が市における環境パフォーマンスの定期的チェック等を行い、取り組みを推進していきます。

#### (3) 計画のチェック

計画に基づき具体的な取り組みを立案し(Plan)、それを実践し(Do)、その結果をきちんと把握・評価し(Check)、次のステップに向けて見直しを行う(Action)、PDCAサイクルにより、毎年、本計画の進行管理を実施します。見直しの際には数値目標や施策などについても、より良い方向に見直しをかけていきます。また、計画改定等を視野に入れた大きな見直しをおおむね5年ごとに行います。

< 環境マネジメントの進め方 >



(4) 環境白書による結果の公表

市民、事業者などが環境の現況に対する理解と認識を深め、自主的かつ積極的な環境の保全と創造の取り組みがより促進されるよう、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を、「(仮称)羽村市環境白書」として毎年作成し、公表します。また、環境に関する施策の進行状況について、市民の求めに応じ、いつでも情報の開示ができるように努めます。

## 2 国や東京都・近隣自治体との連携

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物問題、資源・エネルギーの枯渇、自然生態系の消失、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、現在の環境問題は羽村市単独で解決できるものは少なく、より広域的な視点に立つての対策が必要です。そのため、近隣自治体や国・東京都と協力して問題を解決していくことは、市の環境を守る上できわめて重要です。

環境基本計画の実効性を確保し、目標を達成するため、次のとおり特に近隣自治体との連携に努めます。

### (1) 情報の共有

大気や水質のモニタリングデータなど環境に関する情報交換を行い、情報の共有化に努めます。

### (2) 広域的連携

既存の協議会等を利用し、環境に関する共通の課題を協議する場を設けます。



# 参 考 資 料

- 1 羽村市の環境
- 2 環境基準一覧
- 3 公害苦情件数
- 4 ダイオキシン類
- 5 その他の用語説明など
- 6 市民による環境基本計画案作成経緯
- 7 庁内における環境基本計画策定検討経緯



# 1 羽村市の環境

羽村市は、東京近郊という地の利を活かし農業振興と市街地開発という矛盾した政策をうまく止揚し、日本の高度経済成長の波に乗り遅れず市街地の整備を行って発展してきました。羽村市の戦後史を見ると日本の戦後史の一典型としてみることができそうです。しかし、その発展の歴史を環境面から見ると失ったものもあり、環境基本計画を策定するにあたり、羽村の環境史を明らかにし、その認識の上になつて、計画を策定していくべきであると考え、次のとおり整理しました。

## 市街地開発

羽村町が農業によるまちづくりから市街地開発による町の発展を見いだした端緒は、昭和31年4月に制定された「首都圏整備法」の施行でした。

羽村町では、昭和32年5月に建設大臣に対し都市計画区域の指定を受ける申請を行い、同年12月28日建設省告示により福生、瑞穂、羽村の三町が一地区として都市計画区域に指定されることになりました。

昭和34年5月に市街地開発構想をまとめ、同年7月には、羽村町首都圏工業開発区域指定対策協議会条例を制定し、市街地開発区域指定の運動を展開、同年10月、工業団地造成（日本住宅公団関係）の用地7万5千坪の買収交渉を始めました。

また、この年の2月には上水道事業に着手し、武蔵野台地の給水対策に手をつけました。そして、昭和35年4月には青梅線複線化工事が始まり、翌36年12月に小作駅までが複線化されました。

こうして、市街地開発についての準備は万端整い、残すは市街地開発区域の指定を受け本格的に事業に取り組むだけとなりました。ところが、こうした町の急激な都市化の政策に対し、将来にわたって農業を継続していこうとする町民の間から反対運動が持ち上がりました。町側と反対同盟は何度も話し合いを行い、昭和35年5月、緑ヶ丘4丁目の富士見公園西側に約7万坪を永久農地として保存し、将来にわたって農業を続けたい人々の畑をここに換地する案によって和解が成立しました。

昭和36年1月15日付「羽村町だより」では、「人口六万の工業都市建設」と題して大々的に市街地開発構想を発表しています。その内容の一部は次のとおりです。

「計画区域は、青梅市東部、羽村町全域、福生町西部の青梅線北側の台地一帯であり、ここに工業団地、住宅団地を造成し、合わせて既存市街地も整備を行う。目標年次は昭和50年、推計人口は6万人である。」

この市街地開発構想は、多くの修正が加えられてきましたが、その基本は30年近く経過した現在でも生きています。

昭和35年日野自動車工業株式会社をはじめとして各種工場が羽村への進出を決定し、翌36年に工場用地買収を完了しました。同年、1都6市町によって新都市建設公社を設立し、そして、昭和37年には、首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定を受けて、本格的な区画整理事業に着手しました。

栄町地区区画整理	: 100.7 ha	昭和39年事業認可、昭和41年完了
神明台地区	: 123.7 ha	昭和39年事業認可、昭和44年完了、
富士見平地区	: 224.4 ha	昭和40年事業認可、昭和54年完了
小作台地区	: 65.9 ha	昭和45年事業認可、平成5年完了
羽ヶ上地区	: 19.3 ha	昭和57年事業認可、平成13年完了予定
羽村駅西口地区	: 計画中	

このように、区画整理を中心として現在まで継続的に行われています。

都市開発をする上で重要なことは、建物の用途や形態などを制限して都市の良好な環境を守ることです。都市計画法に基づき指定されている羽村市の用途地域は、住居系4種類、商業系2種類、工業系3種類に分類されています。このうち工業系は、準工業地域、工業地域、工業専用地域で、合計で201haとなっています。また、工業地域と工業専用地域については、広域公害を防止する観点から「第1種特別工業地区」に指定しています。

羽村市全体の工場数は、表1のとおりです。これを見ると、工業地区の造成中である昭和45年には86件であった工場数が、ほぼ造成が完了した56年で145件、そして平成2年のバブル期に189件となり、平成不況の平成10年で140件となっています。

昭和46年から平成13年3月末現在までの、これらの工場への公害に関する文書指導(文書注意、警告、勧告)累積件数は表2のとおりです。

表1 工場数の推移(工業統計調査)

年	食料品・飲料等	繊維工業	衣服その他	木材・木製品	家具・装飾品	パルプ・紙等	出版印刷
昭和45年	3	3		8	4	1	2
昭和56年	5	2	2	4	7	1	5
平成2年	9	5	2	6	7	4	12
平成10年	8	4	1	2	5	3	6
年	化学工業	石油・石炭	ゴム製品・プラスチック	なめし皮等	窯業・土石	鉄鋼業	非鉄金属製品
昭和45年	1	0	0	0	6	0	0
昭和56年	2	0	0	0	3	5	1
平成2年	3	0	7	0	2	3	1
平成10年	3	0	5	0	2	4	1
年	金属製品	一般機械	電気機械器具	輸送用機械器具	精密機械器具	その他製造業	合計
昭和45年	8		45			5	86
昭和56年	21	20	27	19	10	11	145
平成2年	20	34	43	17	9	5	189
平成10年	16	19	38	13	6	4	140

表2 文書指導累積件数

現象	件数
大気汚染	10
水質汚濁	22
土壌汚染	0
騒音	0
振動	0
地盤沈下	0
悪臭	0

## 緑地の減少

計画的に基盤整備を実施することにより無秩序な開発などを防ぎ、公共緑地の確保などを行ってきましたが、近隣や都心部への通勤者が多く住むようになり、かつては畑や雑木林であったところに住宅などが建ち、緑が減少してきました。土地利用状況の推移からその状況を見ることができます。

表3 土地利用状況の推移(単位: ha)

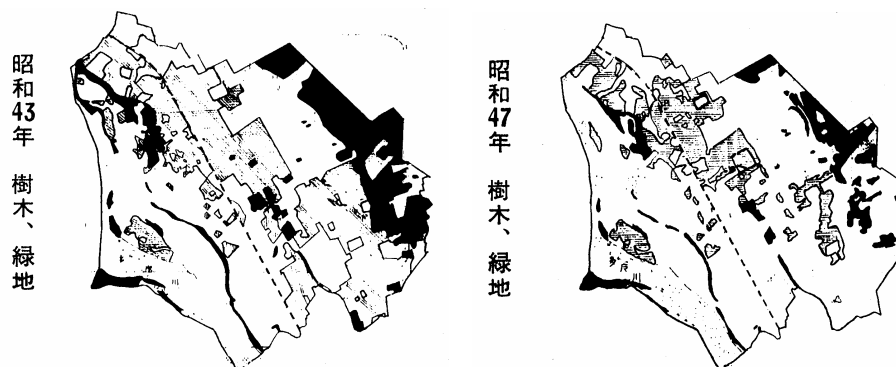
年(1月1日)	宅地	田	畑	山林	その他	合計
1956(昭和31年)	92.8	8.1	486.9	150.2	234.3	972.3
1960(昭和35年)	150.5	8.8	449.2	148.1	206.4	963.0
1965(昭和40年)	307.4	8.9	336.6	110.0	216.1	979.0
1970(昭和45年)	372.9	8.4	261.0	97.7	239.0	979.0
1975(昭和50年)	440.8	7.6	157.0	73.7	299.9	979.0
1980(昭和55年)	461.5	7.2	122.7	34.3	353.3	979.0
1985(昭和60年)	525.7	6.8	102.2	25.0	319.3	979.0
1990(平成2年)	553.6	6.6	84.0	21.8	325.0	991.0
1995(平成7年)	581.0	6.4	60.6	20.1	322.9	991.0

こうした開発が続く中で、緑地の減少は問題となり、昭和48年5月の『広報はむら』では、「みどりの審議会」を設置する記事の中で次のように表現しています。

「羽村の昔を知っている人は驚くほどの発展ぶりでしょうが、その中で緑が大変少なくなりました。しかし、青梅線の西側地区には、帯状の段層緑地を中心に昔ながらの緑が保存されています。こうした恵まれた環境を長く保存するするとともに、区画整理が行われた青梅線の東側地区、特に工場周辺の各企業の協力を得ながら緑化を進め、町全体を緑でつつんだ住みよい環境をつくる計画をたてるために、設置されました。」

また、昭和43年と47年の緑地地図を図1に示しました。黒で塗りつぶした部分は樹林地であるとわかりますが、斜線部分は明確ではありません。しかし、市街化の進み具合によって樹林地が減少していく様子がよくわかります。

図1 緑地地図

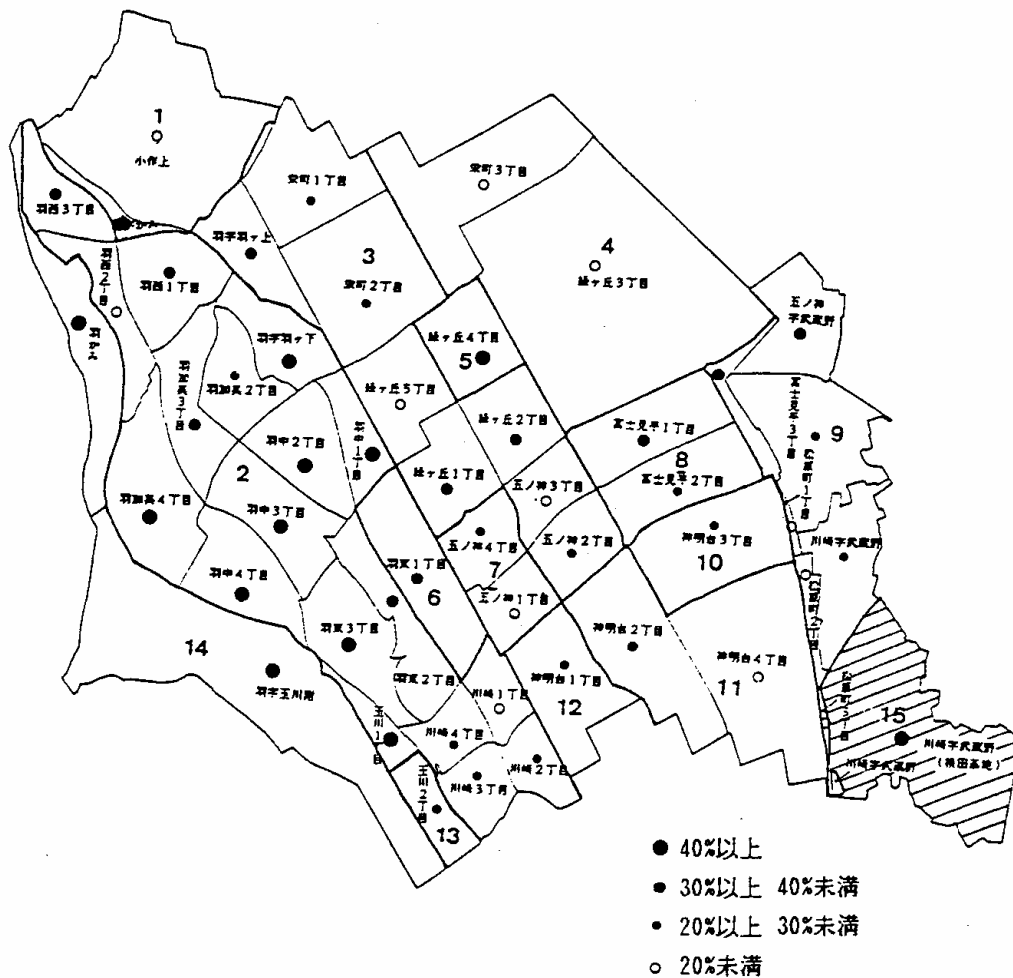


羽村市では平成2年に緑被率を調査しています。これによれば、羽村市全体の樹木・樹林、草地、農地(田畑・果樹園)をあわせた緑被率は29%となっています。緑被の内訳は、樹木・

緑被率  
樹木・樹林、草地、農地など、地表面  
が植物で覆われた面積の割合。

樹林が16%、農地8%草地5%の順になっています。

図2 町丁目別緑被率



### 都市下水路

青梅市、羽村町および福生町が首都圏整備法による市街地開発区域に指定されるに伴い、市街地開発における立地条件の基本的な整備事項の一つである工業排水施設について、緊急にその整備を促進する必要があったことから、昭和36年に一部事務組合である都市下水路組合を発足させました。

都市下水路は下水道法第2条第4項に規定された施設で、主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道で（公共下水道、流域下水道を除く）、その規模が一定以上のものであり、かつ、地方公共団体が都市下水路として指定したものをいいます。

組合では、昭和36年、計画決定および事業決定を行い建設事業に着手し、昭和43年事業を完了し、昭和45年に都市下水路の指定を受けました。

都市下水路の延長は7,377mで、うち3,193mが地下に埋められていて、残りの4,184mが地上に

出ています。1,028haに及ぶ集水区域内の雨水、工場排水等を集水し福生市内から多摩川へ放流しています。

都市下水路に下水を排出しようとする者は組合管理者の許可を受けることになっていて、最大許可件数は、昭和54年度の394件です。組合で定めた排水基準に合わない排水を排出した者については、処理施設の改善を指示しています。組合が発足から工場排水等によって起こった主な事故は、シアンや硫酸、油の流出等22件です。

組合の業務としては排水許可条件に基づく水質検査の他、事業所等の抜き打ち検査、多摩川合流点での検査、他からの委託検査等を行っています。

また、集水区域内の市街地開発が進んだことにより、集中豪雨時には都市下水路に雨水が集中するために路上に雨水があふれることがあります。

このように、青梅、羽村、福生の地域開発と水質の保全に大きな役割を果たした都市下水路でしたが、構成各市において公共下水道工事が進み、その役割を終えようとしています。

羽村市では、昭和49年に公共下水道工事に着手し、順次供用開始区域を広げてきました。そして、昭和59年から栄町や神明台の工場区域の供用開始に取り掛かり、現在、羽村市内の工場からの排水はすべて公共下水道に接続しています。

雨水排水としての都市下水路の機能も、路上に雨水があふれることから、新たに、多摩川上流雨水幹線として都市下水路の下部を掘り進んでいます。完成は、平成15年度の予定です。

雨水については、災害を防止するために速やかに排水することも必要ですが、最も重要なのは地下への浸透です。これまでも、公共施設における地下浸透施設の設置や、開発指導要綱で工場や事業所の地下浸透施設の設置を指導してきていますが、新たに一般住宅の地下浸透施設の設置について補助を行い、普及を図っています。

## 砂利穴問題

羽村町の都市計画においても、緑地の必要性から瑞穂町との境界部分は樹林地のままで残しておくため、市街化調整区域として開発の対象外としていました。しかし、日本の高度成長は、東京近郊の調整区域をも許してはおきませんでした。昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う建築需要の増大により建築用砂利の不足を生じ、内陸の砂利採掘が盛んとなりました。そして、昭和39年に砂利採取法が改正され、東京都における一級河川からの砂利採取が禁止されました。こうしたことから、多摩川流域の良質な礫層を持つ西多摩地域一帯が砂利採取行為の場所となり、結果として羽村・瑞穂地区に22ヵ所総面積18万7千293㎡（羽村市内約16万㎡）にも及ぶ砂利穴を生じさせることとなりました。

昭和41年7月10日発行の『広報はむら』では、「土地所有者の良識に待つ」として次のような記事を掲載しています。

「一昨年暮れころから町内瑞穂町よりの山林に、砂利業者が目をつけいたるところに穴を掘り始めました。その砂利穴の大半は、広さ1万㎡以上、深さ25mから30m以上という大穴です。おまけに、二、三の業者にあっては町道まで切りくずして砂利穴にしているなどの無法ぶり。町では再三に渡りこれらの業者にもとの状態に戻すよう勧告するとともに、地主にも売ったりしないよう要請してきましたが、一向に砂利穴は後を絶たない状態です。このような穴は、危険であるばかりか、将来、町の都市計画にも大いにマイナスになります。ですから、地主の皆さん、是非町

の要請に協力して下さい。」そして、翌8月号では、陸砂利採取に規制を設けるよう都知事懇談会の席上で羽村町民が発言していることが報じられています。この時の東京都の答弁は、現在の法令では直接規制はできないというものでありました。

この記事により、羽村町における陸砂利採取は昭和39年暮れには始まっていたこと、町や町民が問題視していることがわかります。本来、市街地開発から緑を守っていくべき地区である市街化調整区域で、この砂利穴だけでなく、現在でも、ごみの不法投棄や残土の不法埋め立て、産業廃棄物の焼却場の乱立等大きな環境問題が生じる事が多いのは、規制する法整備が社会の動きに遅れているということでしょうか。

これらの砂利穴は埋め戻しが行われなまま放置されていたことから、砂利穴は格好の廃棄物の投棄場所と化しました。砂利穴には当初、産業廃棄物が投棄されていましたが、この量が年々増加していく中で、産業廃棄物を扱う業者の不法行為も加わり、砂利穴環境はとみに悪化して、悪臭、害虫の発生、メタンなどの可燃性ガスの発火による火災、地下水汚染、カラスの群集というように、周辺住民の生活環境を著しく阻害する問題が生じてきました。これらの砂利穴の一部は多摩地域の自治体も廃棄物の処分場として利用していたことから、昭和48年には21市2町で、「廃棄物終末処理対策協議会」を設置、一斉消毒、動物昆虫被害調査、水質汚濁調査、防火対策などを定期的に行って環境保全に努めましたが、十分な効果が得られませんでした。

砂利採取にせよ、産業廃棄物の投棄にせよ、いずれも関係法律や、都条例の規制の網をくぐった悪質な行為であり、また、これを指導監督する都の機構も弱体であったことが、羽村・瑞穂をして「ごみの町」という印象をもたらしました。特に三多摩21市が悪質な業者に一般廃棄物の投棄を委託したことによって、一般廃棄物と産業廃棄物が混同されて両町のごみ穴に投棄されることになりました。このことが、害虫発生や悪臭の要因をさらに拡大してしまいました。

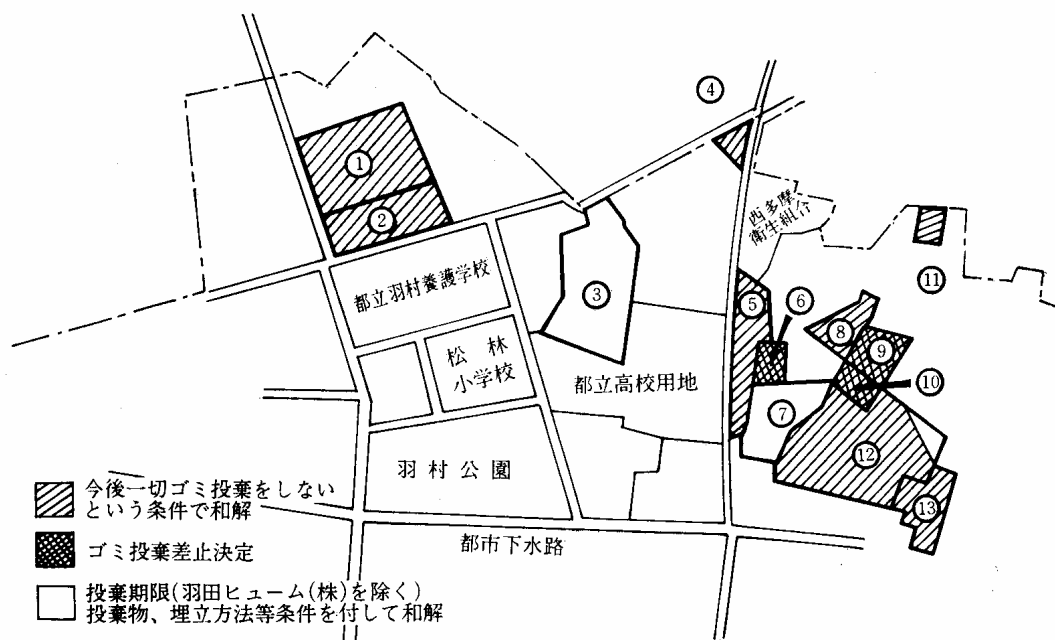
そして、こうした環境破壊に対して住民の生活環境を守る立場から、最後の手段としてこの問題の解決を司法に任せるため、羽村町、瑞穂町と周辺住民代表は、昭和51年4月「ごみ投棄差し止めの仮処分命令申請書」を東京地裁八王子支部に提起しました。当時全国に例のない係争として注目を集めました。半年に渡る審議を終えて投棄中止、完全覆土、ガス抜き施設の設置などが実施されてようやく被害住民や町の言い分が通りました。

このごみ訴訟の結果については、昭和51年9月1日発行の『広報はむら』に、「ごみ訴訟、3カ所の処分地は投棄差し止め、残りは和解」のタイトルで特集を組んでいます。

この審議において関係21市の多くは、和解に応じて砂利穴への埋め立てを止めました。しかし、9市（立川、武蔵野、三鷹、小金井、小平、日野、東村山、国立、東大和）は昭和51年8月東京都市廃棄物処分地管理組合を結成し、昭和55年11月、遮水設備を施した羽村新処分場を設置し羽村町、瑞穂町とともに昭和59年3月まで埋め立てました。そして、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合による日の出町の谷戸沢処分場への埋め立てへとつながっていくことになりました。



図3 羽村市内の砂利穴(訴訟に関係したもの)



### ごみの処理

都市化の進展とともに大きな課題となってきたのがし尿の処理とごみの処理、いわゆる環境衛生の問題です。

昭和30年代の広報誌には赤痢の記事が出てきます。例えば、昭和32年9月10日の記事では「赤痢すでに18名、学期初め、秋祭りが危険」、昭和38年6月10日の記事では「赤痢続発、すでに23名、うち1名死亡」とあります。こうした細菌性の疾病に対しては、家庭での清潔の保持やし尿やごみの適正処理が求められました。

昭和36年3月に羽村町は特別清掃地域に指定され、これによって畑に肥料として糞尿を撒くことができなくなりました。そこで行政としては、し尿・ごみ処理施設の設置、ごみの収集が必要となってきました。昭和36年秋から有料でごみ収集を始め、昭島市営処理施設に持ち込んで処理していました。ちなみに、ここでいうごみは残飯を除いたもので、残飯については養豚家に協力を願って飼料としたようです。昭和38年1月、羽村、瑞穂、福生町で一部事務組合の西多摩衛生組合を結成し、同年8月7日に羽村・瑞穂の境界（羽村市羽4325番地他）に、し尿処理場を完成させました。そして、昭和40年7月に同敷地内にごみ処理施設を建設しました。焼却能力は1日50tです。そして、昭和43年3月に西多摩衛生組合に青梅市が加わり現在に至っています。

ごみの収集については、昭和42年2月に大改正が行われ、これまでのごみ収集加入世帯を対象として、有料個別収集方式を改めて全世帯対象のステーション方式にし、同年4月、生ごみと危険物の分別収集を開始しました。そして、都市化の進展に合わせてごみの量も増加の一途を辿っています。

西多摩衛生組合へのごみの搬入量の推移は表4のとおりです。

表4 西多摩衛生組合ごみ搬入量の推移

(単位：t)

年度	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
青梅市	-	7,650.26	14,898.70	20,727.72	24,048.12	32,253.43	33,939.36
福生市	3,697.68	5,986.65	10,015.63	11,212.13	12,180.96	15,864.35	15,947.07
羽村市	853.13	1,183.16	5,534.61	7,853.05	9,871.50	14,664.45	15,604.97
瑞穂町	679.68	1,631.30	3,065.96	3,419.21	4,423.45	6,968.43	7,504.15
合計	5,230.49	16,451.37	33,514.90	43,212.11	50,524.03	69,750.66	72,995.55

ごみの増加にあわせて、昭和47年11月には西多摩衛生組合ごみ第2施設が完成(処理能力150t)し、昭和53年3月には第1焼却施設の改良工事を行い、処理能力を50tから100tとしました。

羽村市では、昭和53年8月に瓶や缶を手選別で回収する羽村町資源回収センターを設置し、平成8年にはこれを廃止して、羽村市リサイクルセンターを設置し、不燃ごみの選別、資源ごみの回収を行っています。羽村市の分別収集は、昭和57年には粗大ごみ、昭和59年には有害ごみ、平成3年には資源ごみ、牛乳パック、平成8年にはペットボトル、発泡スチロールトレイの分別収集を開始しています。

西多摩衛生組合では、ごみ量の増加、ごみ質の多様化、ダイオキシン類などに対する公害対策など多くの課題を解決するため、平成6年から新ごみ処理施設の建設を進め、平成10年4月から西多摩衛生組合環境センター(160t、3炉)として稼動しています。なお、し尿処理については平成8年5月に終了し、羽村市では単独処理となりました。

新処理施設の建設については、周辺の自治会・町内会が環境保全協議会を結成し、西多摩衛生組合と新処理施設の操業に関し公害防止協定を締結しました。この中で、ダイオキシンの排出について1m<sup>3</sup>中0.1ngの目標値を設定し、これを達成するよう求めています。なお、その後羽村市も同様の内容で操業に関する協定を締結しています。

#### 横田基地

羽村市の環境を考える上で大きな負荷がかかっている存在として横田基地があります。

横田基地は、福生市・瑞穂町・武蔵村山市・羽村市・立川市・昭島市(提供面積順)の5市1町にまたがる国内最大の米空軍基地であるとともに、第374戦術空輸航空団、在日米軍司令部および第5空軍司令部が所在する極東における米軍の主要基地でもあります。

昭和15年に旧日本軍立川飛行場の附属施設として設置されましたが、終戦とともに昭和20年9月に米軍に接收され、翌21年8月15日には厚木基地から第3爆撃飛行隊が進駐し、この日をもって正式に基地が開設され、現在の武蔵村山市の字名から横田飛行場(基地)と呼ばれるようになりました。

朝鮮戦争(昭和25年~28年)および軍用機のジェット・大型化に伴い、基地は拡張され、昭和37年までに3,350mの滑走路を完備した大規模飛行場となりました。その後、ベトナム戦争(昭和40年~50年)の激化に伴って、輸送基地としての重要性が増し、C-5ギャラクシーなどによる騒音に悩まされることとなりました。そして、昭和48年1月に決定された「関東空軍施設整理統合計画(KPCP)」により、昭和49年11月に在日米軍司令部と第5空軍司令部が置かれました。昭和50年9月にはC-130ハーキュリーズを配備した第345戦術空輸部隊が移駐し、漸減し

ていた航空機の離着陸が増加しました。

航空機騒音の増加に対して周辺住民は、昭和 51 年 4 月および翌年 11 月の 2 回にわたり、米軍機の夜間飛行の禁止、騒音被害に対する損害賠償を求める公害訴訟（第 1 次、第 2 次）を提起しました。

昭和 62 年 7 月、第 1 次、第 2 次訴訟の控訴審判決において東京高裁は、夜間飛行差し止め請求は却下しましたが、第 1 審判決を上回る慰謝料の支払いを認めました。その後、新たな訴訟団として、平成 6 年 12 月には横田基地飛行差し止め訴訟団、平成 8 年 4 月には新横田基地公害訴訟団がそれぞれ東京地裁に提訴しました。

横田基地における米軍機の夜間離着陸訓練（NLP）は、昭和 58 年 1 月以降数次にわたり行われ、これに対して、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（平成 8 年以前は横田基地周辺市町基地対策連絡会）で関係機関に中止要請を繰り返し行っています。また、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会では、毎年度基地対策に対する要望を行い、訓練等による騒音防止要請、事故・事件等への抗議を行っていますが、なかなか改善されない現状があります。

表 5 年間騒音発生回数(70dB 以上 5 秒間継続をカウント)

年度	市役所屋上での年間騒音発生回数	NLP実施時の水道事務所での騒音発生回数	NLPに関する苦情件数
平成 5年度	3,347	1,165	158
平成 6年度	2,665	877	16
平成 7年度	2,191	271	10
平成 8年度	2,771	284	9
平成 9年度	3,150	439	16
平成 10年度	2,222	151	18
平成 11年度	2,318	240	14

## 圏央道

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、首都中心部から半径およそ 40 から 60kmの位置に計画されている延長約 300kmの環状の自動車専用道です。圏央道は、東京郊外の都市と都市を結び、交通の流れをスムーズにし、東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関道などの放射状の幹線道路と結ばれ、首都圏の広域幹線道路網を形成しています。

現在、埼玉県鶴ヶ島市から青梅市まで開通していて、青梅から八王子までが工事中です。羽村市域は、青梅市との境界部分を一部通過することになります。昭和 63 年 12 月の「環境影響評価書」によれば、日の出インターから青梅インター間の計画交通量は 1 日 4 万 9 千 700 台となっています。

圏央道などの自動車専用道は一般的に既存市街地を避けて計画されるので、市街地の自動車の量を減らし環境負荷を下げるができます。しかし、羽村市域ではありませんが、里山や丘陵地などの自然や景観に影響を与えることを心配する声があります。

## 参考資料

- 『縮刷版広報はむら』 昭和54年3月発行 羽村町企画課広報公聴係
- 『縮刷版広報はむら』 昭和61年10月発行 羽村町総務部庶務課発行
- 『統計』1971 昭和46年2月発行 東京都統計協会西多摩支部
- 『統計』1981 昭和57年5月発行 東京都統計協会西多摩支部
- 『統計』1991 平成4年3月発行 東京都統計協会西多摩支部
- 『東京としとうけい』第38号 1999年3月発行 東京都市統計協議会
- 『羽村市と横田基地』 平成6年3月 羽村市
- 「横田基地に関する羽村市の状況」 平成11年6月 羽村市企画総務部企画調整課
- 「都市下水路組合の概要」 昭和62年6月 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合
- 『東京都市廃棄物処分地管理組合史』 昭和59年9月1日 東京都市廃棄物処分地管理組合史編集委員会
- 「ゴミ訴訟の概要」 羽村瑞穂ゴミ穴対策協議会
- 『砂利穴を一般廃棄物で埋立てる計画』 昭和52年10月 羽村町
- 「砂利穴埋立と私たちの生活環境」 1979年3月 羽村町
- 「羽村町緑被率調査報告書」 平成2年3月 羽村町経済建設部公園緑政課
- 『羽村町農業協同組合史』 昭和59年5月18日発行 羽村町農業協同組合
- 『記念誌』 平成10年3月発行 西多摩衛生組合
- 『羽村町の都市計画』 昭和57年1月 羽村町都市整備課
- 『羽村市の都市計画』 平成4年3月 羽村市
- 『事務報告書』 平成5年度～平成11年度 羽村市

## 2 環境基準一覧

### 環境基準とは

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められています。この基準は、環境基本法第16条に基づき、公害対策を進めていくうえで行政上の目標として定められていて、受忍の限度または許容の限度という意味をもつものではありません。

### 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/?以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/?以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/?以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/?以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/?以下であること。

平成13年3月現在

### ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	1pg-TEQ/L以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

平成13年3月現在

## 水質汚濁に係る環境基準

### 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg / L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg / L 以下
鉛	0.01 mg / L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下	チウラム	0.006 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下	シマジン	0.003 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg / L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下	セレン	0.01 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / L 以下	ふっ素	0.8 mg / L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下	ほう素	1 mg / L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下		

平成 13 年 3 月現在

### 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / L 以下	25mg / L 以下	7.5mg / L 以下	50MPN / 100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg / L 以下	25mg / L 以下	7.5mg / L 以下	1,000MPN / 100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / L 以下	25mg / L 以下	5 mg / L 以下	5,000MPN / 100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / L 以下	50mg / L 以下	5 mg / L 以下	-
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / L 以下	100mg / L 以下	2 mg / L 以下	-
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg / L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg / L 以下	-

平成 13 年 3 月現在

この他に海域・湖沼の環境基準あり

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件 ( 検 液 1 L に つ き )
カドミウム	0.01 mg / L 以下かつ、農用地においては 1 mg / 米 1 kg 未満
全シアン	検出されないこと。
有機燐	検出されないこと。
鉛	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下かつ、農用地(田に限る)においては 15mg / 土壌 1 kg 未満
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において 125mg / 土壌 1 kg 未満
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / L 以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg / L 以下
チウラム	0.006 mg / L 以下
シマジン	0.003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ベンゼン	0.01 mg / L 以下
セレン	0.01 mg / L 以下

平成 13 年 3 月現在

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg / L 以下
鉛	0.01 mg / L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下	チウラム	0.006 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下	シマジン	0.003 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg / L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下	セレン	0.01 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	ふっ素	0.8 mg / L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / L 以下	ほう素	1 mg / L 以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下		

平成 13 年 3 月現在

騒音に係る環境基準

(単位:デシベル)

地域類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)
AA	清瀬市の一部の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域	一般地域	55以下	45以下
	第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55以下	45以下
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60以下	50以下
	準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住宅等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

平成 13 年 3 月現在



航空機騒音に係る環境基準

地域の類型とあてはめ地域	基準値 (単位：WECPNL)	達成期間	改善目標
次頁の告示に掲げる区域のうち、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及び用途地域の定めのない地域	70 以下	10 年を超える期間内に可及的速やかに	1 5 年以内に、85WECPNL 未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。  2 10 年以内に、75WECPNL 未満とすること又は 75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。
次項の告示に掲げる区域のうち、 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75 以下		

地域類型の指定地域は、東京国際空港、横田飛行場、厚木飛行場

この他に、新幹線鉄道騒音に係る環境基準あり

平成 13 年 3 月現在

### 3 公害苦情件数

羽村市における現象別の公害苦情件数の推移は、下表のとおりです。

ばい煙、悪臭に関する苦情が多くなっています。

< 現象別の公害苦情件数 >

年度	H.7	H.8	H.9	H.10	H.11
ばい煙	10	6	29	36	43
粉じん	3	6	7	3	2
悪臭	10	13	28	45	45
騒音	27	26	29	17	15
振動	0	1	0	0	0
その他	15	8	7	9	2
合計	65	60	100	110	107

## 4 ダイオキシン類

### ダイオキシンとは

環境汚染物質として注目されているダイオキシンは、一つの物質ではなく、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナ-PCB(co-PCB)の総称で、塩素の数や付き方により多くの異性体があります。そのため一般にダイオキシン類といわれています。

それぞれのダイオキシン類の毒性は異なりますが、平均すると青酸カリの100倍くらいの毒性があるといわれています。中でも毒性が一番強いのは、2,3,7,8-四塩化ダイオキシンと呼ばれているもので、排出量の計算などでは、この2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの濃度を基準にして、毒性を等価換算しています。この等価換算濃度を[TEQ]と表します。

### 主な発生源

ダイオキシン類は意図的に製造・使用されたものではなく、化学物質の製造や、燃焼過程で気づかないうちに生成される物質です。日本全体では、燃焼工程、漂白工程、農薬製造により排出され、排出量の90%以上が燃焼工程(一般ごみや産業廃棄物の焼却など)からと推測されています。焼却施設での発生は、ごみなどの不完全燃焼による生成と、焼却後の排ガス処理装置での再生成も知られていて、諸外国に比べて焼却施設数が非常に多く焼却量も多いことが、日本でのダイオキシン類の発生量が多い一因となっています。

### 人体への影響

ダイオキシン類は水に溶けにくく、油に溶けやすい性質をもっています。多くの生き物は油溶性の不要物を効果的に排出することができないため、有害なものでも一度体内に取り入れると排出することが非常に困難になります。人間の場合、摂取したダイオキシン類で排出されるものはわずか5%にも満たないといわれ、大部分は体内の脂肪組織などに蓄積されていきます。人間はダイオキシン類を、水・食品・空気(肺や皮膚)などから体内に取り入れますが、特に食品(魚介類が多い)からの摂取量が圧倒的に多いといわれています。また、母体内のダイオキシン類は母乳中の脂肪にも含まれ、乳児が母乳から摂取することになります。

(以上出典：杉並区「ダイオキシン 知っていますか?その正体」)

### 汚染の状況

東京都では、都内において平成8年度より大気中のダイオキシン類調査を行っています。その結果は、表1に示すとおりです。なお、平成8年度、9年度についてはPCDDとPCDFのみを対象としています。

また、羽村市内では市および西多摩衛生組合によって、大気及び土壌中のダイオキシン類調査を行っています。その結果は、図1に示すとおりです。

表1 都内における大気中のダイオキシン類の調査結果 (東京都実施)

(単位 pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	平成8年度 年平均値	平成9年度 年平均値	平成10年度 年平均値	平成11年度 年平均値
港区白金	0.46	0.49	0.25	0.22
目黒区碑文谷	-	-	0.22	0.18
大田区東糞谷	0.36	0.67	0.30	0.19
世田谷区世田谷	1.2	0.73	0.25	0.30
中野区若宮	-	-	0.37	0.31
荒川区南千住	-	-	0.36	0.35
板橋区氷川	-	-	0.33	0.26
練馬区石神井台	0.48	0.74	0.44	0.31
足立区西新井	-	-	0.32	0.34
葛飾区鎌倉	-	-	0.41	0.51
江戸川区春江町	-	0.89	0.32	0.37
八王子市片倉	0.39	0.58	0.39	0.37
立川市錦町	-	-	0.37	0.17
武蔵野市吉祥寺南	-	-	0.42	0.21
町田市能ヶ谷町	-	-	0.39	0.18
小金井市本町	-	-	0.63	0.25
福生市本町	0.19	0.53	0.25	0.16
東大和市奈良橋	-	-	0.40	0.14
清瀬市下宿	-	1.4	0.74	0.29
上記地点の平均	-	-	0.38	0.27
西多摩郡檜原	0.06	0.16	0.067	0.061
東村山市久米川町	-	-	-	0.15
清瀬市上清戸	-	-	-	0.20

注1)毒性等量は、WHO-TEF(1998)を使用して換算した。

注2)TEQに換算する際の定量下限未満の数値の取り扱い方法：

平成11年度は環境基準の評価の算出方法に基づき、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその数値を用い、検出下限未満の数値は検出下限の1/2の数値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。

なお、平成10年度及び平成11年度第3回までは、定量下限未満の数値を"0"として扱い、年平均値を算出した。

注3)平成10年度年平均値は、PCDDとPCDFの年平均値とco-PCBの年平均値との合計値である。

注4)平成8年度、9年度年平均値はPCDDとPCDFとの合計値である。

## 規制の状況

我が国では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止およびその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布されました。

同法では、ダイオキシン類に係る耐容一日摂取量（TDI）、環境基準、排出基準などが定められています。

### 耐容一日摂取量（TDI [Tolerable Daily Intake]）

有害化学物質などの摂取量の上限値。WHOは生殖への影響など最新の研究成果を踏まえて、ダイオキシン類（コプラナ - PCB含む）のTDIを4pgに引き下げ、最終的には1pgを目指す。（1pg=1ピコグラムは1兆分の1グラム）

### 【耐容一日摂取量（TDI）】

国名等	耐容一日摂取量（TDI）	備考
日本	4pg-TEQ/kg体重/日	(PCDDs+PCDFs+PCBs)
WHO（世界保健機構）	1～4pg-TEQ/kg体重/日	(PCDDs+PCDFs+PCBs)

### 【環境基準】

#### <大気>

国名等	環境基準	備考
日本	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	(PCDDs+PCDFs+PCBs)

注)平成9年現在、諸外国においては大気に係る環境基準の設定はない。

#### <水質>

国名等	環境基準等	備考
日本	1pg-TEQ/L以下	環境基準:公用水域・地下水(PCDDs+PCDFs+PCBs)
アメリカ(EPA)	0.013pg/L以下 30pg/L以下	クライトリア(2,3,7,8-TCDD) 健康被害を生じさせない最大汚染レベルとしての基準:飲料水(2,3,7,8-TCDD)
オランダ	1pg-TEQ/L以下	地下水(PCDDs+PCDFs+PCBs)、地表水に係る基準なし
カナダ	0.038pg-TEQ/L以下	水生生態系保護のための環境ガイドライン案(PCDDs+PCDFs)

注)オーストラリア、ドイツ、イギリス、オランダ、イタリア、フランス、デンマーク、フィンランド、ルウェー、スイス、ニュージーランド、韓国、EUにおいては、人の健康の観点から設定された環境基準の設定なし。

出典：環境庁資料「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質汚濁に係る環境基準の設定、特定施設の指定及び水質排出基準の設定等について」に係る中央環境審議会答申の参考資料（平成11年12月）

#### <土壌>

国名等	環境基準等	備考
日本	1000pg-TEQ/g以下	環境基準:(PCDDs+PCDFs+PCBs)
アメリカ(EPA)	1000pg-TEQ/g以下 5,000～20,000pg-TEQ/g以下	暫定処理目標:居住地 暫定処理目標:商業地・工業地
ドイツ	5pg-TEQ/未満 5～40pg-TEQ/g未満 100pg-TEQ/g 1,000pg-TEQ/g 10,000pg-TEQ/g	人の健康影響に係る参考値:土地利用制限なし 人の健康影響に係る参考値:野菜の洗浄、牧草利用の制限、発生源の同定と対策指示 人の健康影響に係る参考値:子どもの遊び場(必要に応じて対策) 人の健康影響に係る参考値:新住宅地(土壌の入れ替え、芝生の植栽等) 人の健康影響に係る参考値:あらゆる場所(すべての土壌の入れ替え)

オランダ	10pg-TEQ / g	ガイドライン値 乳牛放牧地
	100pg-TEQ / g	ガイドライン値 底泥
	1,000pg-TEQ / g	ガイドライン値 住宅地、農業地
スウェーデン	10pg-TEQ / g	一般ガイドライン値：敏感な用途（住宅、児童公園、農業など）
	250pg-TEQ / g	一般ガイドライン値：あまり敏感でない用途（業務、生産、道路等）
ニュージーランド	1,500pg-TEQ / g	健康及び環境ガイドライン（暫定的クライテリア）：住宅地
	18,000pg-TEQ / g	健康及び環境ガイドライン（暫定的クライテリア）：工業用地（未舗装）
	90,000pg-TEQ / g	健康及び環境ガイドライン（暫定的クライテリア）：工業用地（舗装、管理計画あり）
	21,000pg-TEQ / g	健康及び環境ガイドライン（暫定的クライテリア）：工業用地（維持管理する）

出典 環境庁ダイオキシン類排出抑制検討会報告の参考資料（平成9年5月）

中央環境審議会「土壌中のダイオキシン類に関する検討会（第3回 資料3-2）」（平成10年9月）

中央環境審議会「土壌中のダイオキシン類に関する検討会（第5回 資料5-4）」（平成11年2月）

## 【排出基準（排出ガス）】

日本

<ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉の排出ガスの排出基準>

焼却炉の規模（1時間あたりの焼却量）	新設炉	既設炉
2 未満	5ng-TEQ/ N m <sup>3</sup> 以下	10ng-TEQ/ N m <sup>3</sup> 以下
2 以上 4 未満	1ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	5ng-TEQ/ N m <sup>3</sup> 以下
4 以上	0.1ng-TEQ/ N m <sup>3</sup> 以下	1ng-TEQ/ N m <sup>3</sup> 以下

注1) ただし、既設炉については平成14年11月30日までは80ngTEQ/m<sup>3</sup> N以下とする。

注2) 廃棄物焼却炉：火床面積0.5m<sup>2</sup>以上または焼却能力50kg/時以上。現在、大気汚染防止法で指定物質抑制基準の対象となっているのは、焼却能力200kg/時以上のもの。

注3) 換算に用いる酸素（O<sub>2</sub>）濃度は15%。

注4) ダイオキシン類対策特別措置法においては、排出ガスに係る排出基準は、このほか、製鋼用電気炉、鉄鋼業焼結施設、亜鉛回収施設、アルミニウム合金製造施設について定められている。また、排水に係る排出基準も定められている。

諸外国

<都市ごみ焼却施設の排出ガスの排出基準等>

国名	排出基準・ガイドライン	O <sub>2</sub> %	対象
アメリカ	13ng/Nm <sup>3</sup> 以下	7	新設（1995年以降）
	30～125ng/Nm <sup>3</sup> 以下	7	既設
ドイツ	0.1ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	11	新設（1991年以降）
	0.1ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	11	既設（1996年適用）
スウェーデン	0.1ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	CO <sub>2</sub> = 10	新設（1986年以降）
	0.1～2.0ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	CO <sub>2</sub> = 10	既設
オランダ	0.1ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	11	新設（1989年以降）
デンマーク	1.0ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	10	新設（1986年以降）
オーストラリア	0.1ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	11	新設（1991年以降）
カナダ（オンタリオ州）	0.14ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> 以下	11	新設（1995年以降）

注1) アメリカの基準はダイオキシン類の総量であり、例えば、13ng/m<sup>3</sup>は0.1～0.3ng-TEQ/m<sup>3</sup>に相当する。

注2) ドイツにおいては、産業廃棄物焼却施設も排出規制の対象としている。

出典 環境庁ダイオキシン類排出抑制検討会報告の参考資料（平成9年5月）

## 5 その他用語説明など

### ISO14000シリーズ

環境に配慮した企業を認証するための環境マネジメントシステムや環境監査、環境ラベルなどの指針、手順、手法、基準などを定めた環境マネジメントに関する国際規格の総称であり、規格番号から14000シリーズとよばれる。ISO (International Organization for Standardization = 国際標準化機構、本部ジュネーブ) は、国際間の産業活動や流通を円滑にするための国際規格を定める機関である。このうち環境マネジメントシステムだけが、ISO14001の認証を必要とする。ISO14001は1996年9月に発効し、JIS (日本工業規格) にも取り入れられる。審査は企業が自主的に独立の審査(公認)機関に依頼する。これらの審査機関は、審査登録認定機関によって認定される。審査機関としてすでに日本環境認証機構 (JACO) などが設立され、認定機関として日本適合性認定協会 (JAB) がある。

### MSDS [Material Safety Data Sheet、製品安全データシート]

1992年労働省、1993年厚生省・通産省が化学物質を生産・販売する事業者に対して「化学物質の危険有害性等の表示あるいは安全性に係わる情報提供」等の指針を出し、行政指導において自主的にMSDSの作成を実施するよう求めた。運送・保管を含む需要者・事業従事者の知識向上と安全性の確保を目的とする。

### 内分泌攪乱化学物質 (Endocrine Disruptor Chemicals)

#### [ 環境ホルモン (Environmental Hormones) ]

内分泌攪乱化学物質 (環境ホルモン) とは、生物の内分泌機能に影響を及ぼす化学物質であり、環境中に放出された化学物質が、体の中に入り我々がもつホルモンと同じような働きをしたり、ホルモンの働きをじゃましたりする。内分泌攪乱化学物質、ホルモン様化学物質、内分泌障害性化学物質ともよぶ。

内分泌攪乱化学物質 (環境ホルモン) は、非常に微量で作用し、体内に蓄積するものがあつたり (生物濃縮)、母親から子供に移行し、子供が大人になってから発現するなど、影響が分かりにくく、因果関係の解明が難しくもなっている。

また、現在、内分泌攪乱作用が疑われている化学物質は約70物質あるが、我々の身の回りには約5万～8万種という多くの化学物質が存在しており、影響が不明なものもまだ多い。

#### 《環境ホルモンの種類》

用途から分類した環境ホルモンの主な種類は以下のとおり。

(a) 産業化学物質 (合成洗剤、塗料、化粧品、プラスチック可塑剤等)

ノニルフェノール、オクチルフェノールなどのアルキルフェノール類。ビスフェノールAを含むビフェノール化合物の一部。フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジブチルなどのフタル酸化合物。他。

(b) ダイオキシン類

1983年、西日本のごみ焼却場の燃えかすから検出、ごみ焼却との関連がクローズアップされた。塩化ビニルなど塩素系化合物の焼却で多く生成される。

「環境基準」 土壌1,000pg/g 水質 1 pg/L 大気0.6pg/m<sup>3</sup>

(c) 農薬 (除草剤、抗真菌、殺虫剤等)

DDT (DDD、DDE)、エンドサルファン、メトキシクロル、ヘプタクロル、トキサフェン、ディエルドリン、リンデン等。(DDTは現在も発展途上国で使用)

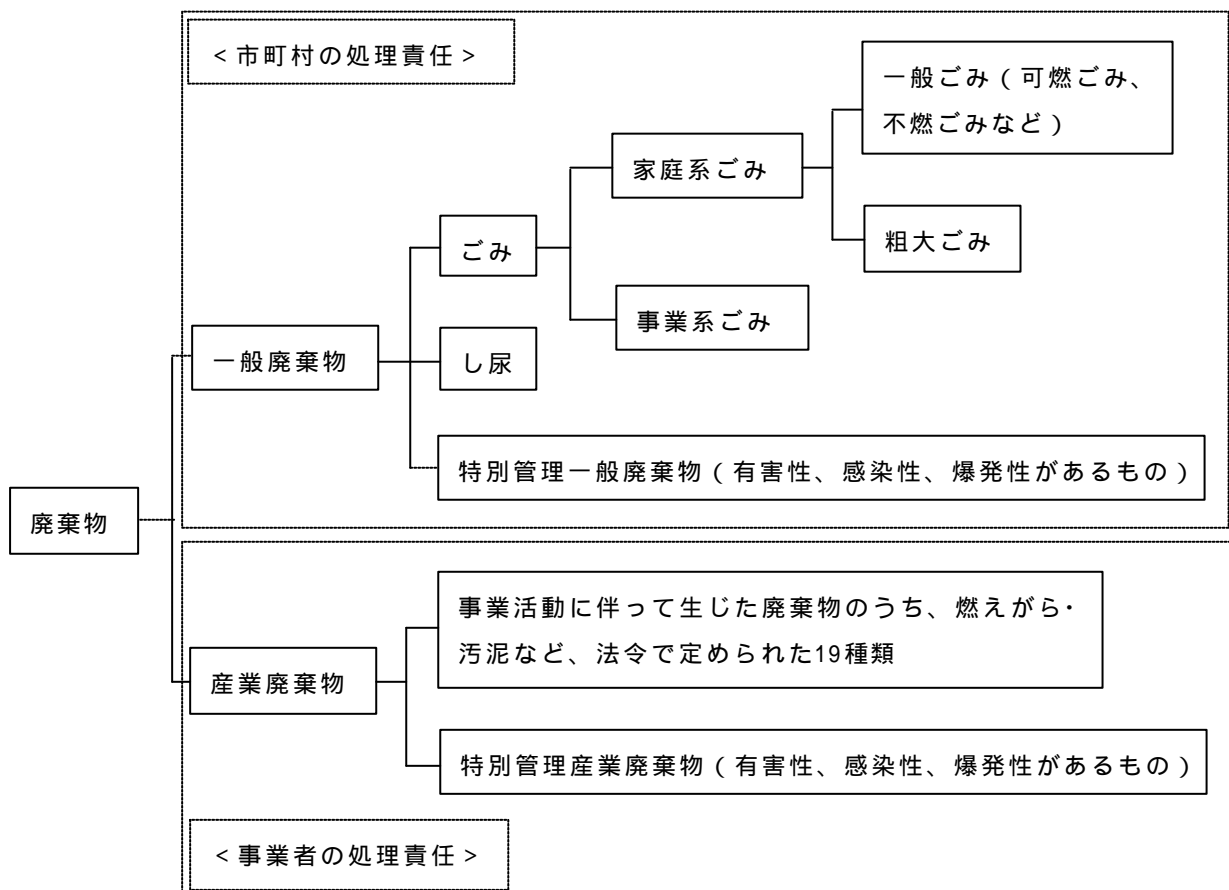
(d) 医薬品 (合成ホルモン)

DES (diethylstilbestrol)、エチニルエストラジオール (経口避妊薬)

(e) 天然物質

大豆には、植物性エストロゲンであるジェニスタインが含まれている。しかしこれは同じものを多量に毎日食べ続けると影響が出る程度である。

### 廃棄物の区分



出典 :厚生省水道環境部 (現 環境省)「ごみの話」



## 家庭で使用される主な有機溶剤、殺虫剤などの有害化学物質

化学物質の名称	主な含有製品
<b>有機溶剤</b>	
1.アセトン	接着剤、ガラスクリナー、ワックス、塗料の溶剤、マニキュア液、除光液
2.イソプロピルアルコール	接着剤、塗料の溶剤、マニキュア液、除光液
3.エチルセロソルブ	塗料の有機溶剤
4.キシレン	塗料、ベンジン、マーキングペン、シンナー
5.酢酸エチル	塗料の溶剤、マニキュア液
6.酢酸ブチル	接着剤、マーキングペン、塗料の溶剤
7.トリエン	塗料の溶剤、シンナー
8.ブタノール	塗料の溶剤
9.ヘキサン	接着剤、防水スプレー、染み抜き剤、シンナー
10.メチルイソブチルケトン	塗料の溶剤
<b>殺虫剤・殺菌剤・除草剤</b>	
11.アセフェート	有機リン系殺虫剤(農薬名:オルトラン)
12.イソキサチオン	有機リン系殺虫剤(農薬名:カルホス)
13.ジクロロボス	有機リン系殺虫剤(農薬名:DDVP、ホスピット、デッパー)
14.ダイアジノン	有機リン系殺虫剤(農薬名:ディブテックス、ネキリトン)
15.トリクロルホン	有機リン系殺虫剤
16.フェニトロチオン	有機リン系殺虫剤(農薬名:スミチオン、ガットサイトS)
17.オキシシン銅	殺菌剤(農薬名:オキシシン銅、サンキノリン系)
18.キャプタン	殺菌剤(農薬名:オーソサイド、キャプタン)
19.クロロタロニル	殺菌剤(農薬名:ダコニール、ダコスモーク)
20.シマジン	除草剤(農薬名:シマジン、CAT)
21.フェノバルブ	カーバメイト系殺虫剤
22.クレゾール	害虫用殺虫剤
23.パラジクロロベンゼン	防虫剤、消臭芳香剤
<b>その他</b>	
24.ホルムアルデヒド	尿素樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂
25.水銀	体温計、乾電池、蛍光灯

出典:東京都環境保全局(現 環境局)「家庭で使われる有害化学物質の基礎知識」

## 6 市民による環境基本計画案作成経緯

### 市民会議

年 月 日	内 容
平成 11 年 6 月 1 日	広報はむらにより参加者募集
7 月 3 日	第 1 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民会議・計画策定概要説明</li> <li>● 参加者自己紹介</li> <li>● 部会の設置</li> </ul>
7 月 18 日	第 2 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 部会長・書記の選任</li> <li>● 座長・副座長の選任</li> <li>● 素案骨子(第 1 章 計画策定の背景及び役割)説明</li> </ul>
8 月 23 日	第 3 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画策定の背景検討</li> <li>● 素案骨子(第 1 章 計画策定の背景及び役割)説明</li> </ul>
9 月 21 日	第 4 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 素案骨子(第 2 章 環境の現状と課題)説明</li> <li>● 各部会ごとに打合せ</li> <li>● 部会報告</li> </ul>
10 月 20 日	第 5 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各部会状況報告</li> </ul>
11 月 18 日	第 6 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全体確認事項(ゾーニング、部会の分担、基本理念・環境の目標)検討</li> <li>● 各部会状況報告</li> </ul>
12 月 17 日	第 7 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各部会状況報告</li> </ul>
平成 12 年 1 月 22 日	第 8 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各部会状況報告</li> </ul>
2 月 20 日	第 9 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各部会状況報告</li> <li>● 基本理念・環境の目標の検討</li> </ul>
3 月 13 日	第 10 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各部会状況報告</li> <li>● ゾーニングの検討</li> </ul>
4 月 18 日	第 11 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 正副部会長会議報告</li> <li>● 各部会状況報告</li> <li>● 環境の目標の検討</li> <li>● 全体の取りまとめの検討</li> </ul>
5 月 17 日	第 12 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境基本計画の目標の設定</li> <li>● 取りまとめ作業部会報告</li> <li>● 部会状況報告</li> </ul>
6 月 2 日	第 13 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取りまとめ作業部会報告</li> </ul>
6 月 15 日	第 14 回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取りまとめ作業部会報告</li> </ul>

6月18日	第15回 羽村市環境基本計画案の作成に係る市民会議開催 ● 取りまとめ作業部会報告 ● 取りまとめ作業実施
6月30日	市長へ提案

### 各部会

自然環境部会	第1回	9月21日	第6回	12月9日	第11回	3月28日
	第2回	10月3日	第7回	12月17日	第12回	4月11日
	第3回	10月15日	第8回	1月15日	第13回	4月25日
	第4回	11月9日	第9回	2月1日	第14回	5月9日
	第5回	11月29日	第10回	3月12日	第15回	5月27日

都市環境部会	第1回	9月21日	第11回	12月17日	第21回	3月15日
	第2回	9月27日	第12回	12月22日	第22回	3月22日
	第3回	10月6日	第13回	1月12日	第23回	3月29日
	第4回	10月13日	第14回	1月19日	第24回	4月5日
	第5回	10月27日	第15回	2月2日	第25回	4月12日
	第6回	11月3日	第16回	2月9日	第26回	4月22日
	第7回	11月10日	第17回	2月16日	第27回	4月26日
	第8回	11月23日	第18回	2月23日	第28回	5月10日
	第9回	12月1日	第19回	3月1日	第29回	5月16日
	第10回	12月8日	第20回	3月8日	第30回	5月25日

廃棄物部会	第1回	9月21日	第9回	2月6日	第17回	5月13日
	第2回	10月3日	第10回	2月18日	第18回	5月14日
	第3回	10月17日	第11回	3月5日	第19回	5月25日
	第4回	11月28日	第12回	3月24日	第20回	6月4日
	第5回	12月11日	第13回	4月1日	第21回	6月11日
	第6回	12月17日	第14回	4月8日	第22回	6月17日
	第7回	1月7日	第15回	4月14日		
	第8回	1月25日	第16回	4月23日		

基本理念作成 作業部会	第1回	3月10日	第3回	4月23日
	第2回	3月17日	第4回	4月24日

取りまとめ 作業部会	第1回	4月27日	第6回	5月31日
	第2回	5月6日	第7回	6月4日
	第3回	5月11日	第8回	6月7日
	第4回	5月24日	第9回	6月11日
	第5回	5月28日	第10回	6月14日

### その他

8月22日	第1回 座長・副座長会議	2月27日	自然散策会
9月5日	第2回 座長・副座長会議	3月13日	第1回 正副部会長会議
9月7日	環境問題に関する学習会	4月16日	第2回 正副部会長会議
1月27日	廃棄物処理施設見学会		

市民会議参加者

役 職	氏 名	所 属 部 会	基本理念案作成 作業部会出席者	取りまとめ作業 部会出席者
座 長	吉田清四郎	都市環境部会(部会長)		
副座長	須崎新太郎	自然環境部会(部会長)		
副座長	京野清道	廃棄物部会長(部会長)		
	青木喜美子	自然環境部会		
	青木淑江	都市環境部会(書記)		
	阿部武司	廃棄物部会		
	井澤紀子	廃棄物部会		
	石塚忠治	自然環境部会		
	伊東明子	廃棄物部会		
	井上由紀	廃棄物部会		
助言者	大澤 喬	都市環境部会		
	太田知子	廃棄物部会		
	岡根陽子	廃棄物部会		
	角野克子	廃棄物部会		
	金丸みよ	自然環境部会		
	神屋敷和子	自然環境部会		
	川島憲治	廃棄物部会(副部会長)		
	川島紀子	廃棄物部会		
	京野千春	廃棄物部会		
	葛尾 豊	都市環境部会		
	倉地篤子	都市環境部会		(部会長)
	小嶋はるか	都市環境部会(書記)		
	古平直子	廃棄物部会		
	佐伯邦子	都市環境部会		
	佐藤征一	自然環境部会		
	佐藤洋子	都市環境部会		
	島田久美子	廃棄物部会		
	島田 満	自然環境部会(書記)		
	秦 良久	廃棄物部会(副部会長)		(副部会長)
	鈴木孝子	廃棄物部会(書記)		
	鈴木多美子	廃棄物部会		
	鈴木博久	廃棄物部会(書記)		
	高田和登	自然環境部会		
	田中慎二	都市環境部会		
	寺沢明子	都市環境部会(書記)		
	戸井田久美子	都市環境部会(副部会長)		
	浜中久美子	自然環境部会		
	深野三枝子	自然環境部会		
	藤野雄司	自然環境部会		
	星野 清	自然環境部会(副部会長)		
	三上 誠	都市環境部会		
	宮崎 昭	廃棄物部会		
	門間淑子	都市環境部会		
	山崎栄美子	自然環境部会(書記)		(副部会長)
	山下哲美	都市環境部会		
	山下ひろみ	自然環境部会		

	山城 康正	都市環境部会		
	吉田ますみ	廃棄物部会		
	吉野万里子	自然環境部会		

## 7 庁内における環境基本計画策定検討経緯

### 羽村市環境基本計画策定検討委員会

委員長	助役
副委員長	市民部長
委員	企画総務部長
委員	総務担当参事
委員	福祉部長
委員	都市建設部長
委員	都市整備調整担当参事
委員	水道事務所長
委員	教育次長
委員	教育委員会参事
委員	議会事務局長

年月日	内 容
平成 11 年 4 月 19 日	第 1 回 環境基本計画策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境基本計画の概要説明</li> <li>● 計画策定の背景及び役割・環境の現況と課題の検討</li> <li>● 市民・事業者意識調査結果報告</li> <li>● 市民会議等について説明</li> </ul>
5 月 10 日	第 2 回 環境基本計画策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の基本方針の検討</li> </ul>
5 月 24 日	第 3 回 環境基本計画策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の基本方針・配慮指針・推進体制と進行管理の検討</li> </ul>
平成 12 年 7 月 26 日	第 4 回 環境基本計画策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境基本計画の目標・計画策定の背景の検討</li> </ul>
7 月 26 日	第 5 回 環境基本計画策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 位置づけ・環境の範囲・対象地域・計画の期間・基本的施策（大気・悪臭）の検討</li> </ul>

7月27日	第6回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 基本的施策（水質・土壌・騒音・振動・地盤沈下・有害化学物質）の検討
8月1日	第7回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 環境基本計画案（電磁波・光害・都市景観・災害）の検討
8月15日	第8回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 環境基本計画案（安心・ごみ減量・リサイクル）の検討
8月18日	第9回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 環境基本計画案（ポイ捨て・緑・農地・水辺景観・清流・動植物）の検討
8月21日	第10回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 環境基本計画案（湧水・湿地・歴史景観・地球環境・エネルギー）の検討
9月21日	第11回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 環境基本計画案（人づくり・しくみづくり・情報公開）の検討
12月14日	第12回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 環境基本計画案の確認・修正
平成13年 2月23日	第13回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 市民意見等の集計結果報告 ● 市民意見等の計画への反映の検討
平成13年 2月27日	第14回 環境基本計画策定検討委員会開催 ● 市民意見等の計画への反映の検討

# 羽 村 市 環 境 基 本 計 画

2 0 0 1 年 ( 平 成 1 3 年 ) 3 月 発 行

編集・発行 羽村市市民部環境課

〒205 8601

羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話 042 - 555 - 1111 (代)

羽村市ホームページ <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>